

平成 2 6 年

第 3 回西原村定例会会議録

平成 2 6 年 9 月 4 日

平成 2 6 年 9 月 1 2 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

平成26年第3回定例会会期日程表

月 日	曜	区 分	日 程	備 考
9月 4日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・村長提案理由説明 ・休会の件について ・全員協議会 ・常任委員会 	
9月 5日	金	休 会	・常任委員会	
9月 6日	土	休 会		
9月 7日	日	休 会		
9月 8日	月	休 会	・常任委員会	
9月 9日	火	休 会	・道路品評会	
9月10日	水	本会議	・一般質問（2名）	
9月11日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議案審議 （認定第1号～第7号、報告第2号、承認第5号、議案第30号～第31号） 	
9月12日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議案審議 （議案第32号～第37号、同意第1号） ・発議第3号 ・農業委員の推薦について ・組合議会報告 ・委員会報告 ・委員会の閉会中の継続調査申出書 	

提 出 議 案 等

(平成26年9月4日提出)

(村長提出議案)

- | | |
|--------|---|
| 認定第 1号 | 平成25年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 2号 | 平成25年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 3号 | 平成25年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 4号 | 平成25年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 5号 | 平成25年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 6号 | 平成25年度西原村工業用水道事業会計決算の認定について |
| 認定第 7号 | 平成25年度高遊原南消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 報告第 2号 | 平成25年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 承認第 5号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第5号)平成26年度西原村一般会計補正予算(第2号)について」 |
| 議案第30号 | 西原村景観条例の制定について |
| 議案第31号 | 西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第32号 | 平成26年度西原村一般会計補正予算(第3号)について |
| 議案第33号 | 平成26年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について |

- 議案第34号 平成26年度西原村介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第35号 平成26年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第36号 平成26年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第37号 平成26年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第1号)について
- 同意第1号 西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

(平成26年9月10日提出)

(一般質問)

1番 田島敬一君 2番 西口義充君

(平成26年9月12日提出)

(議員提出議案)

発議第4号 村上貞廣議員に対する議員辞職勧告決議案

目 次

第1号(9月4日)

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 諸般の報告	5
日程第 4 村長提案理由説明(認定第1号～第7号・報告第2号・承認第5号・議案第30号～第37号・同意第1号)	5
日程第 5 休会の件について	13
散 会	13

第2号(9月10日)

議事日程第2号	15
応招議員氏名	16
出席議員氏名	17
事務局職員出席者	17
説明のため出席した者の職氏名	18
開 議	19
日程第 1 一般質問	19
(田島敬一)	19
・村内公共交通網の改善について	
・住宅リフォーム助成制度について	
・宝珠宗宝珠会の進出問題の件	
(西口義充)	30
・異臭の取り組みについて	
散 会	37

第3号(9月11日)

議事日程第3号	39
応招議員氏名	40
出席議員氏名	41

事務局職員出席者	4 1
説明のため出席した者の職氏名	4 2
開 議	4 3
日程第 1 認定第 1 号 平成25年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定について	4 3
日程第 2 認定第 2 号 平成25年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	7 5
日程第 3 認定第 3 号 平成25年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	7 6
日程第 4 認定第 4 号 平成25年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	7 7
日程第 5 認定第 5 号 平成25年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	7 8
日程第 6 認定第 6 号 平成25年度西原村工業用水道事業会計決算の認定について	8 2
日程第 7 認定第 7 号 平成25年度高遊原南消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について	8 5
日程第 8 報告第 2 号 平成25年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	8 7
日程第 9 承認第 5 号 専決処分の報告及び承認について「(専第5号)平成26年度西原村一般会計補正予算(第2号)について」	9 1
日程第10 議案第30号 西原村景観条例の制定について	9 3
日程第11 議案第31号 西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について	9 6
散 会	9 7
第4号(9月12日)	
議事日程第4号	9 9
応招議員氏名	1 0 1
出席議員氏名	1 0 2
事務局職員出席者	1 0 2
説明のため出席した者の職氏名	1 0 3
開 議	1 0 4
日程第 1 議案第32号 平成26年度西原村一般会計補正予	

		算(第3号)について	104
日程第 2	議案第33号	平成26年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について	114
日程第 3	議案第34号	平成26年度西原村介護保険特別会計補正予算(第1号)について	115
日程第 4	議案第35号	平成26年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	117
日程第 5	議案第36号	平成26年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について	118
日程第 6	議案第37号	平成26年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第1号)について	119
日程第 7	同意第 1号	西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	121
日程第 8	発議第 3号	西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣について	121
		1	
日程第 9		農業委員の推薦について	122
日程第10		組合議会報告	122
日程第11		委員会報告	123
日程第12		委員会の閉会中の継続調査申し出について	123
追加日程第1	発議第 4号	村上貞廣議員に対する議員辞職勧告決議案	124
閉 会			129
署 名			131

第 1 号 (9 月 4 日)

平成26年第3回西原村議会定例会会議録

平成26年9月4日、平成26年第3回西原村議会定例会が西原村役場に召集された。

平成26年9月4日（木曜日） 議事日程第1号

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 村長提案理由説明（認定第1号～第7号・報告第2号・承認第5号・議案第30号～第37号・同意第1号）

日程第 4 休会の件について

1、応招議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	中 村 義 光 君
議会事務局書記	麻 生 彩 華 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	日 置 和 彦 君
副 村 長	坂 本 武 君
教 育 長	曾 我 敏 秀 君
総務課長	泉 田 元 宏 君
企画商工課長	高 本 孝 嗣 君
教育課長	塚 元 利 文 君
会計管理者	矢 野 富 士 男 君
税務課長	佐 藤 光 弘 君
産業課長	海 東 義 朗 君
住民課長	片 島 信 幸 君
保育園長	園 田 久 美 代 君

午前10時00分 開会・開議

○議長（坂梨公介君）おはようございます。

本日は第3回の定例会が招集されましたところ、全員出席であります。

定足数に達しておりますので、平成26年第3回西原村議会定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番議員、山下一義君、7番議員、林田直行君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、8月26日に行われました議会運営委員会で、本日4日より12日までの9日間と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、よって会期は、本日4日より12日までの9日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

諸報告として議長から、会議規則第129条のただし書きの規定により、議員の派遣についてを報告します。

去る8月5日、町村議会正副議長研修会が熊本県市町村自治会館で開催され、「コリア・レポート」の辺真一氏による「拉致・核・ミサイルと日朝関係の行方」について講演が行われました。拉致被害者の再調査が今度の調査で終わりになり、北朝鮮と中国、また、韓国、日本との今後の関係についての説明を受けました。

また、8月25日に町村議会常任委員長、議会運営委員長研修会がグランメッセ熊本コンベンションホールで開催され、国際医療福祉大学大学院教授、高齢者住宅財団理事長、高橋紘士氏による「地域包括ケアの時代の医療福祉介護」についての講演が行われました。議長、議会運営委員長、総務福祉常任委員長、産業教育常任委員長の4名で参加しました。時々入院、いつもは在宅というモデルへの転換が必要という講演を聞きました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、村長による提案理由の説明を求めます。

（村長 日置和彦君 登壇 説明）

○村長（日置和彦君）おはようございます。

平成26年第3回西原村議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員各

位におかれましては、公私ともに大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今日も昨日からの激しい雨が断続的に降っておりますが、今年の夏は近年になく天候が悪く、梅雨空を思わせるほど日照不足が続いております。異常気象と表現され、8月の猛暑日は1日もなく、平均気温も例年に比べると低くなっていると思われまます。雨が全然降らなかった日は8月中で1日だけだったというふうに聞くところがございます。農作物のできればえにも大きく影響しないか大変心配しているところでもございます。

また、台風8号、11号も熊本に接近、上陸しないか、大変心配しておりましたが、無事県内を避けてくれました。しかし、日本各地、今年の夏は大雨による被害が多く発生しております。台風等による四国の大雨、京都、北海道、そして広島では、土砂流出で甚大な被害が発生し、家屋の流出や多くの犠牲者が出ております。一日も早い復旧・復興を願うものであります。被災地の方々に心からお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

ピンポイント的に発生する集中豪雨、私どもの地域でもいつ発生するかわからない気象状況に、心の準備だけは強く持っていかなきゃならないと心新たにしているところでもあります。

さて、本定例会は、平成25年度の決算認定が主な議題であります。監査委員さんにおかれましては、7月15日から7月31日までの16日間、慎重に監査をしていただき、大変ご苦勞をおかけいたしました。ご報告の中で議員各位のご指導と職員の努力の成果を高く評価していただきました。今後もお褒めの言葉を誇りに、またご指摘と激励の言葉を励みにさらに精進してまいりたいと考えております。今後ともご指導をよろしくお願いいたします。

平成25年度一般会計におきましては、実質収支で2億8,173万円の黒字を計上し、前年度と比較して6,161万円の増となっております。単年度収支は、平成23年度、平成24年度の赤字から6,161万円の黒字となって、大幅な増となりました。また、実質単年度収支におきましても、前年度と比べ6,653万円の増で、1億8,284万円となっております。財政状況が完全に回復したとは申しませんが、将来に向け順調に進み、夢の膨らみを感じているところであります。今後、大きな事業も控えておりますので、さらなる経費削減に努めながら議員各位のご指導とご協力を仰ぎ、健全財政運営に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、今年度も9月となり、上半期を終えようとしております。また、私どもに与えられた今任期も残り2年となり、折り返しを迎えております。2年を振り返ってみますと、河原灰床地区の開発問題に明け暮れた2年間と言っても過言ではないと思います。開俊久氏が御船で土地を買い求めたことにより、若干西原村での話題が影を薄めた感はしますが、灰床地区の土地は開氏名義のまま残っております。まだまだ予断を許さない状況に変わりはお

ございません。今後も、議会、執行部、そして住民の方々と三位一体となり、毅然たる態度で対処してまいりたいと考えておりますので、何とぞ議員各位におかれましてもご協力のほどお願い申し上げます。

私も議員の皆さん方も村民から選ばれた代表として、村民の声を声として、その声を精査しながら、住民の思いを少しでも達成できるよう努力しなければならぬと考えております。河原地区の活性化と安泰を阻害するような事案も発生しておりますが、村の発展は誰もが願うものであり、私どもの務めであり、共通の認識と捉えております。

2年間を振り返り、再度原点に立ち、村民主役の村政運営に力を注いでまいりたいと思っております。残された2年間、議員各位と車の両輪のごとく歩調を合わせ、一致団結して進めてまいりますので、今後ともご理解とご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

認定第1号、平成25年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

平成25年度の決算につきましては、住民の皆さんのご理解とご協力、議員各位のご指導をいただきながら、限られた予算で最大の効果を上げるべく、効率的でめりはりの効いた予算執行、行政運営に努め、財政の健全化を進めてきた結果、前年度に引き続き申し分のない決算をすることができました。経済状況は依然として厳しい状況の中、国の社会資本整備総合交付金や県補助事業等を活用しながら、予算執行を図ってきたところであります。

平成25年度末の積立基金残高は21億671万円で、前年度と比較しますと2億5,438万円の増となっております。地方債発行額は2億8,620万円で、前年度と比較しますと1億2,530万円の増となりましたが、発行額を公債費の元金償還額以下に抑制した結果、ピーク時の平成15年度末には49億8,902万円の残高が、今年度末には24億8万円、ピーク時の約48.1%となりました。

平成25年度の一般会計歳入歳出決算額は、歳入で41億3,607万6,202円、歳出では37億8,941万8,345円、歳入歳出差し引き額は3億4,665万7,857円で、翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支額は2億8,173万857円となりました。

歳入の33.4%を占める地方交付税は13億8,234万5,000円で、前年度と比べますと1,235万2,000円の減で、基準財政需要額の減及び基準財政収入額の増によるものです。このほか19.3%を占める村税は7億9,764万170円で、前年度と比較しますと4.4%の増となっております。

歳出の主なものとしましては、人件費6億6,536万円で前年度比2.6%、1,790万円の減となっております。主な要因としましては、職員給、退職組合負担金の減によるものです。

扶助費としましては4億2,161万円で、対前年度比14.2%、5,234万円の増

で、主な要因としましては、私立保育園運営費負担金の増等によるものです。公債費 3 億9,664万円、対前年度比16.3%の減となっております。

物件費では 3 億1,394万円で、対前年度比1.7%、551万円の減となっております。

普通建設事業費におきましては、国補助金等を活用し、道路改良事業、中学校大規模改修事業整備等を実施させていただき、9 億5,743万円で、対前年度比178.9%、4 億2,232万円の増となっております。

補助事業等につきましては 5 億9,795万円で、対前年度比151.5%、3 億6,024万円の増となっております。

決算につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を必要としますので、ご提案させていただきました。

詳細につきましては、会計管理者より説明をいたします。

認定第2号、平成25年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

歳入総額 8 億9,245万261円に対し、歳出総額 8 億3,346万5,944円で、歳入歳出差し引き額5,898万4,317円でございます。

歳入におきましては、保険税調定額 2 億4,352万9,548円に対し、収入済額 1 億9,213万6,100円で、収納率は現年度93.7%、滞納繰越分24.7%、全体で78.9%であり、収納率の前年度比は0.2%の減となっております。

歳入の主なものは、国庫支出金 2 億4,948万447円、療養給付費等交付金 6,407万8,000円、前期高齢者交付金 1 億237万8,257円、県支出金5,578万54円、共同事業交付金 1 億1,855万894円の交付があり、歳入総額の66.1%を占めており、また、一般会計からの繰入金4,022万8,665円、基金繰入金2,000万円、繰越金4,693万4,443円となっております。

歳出の主なものは、保険給付費 5 億3,283万4,928円で歳出全体の63.9%を占めております。後期高齢者支援金につきましては 1 億522万2,394円、介護納付金につきましては5,458万9,833円、共同事業拠出金につきましては 1 億1,503万4,674円の支出となっております。

詳細につきましては、会計管理者よりご説明いたします。

認定第3号、平成25年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

歳入総額 5 億7,176万4,269円に対し、歳出総額 5 億2,574万8,966円で、歳入歳出差し引き額4,601万5,303円でございます。

平成25年度末の人口7,092人に対し、65歳以上の第1号被保険者数は1,810人、高齢化率は25.7%という状況にあります。平成26年3月末現在で300人が介護認定を受け、そのうち271人が介護サービスを受けられております。内訳としまして、居宅介護サービス186人、地域密着型サービス22人、施設介護サービス63人で、居宅介護サービスの利用率は地域密着型サービスを含

め76.8%となっています。

歳入の主なものは、国・県支払基金からの交付金が3億6,433万9,821円で、歳入総額の63.7%を占め、一般会計からの繰入金7,190万9,995円で12.6%を占めております。

歳出の主なものは、保険給付費5億680万5,438円で、歳出総額の96.4%を占めております。

詳細につきましては、会計管理者よりご説明いたします。

認定第4号、平成25年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

歳入総額6,087万7,389円に対し、歳出総額5,834万5,047円で、歳入歳出差し引き額253万2,342円でございます。

平成25年度末の人口7,092人に対し、被保険者数は1,061人でございます。歳入につきましては、保険料現年度調定額3,450万2,600円に対し、収入済額3,434万100円であり、公的年金からの特別徴収対象者が全体の約83%を占めており、現年度収納率は99.5%となっております。

そのほか歳入の主なものとしたしましては、保険基盤安定繰入金2,253万9,729円で、保険料収納額と合わせ、歳入総額の93.6%を占めております。

歳出の主なものは、保険料負担金3,441万6,900円、保険基盤安定負担金2,253万9,729円で、歳出全体の97.6%を占めております。また、後期高齢者の療養給付費につきましては、一般会計より負担金として拠出しております。

詳細につきましては、会計管理者よりご説明いたします。

認定第5号、平成25年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

歳入総額7,137万9,293円に対し、歳出総額5,858万3,933円となり、歳入歳出差し引き額は1,279万5,360円でございます。

主な内容としまして、歳入では、水道事業収益の営業収益6,029万6,299円、繰越金1,102万1,357円、財産収入6万1,637円、歳出におきましては、人件費698万986円、電気料等光熱水費708万5,670円、委託料382万8,720円、企業債償還金1,622万3,000円などとなっております。

平成25年度末の給水人口は、村人口の54.8%の3,897人となっております、年々増加傾向にあります。

なお、水道料金の収入状況は、昨年度に引き続き収納率100%にすることができました。

詳細につきましては、会計管理者よりご説明いたします。

認定第6号、平成25年度西原村工業用水道事業特別会計決算の認定についてご説明申し上げます。

収益的収支におきましては、工業用水道事業収益は1,729万1,671円で、前年度に比べ88万3,368円の減収となりました。

工業用水道事業費用におきましては1,169万1,865円となり、前年度に比べ155万8,360円の増額となりました。

また、資本的支出につきましては203万480円で、前年度に比べ12万2,120円の増額になりました。なお、企業債につきましては、これによって残高が0となりました。

なお、余剰金につきましては683万956円で、前年度に比べ236万194円の減益となりました。

詳細につきましては、産業課長よりご説明申し上げます。

認定第7号、平成25年度高遊原南消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

歳入総額7億9,141万7,267円に対し、歳出総額5億8,759万2,758円で、歳入歳出差し引き額2億382万4,509円でございます。

なお、組合解散に伴う決算につきましては、地方自治法施行令第5条第3項の規定により、構成団体の監査委員がその審査を行い、議会の認定に付することとされております。

詳細につきましては、会計管理者よりご説明申し上げます。

報告第2号、平成25年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月に公布され、この法律に基づき健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務づけられております。

公表するのは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの健全化判断比率と公営企業の資金不足比率となっております。

詳細につきましては、総務課長よりご報告いたします。

承認第5号、専決処分の報告及び承認について「(専第5号)平成26年度西原村一般会計補正予算(第2号)」についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額を31億6,057万3,000円とするものです。7月2日から3日に発生いたしました梅雨前線豪雨により村道小野滝線の路側が被災し、9月上旬の災害査定を受けるため、緊急に測量設計委託料が必要となりました。また、7月7日早朝の落雷により西原中学校の自動火災報知機が故障したため、緊急に修繕費が必要となることから、早急に予算補正が必要となり、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分し、予算執行をさせていただくこととしました。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第30号、西原村景観条例の制定についてご説明申し上げます。

本村は、阿蘇外輪山系の俵山、冠ヶ岳など、その一帯に広大な牧野、原野

を有するほか、山間地の森林には緑と清流に囲まれた貴重な自然環境が維持されてきております。また、村内には埋蔵文化財を初めとして、歴史的・文化的施設があり、それぞれの地域では、これを育み、日々の生活を通して維持に努め、歴史的風土を残してきているところでもあります。

これらの自然環境及び歴史的農村環境は本村固有の財産であることから、本村の景観特性として保全していく必要があります。このため条例により村、村民及び事業者の村土の景観形成に関する責務を明らかにするとともに、景観法（平成16年法律第110号）の規定に基づく景観計画の策定及び行為の規制等に関して必要な事項並びに景観形成のための活動の促進に関する事柄を定め、地域の特性が生かされた景観の保全と創造を図り、もって緑と水が豊かで村民にとって誇りと愛着の持てる村土の醸成に資することを目的に、条例の制定をお願いするものであります。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

議案第31号、西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

今回の改正は、3月の議会定例会におきまして、給水区域の編入に伴う陳情書が給水区域外の地権者より提出されたことに伴い、産業教育常任委員会、執行部合同で現地調査等を実施し、検討を重ねた結果、6月の議会定例会において採択されたことを受け、今回、西原村中央簡易水道給水条例第2条第1項第2号の給水区域の変更をご提案させていただくものでございます。

詳細につきましては、産業課長よりご説明いたします。

議案第32号、平成26年度西原村一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,786万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億2,844万円とするものでございます。

歳入の主なものを申し上げますと、地方交付税9,150万8,000円、国庫支出金1,425万2,000円、県支出金1,920万6,000円、繰越金2億2,173万円、雑入3,102万1,000円の増額補正、村債1,970万円の減額補正でございます。

歳出につきましては、総務費で地方財政法第7条の規定により、繰越金のうち純剰余金の2分の1の1億4,100万円を財政調整基金に積み立てております。公営住宅管理費で、2月1日に消失しました村営住宅の新築（1棟3戸）工事費5,100万円の増額補正、農林水産業費では、農業振興費1,306万2,000円、農地費587万円、ほ場整備費333万4,000円、公団造林費843万6,000円の増額補正、商工費では、観光費で急速充電設置工事関係で601万円の増額補正、土木費では、道路新設改良費6,570万円の増額補正、教育費では、学校管理費で山西小学校太陽光発電設置導入工事等で849万5,000円の増額補正となっております。予備費に4,606万1,000円の増額補正で、補正後の額と

いたしましては5,739万2,000円となっております。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第33号、平成26年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,688万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,283万9,000円とするものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、平成25年度決算に伴う繰越金5,688万6,000円の増額補正でございます。

歳出につきましては、諸支出金に1,070万7,000円の増額補正、予備費に4,613万3,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、住民課長よりご説明申し上げます。

議案第34号、平成26年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,532万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,580万2,000円とするものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、支払基金交付金70万3,000円の増額補正、県支出金161万1,000円の増額補正、平成25年度決算に伴う繰越金3,301万5,000円の増額補正でございます。

歳出につきましては、諸支出金に585万8,000円の増額補正、予備費に2,947万1,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第35号、平成26年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ253万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,899万8,000円とするものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、平成25年度決算に伴う繰越金253万1,000円の増額補正でございます。

歳出につきましては、諸支出金に12万1,000円の増額補正、予備費に241万円の増額補正でございます。

詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第36号、平成26年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ379万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,383万1,000円とするものでございます。

主な内容について申し上げますと、歳入につきましては、繰越金の379万5,000円の増額補正となっております。

歳出につきましては、営業費用の業務費25万円の増額補正、予備費354万5,000円の増額補正を行っております。

詳細につきましては、産業課長よりご説明いたします。

議案第37号、平成26年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の収益的収入支出の予算の総額を1,897万1,000円とするものです。

主な内容としましては、営業費用139万8,000円の増額補正及び予備費に139万8,000円の減額補正を行っております。

詳細につきましては、産業課長よりご説明いたします。

同意第1号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

現委員の中村正澄氏が平成26年10月18日で任期満了となりますので、新しく委員を□岡哲也氏にお願いしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

以上、認定7件、報告1件、承認1件、議案8件、同意1件、合計18件でございます。議員各位におかれましては、全案件とも慎重審議をしていただき、何とぞご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。大変お世話になります。

○議長（坂梨公介君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第5、休会の件について議題とします。

お諮りします。明日5日から9日まで本会議を休会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、明日5日から9日まで休会とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、次の会議は9月10日午前10時より議事日程第2号のとおり行います。

本日はこれをもって散会します。

午前10時38分 散会

第 2 号 (9 月 1 0 日)

平成26年第3回西原村議会定例会会議録

平成26年9月10日、平成26年第3回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成26年9月10日（水曜日） 議事日程第2号

日程第 1 一般質問

1、応招議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	中 村 義 光 君
議会事務局書記	麻 生 彩 華 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	日 置 和 彦 君
副 村 長	坂 本 武 君
教 育 長	曾 我 敏 秀 君
総務課長	泉 田 元 宏 君
企画商工課長	高 本 孝 嗣 君
教育課長	塚 元 利 文 君
会計管理者	矢 野 富 士 男 君
税務課長	佐 藤 光 弘 君
産業課長	海 東 義 朗 君
住民課長	片 島 信 幸 君
保育園長	園 田 久 美 代 君

午前10時00分 開議

○議長（坂梨公介君）おはようございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第2号のとおり行います。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、8月26日に行われました議会運営委員会の中で、発言時間はおのおの50分以内と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、50分以内と決定します。

受領番号1番、10番議員、田島敬一君。件数3件、発言を許します。

（10番議員 田島敬一君 登壇 質問）

○10番議員（田島敬一君）おはようございます。田島敬一でございます。

3項目ご質問をさせていただきたいと存じます。村執行部におかれましては、色々と本来の業務とは違うことで手を取られ、足を取られておられることだろうと思っておりますけれども、どうぞご答弁よろしく願いいたします。

まず、1点目です。村内公共交通網の改善についてということでございます。

村内を歩いていますと、さまざまな人からよくご意見、ご要望を聞くわけでございますけれども、お年寄りの方々も、周辺部の高齢化が進んでいる地域でも、福祉タクシー券ということで、大変ありがたいことを言われております。しかしながら、今度は新興住宅地と申しますか中心部に近いあたり、ここでは、若い世代あるいは新興住宅地と申しましてももう数十年たちまして、親世代は結構いい年になりました。そしてまた、子どもたちは高校生とか、成長してこられています。

そういった方々から、確かに西原村は子育て支援ということでさまざまな施策を取り組んでいただいて喜んでおりましたけれども、小中学校までと、そして高校生になりますと、今度は市内の高校などに通おうとすると、なかなか便利が悪くて、バスの、結局親が仕事をやりくって送り迎えをすると、しなければならぬというようなことで、産交バスは通っておりますけれども、バスの便が少ないと。確かに一部ダイヤ改正がされまして、早朝の便は早くなりまして、何とか朝の課外には間に合うというぎりぎりな線まで改善がなされました。しかし、今度は帰りになりますと、やはり部活動だとか色々あります。遅い便がないというようなことで、何とかこの西原村の長期的展望に立ちますと、少子化、これを改善するためにはどうしても交通の便というものを改善していくべきではないかと。そういうところに立ちますと、

やはり長期戦略といいますか、これが本腰を入れて考えていくべきときではないかと思う次第でございます。

周りを見渡してみますと、西原村のすぐ近く、数kmのところ、阿蘇くまもと空港という熊本県内の公共交通網からしますと一つの結節点、また、センターと言ってもいいというぐらいの拠点がありながら、西原村はそれを本当に十分に活用できていないのではないかと。この思いというのは、もう私は前々から思っておりましたが、やはり村内の方々も、これさえ何とか改善できたならという言葉が、次から次に色んなところで耳にされるわけでございます。

特に最近、熊本県知事、蒲島郁夫さんも、知事も、熊本空港を来るべき南海大地震の津波被害が予想されておりますので、全九州的な視野に立って、津波の影響のない、全くない熊本空港あたりが、災害の拠点、防災拠点に、全県的な意味だけじゃなくて、全九州的な意味に立った防災拠点にしようということで、国にも働きかけておられるようでございます。そうなりますと、その防災拠点と目されておりますのは、熊本空港の東の、滑走路の東の少し南あたりと、こういったところが考えられているようです。

それで、私も、しょっちゅうバイクでその周辺をできるだけ頻繁に通って、状況を確認しているところでございますけれども、そこでは職員用の駐車場というものまでできていたり、そういったところとも関連づけて、うまく産交に対しても村として交渉をされたら、何とか突破口ができて、西原村内の適当な場所に始発のための車庫あるいは終点の車庫とか、こういったものを誘致していくことができなにかというふうに思う次第でございます。

産交バスは、聞くところによりますと会社の経営形態が変わって、首脳陣が以前とは違うようにも聞いております。交渉していけば発想がやわらかくて、もちろん利益が出るかどうかというのが企業でございますから、その辺は交渉の中で色々出てくるのではないかというふうに思います。何しろ村内の高校生あるいは若い通勤・通学の方々の利便性を高めるということで、西原村内の少子化を食いとめていく一つの大きな戦略になりはしないかと思っておりますので、その辺のお考えをお願いいたします。

また、次に、山西経由で大津と益城の木山、これを結んでいるバスの便が、私が何回バスが通り過ぎるのを見かけましても、乗客がほとんどいないか0と、空車で走っているという状況です。補助金を出しているから、もし、万が一利用される方があった場合に、利用できるからいいではないかということもわかりますけれども、やはり現在のガソリン代が高騰したり、また、二酸化炭素による地球温暖化などということで、やはり公共交通網はいかに利便性を高めるのか、また、いかに利用者の要望に沿った形での運行ができるのかということが、二酸化炭素排出削減という意味でも大変重要ではないかと思っております。

その点では、議会の総務福祉常任委員会で研修に行きました山都町では、スクールバスが最初運行しておりましたが、そのスクールバスは、登下校に関係のない時間帯は、何か町民のために利用できやしないかというようなことで模索されて、それが昼間の時間帯を町民の利便性のために転用することができております。西原村には、もちろんスクールバス、転用しようにもスクールバスというもの自体がありませんのでできませんけれども、その辺を考えてみますと、やはり西原村においても中山間地から小学校・中学校に通う生徒ができてもおかしくはないと。子どもたちを増やしていかなくてもならないという長期戦だから言いますと、そういうことも考えまして、また、河原小学校は、過疎化のために生徒数が少なくなっております。それを何とか食いとめるために、送り迎えされている親御さんたちもおられるかと存じます。スクールバスの需要というのが全くないわけではありませんし、これを思い切って取り組んで、そして昼間の時間帯は住民の足として活用する、このようなやり方は考えられないかどうか、お尋ねいたします。

○議長（坂梨公介君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）お答えをさせていただきます。

田島議員には、冒頭のお気遣いをありがとうございます。精いっぱい本来の業務に務めてまいりたいというふうに思っております。

村内公共交通網の改善についてということでございます。2点ほどあるかと思えます。質問の要旨が長うございますが、簡単に申しますと、県の防災拠点西原村に近いほうに作ろうという動きをてこにして、バスの終点及び始発車庫あたり、村内に誘致できるよう産交と交渉してはどうかということと、2点目が、山西経由で大津と益城を結ぶバス便の乗客が少ないのが現状だ。山都町の交通網整備を学んで導入してみてもどうかという質問でございます。

1点目、お答えをさせていただきます。

お尋ねの、まず、県の防災拠点、九州を支える広域防災拠点の構想について若干話をさせていただきたいと思えます。

東日本大震災後、広域的な災害対応の必要性が認識をされております。九州でも先ほど申されましたように、南海トラフ巨大地震の被害発想では、大分、宮崎、鹿児島を中心として、広範囲かつ甚大な被害が発生することが示されるところであります。また、地球温暖化等により異常気象が懸念されている中、大型台風や同時多発的な豪雨災害が多く発生しているところでもございます。このようなことから、九州においても県境を越える広域的な災害対策体制の整備が必要であり、九州を支える広域防災拠点への取り組みが行われているところでございます。

そこで、九州を支える広域防災拠点への取り組みでございますが、九州地

区における広域的な災害対策活動を行う合同現地対策本部を九州の中央に位置する熊本県への誘致ということで、今申されましたように蒲島知事が動いております。ヘリコプターを活用した情報収集体制の充実・強化あるいは支援物資の迅速な受け入れ、搬送等の機能強化のため、集積拠点となる県産業展示場を中心とした整備となっております。

次に、熊本の防災拠点としての優位性でありますけれども、その優位性は、1、九州の中央に位置している。熊本県から各県までの距離が100km前後のため、活動拠点として最適である。

2、防災拠点としての指令機能を有している。このことは、陸上自衛隊の九州を統括する西部方面総監部や九州南部を管轄する第8師団司令部と、主要な実働部隊が駐屯をしておる。

3番目に、災害時の医療拠点として機能を有している。人口当たりの病院数、病床数、医師数が全国でもトップクラスと。災害医療派遣の実績豊富な日赤熊本県支部を初めとした災害医療体制が充実しておる。

4番目に、迅速に水や食料などを供給する能力を有しておる。陸上自衛隊高遊原分屯地に大型輸送ヘリが九州で唯一配置がある。で、良質な地下水が豊富である。

5番目に、各防災拠点が災害リスクの低い市街地の外縁部かつ内陸部に立地をしている。

災害に強く、即応能力を有している阿蘇くまもと空港があるということで、そのことは、結局この空港は津波被害のない内陸部に位置し、発着回数に余裕があるというふうに、以上のように構想が示されております。

このように、この構想は、地理的優位性を生かし、九州が広域的に被災した場合の支援体制の強化を図る目的で、災害支援のための航空機が複数機駐機可能なエプロンを、阿蘇くまもと空港周辺県有地2.5haに整備する計画で、県域を越えた広域的な災害に迅速に対応するためのものであります。

しかし、この広域防災拠点の誘致には、熊本だけではなく、福岡、大分、宮崎も設置を求めています。9月8日、つい先日ですけれども、熊日の記事に一部載っておりますので、一部を紹介させていただきますと、「誘致に熱心なのは熊本だけではない。福岡は2つの空港や博多港を持つ交通の要所で、被災地を支える人物や物資の供給が最も大きいと主張をしておる。一方、被災のリスクが大きい大分、宮崎は、現地の実情を把握するには被災地に近く置くべきだ」と、それぞれ地元への設置を求めています。候補地選定を所管する内閣の担当は「被害想定では大分、宮崎、国の機関は福岡、熊本に多いということで、大変難しい問題である」というふうに、熊日のほうは書いておるところでございます。今後どうなるかわからないので、今後、注視をしていかなければならないと思っております。

熊本空港がこの拠点となれば、私どもは宮崎から熊本に来る道路も必要に

なるというふうに思っております。そのことは堂園小森線、これは是が非でも必要不可欠であり、改良工事に弾みがつくことを、我々はそちらのほうを期待しているところでございます。

それから、産交バスの終点及び始発車庫を村に誘致できるよう交渉してはということでございますけれども、一般の通常の生活に関連するものではありませんので、交渉できるものではないというふうに思っております。

村内の公共の交通網につきましては、現在、快速たかもり号が運行し、村内の停留所も3カ所から5カ所に増えております。高校生がどれだけ利用しているかはまだ把握しておりませんが、空港経由で要所で停まるため、通行状況を、時刻表でございますけれども、見てみますと、熊本市内方面や市内の高校に通う高校生にとっては、利便性は増しておるというふうに思っております。

産交バスにつきましては、現在、木山産交を起点として、山西、森経由、大津産交終点の営業距離24.6kmと、木山産交起点で山西岩坂経由、大津産交終点の営業距離24.9kmの2系統がございます。平成25年度の運行実績を見てみますと、平成25年度と申しましても、平成24年10月から平成25年の9月30日までの1年間でございますけれども、輸送人口は4%減少しております。

詳細について申しますと、木山産交起点、山西、森、大津産交終点系統が、1日当たり運行回数6.5回、平均乗車密度0.7人、1日当たりの輸送量4.5人で、運行に要した経常費用が2,372万4,346円、経常収入が348万8,140円。ということは、経常欠損額が2,023万6,000円となっております。

木山産交を起点とした山西、岩坂、大津産交終点の系統が、1日当たり運行回数が3.4回、平均乗車密度0.7人、1日当たりの輸送量2.3人で、運行に要した経常費用が1,249万4,469円、経常収入174万1,067円で、これも赤字に当たります経常欠損額が1,075万3,402円となっております。

2系統の経常欠損額、そこに書いてございますが、3,098万9,000円につきましては、沿線の町村である益城、大津、西原で、営業距離によって補填をしているところでございます。

それぞれの負担額を申しますと、もう距離は申しませんが、益城町が853万1,000円、大津町が1,066万7,000円、西原村が1,179万1,000円となっております。その合計が3,098万9,000円でございます。

この補助制度は、平成3年から始まっており、平成6年度からは廃止代替バス路線となっており、欠損額を補填しているところでございます。この欠損額の補填分につきましては、県生活交通維持・活性化交付金110万8,000円を差し引いた村負担分の8割を交付税措置されることとなっておりますので、実質村が負担するのは二、三百万円程度になると思います。

現在、熊本市方面の高校に進学している生徒は九十五、六人ほどで、そのうちバス通学がどれだけいるかはわかりませんが、通学生徒定期券に

つきましては、木山営業所乗りかえのため、西原から熊本市の区間の定期券の購入ができません。西原木山・木山熊本市と二重に定期券を購入する必要があります。初乗り料金が2回となって、割高となっております。生徒の中には、木山営業所まで送迎してもらい、木山からの定期券を購入しているようでございます。

以前、桂議員が一般質問をされたときも答弁をさせていただいたとおり、西原村の路線バスは、益城町、大津町の協力があってこそ運行されているということでございます。

昭和40年前半ごろまでは、万徳に産交バスの車庫がございました。今日のような状況の中で、産交バスに、本村にバスの終点・始発車庫の誘致をお願いできる状態ではございません。

2点目の山都町の交通網整備を学んで導入してはどうかということでございますが、昨年2月に、先ほど申されましたように、総務福祉常任委員会の行政視察をされたので、それでのご質問かと思えますけれども、山都町におかれましては住民からの要望のもと、委託先事業所、教育委員会、担当課の専門部会で協議され、公共交通機関、福祉医療関係、道路維持関係等の承認を受け、現在、スクールバスをベースに39台のバスで28路線を運行させておられるようですが、財政面でいいますと、委託費、補助金だけを見ますと、ふれあいバス委託当初の平成20年度から比べて負担が若干減ってきているようですが、バスの購入費、維持費を考えますと、かなりの財政的負担があるのではないかと思います。スクールバスとしての役割、生活路線としての維持、住民向けダイヤ編成等、課題も多いようでございます。村といたしましては、平成22年度より行っております福祉タクシーを充実させながら、多くの方の意見を賜りながら慎重に対処してまいりたいと思います。

お尋ねの山都町の公共交通の件でつけ加えて申しますならば、山都町の面積は544.83km²、県内自治体では、天草市、八代市に次いで3番目に広い面積であります。西原村の約7倍もあります。小学校7校、中学校3校あり、町村合併した場所の現状を鑑みるならば、地域公共交通の必要性も理解するところであります。しかし、毎年度1億3,000万以上の赤字になっていると資料にあるとおり、町の財政負担から推察すれば大変厳しいのではないかと思います。西原村においては、まだまだ福祉タクシーを充実させたほうが得策ではないかと思っております。村として、あの山都町を参考に導入する考えは、今のところ全くございません。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）2回目、お願いします。

○10番議員（田島敬一君）はい。産交バスとの交渉をされるつもりはないというご返事でもございましたけれども、現在の村内の公共交通網がこれでもいいのかどうかというような村民の思いというのは、大変根強くあるようございます。私は、やはり色々なさまざまなことを勘案しまして、どういうふう

にするのが西原村にとって最善のやり方であるのかということ、現状でいいということではなくて、やはり改善のための委員会だとか、プロジェクトチームを組んで検討していくというような、そういった要するにこれでいいのかということを考えるチームというものを設けてはどうかというふうに思う次第でございます。その点ではどうかということ、防災拠点については、熊日に記事が数日前ありましたのは私も読みましたけれども、現実、全九州の防災拠点になる・ならないは別といたしまして、あそこに何らかの拠点らしきものができつつあるように、私にはそこ、前を通りまして見ているわけですが、職員のための会社がいろいろと立ち並んできました。それを見るだけでもやはりそういった方々の需要もあるわけですから、何らかのやはり産交との打診をするということもあり得るのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）バス会社をお願いするつもりはないとは申しておりません。要は直行便、西原から熊本までの直行便をお願いするならばというふうに思っているところでございます。やはり料金が違うと。西原から木山までと、木山から市内までといろいろな問題がございますので、この料金改定を、改定というか高くなる部分をどうしたらいいかということも今考えておるところでございます。そして、高校生あたりが利用しやすいようなダイヤの編成、改正、そこら辺もお願いするならばというふうに思っているところでございます。

そういう中で、産交をお願いする中で、できることとできないことがあると思います。直行便は、お願いするならばはしないかと自分なりには思っておりますけれども、料金とか、ダイヤの編成とか、今の現状を、バス会社の現状を見ますとなかなか厳しいところがありはしないかというふうに、私が経営者だったら、これはできませんよというような感じではなかろうかなというふうに思っております。その中で、村で対策を講じるならばどうしたらいいかということでございますけれども、前向きな答弁と申しますか、させていただけますなら、やはり路線バスをこれは維持しなければならないというふうに思っておりますので、利用者増のためには、熊本市まで高校生が通うその直行便と乗り継ぎの便の料金の差額、このあたりを村あたりがどうか補助できないかというような思いもしております。割高分ですね。

それと、やはり福祉タクシーもございますけれども、団塊の世代がもう65歳を過ぎようとしておる中で、今後、さらに高齢化社会になってくる。ここ1年間で高齢化率もポンポンと上がっております。免許を持っている人も、高齢化になれば熊本市まで行くのには、やはり危険が伴うようになって運転ができない。益城や木山まではできるけれども、その先は行けんという高齢者の方々も多くおられると思いますので、高齢者の方々にもやはり福祉パ

スと一緒に、75歳以上になったら何らかの手だてを、バスに乗る手だても考えていかなければならないんじゃないかなろうかなど。今すぐじゃなくても、今後の福祉の村づくりのためには、今後前向きにそこあたりは検討させていただければというふうに思っております。以上です。

○10番議員（田島敬一君）ありがとうございました。

○議長（坂梨公介君）3回目まとめてください。

○10番議員（田島敬一君）はい。まとめさせていただきます。

大変前向きな答弁をいただきましてありがとうございました。やはり私たちはいろいろと考えていかなくってはなりませんけれども、私一人の考えでは知恵が足りない。また、しかし、三人寄れば文殊の知恵と言います。住民が何人か、10名ぐらいでもこの問題に意識のある、知識のある、知恵のある人に集まっていたら検討を始めるというようなことが私は望ましいと思いますけれども、村長もこれからいろいろと住民集会だとか、さまざまな場面に出て行かれると思います。そういったところでは、ぜひ、村民の知恵を集めていただきますようによろしく願いいたしまして、次に移ります。

2点目、住宅リフォーム助成制度についてですが、村内経済を見ていますと、やはりこれをいかに活性化するかということ施策としていろいろと取り組んでいかなければならないのではないかと思いますのは、今、国の全体の経済がなかなか前年度比のGDPが、この4月以来の3カ月間が年率換算で-7.1%というふうにかなり落ち込んでおります。そういったときに、やはり村内の業者の皆さんが、いかに経済が回っていくのかということ、村の取り組みとしてでも施策をしてはどうかと思います。その一つが、住宅リフォーム助成制度でございます。

これは、この間、実は最初、始まりましたのは秋田県だったわけございまして、5年前のことになります。そこで取り組みを始めましたところが、経済波及効果は24倍ということがわかってまいりました。それから、最近、京都の与謝野町というところでは、これは経済の専門家がどれだけ効果があったのかということ、分析、評価されました結果、ここでは行政が出した金額、補助金に對しまして23.84倍ということで、秋田県の24倍と大体変わらない数字が出ております。そして、この制度がよいということがだんだん知れ渡りまして、また、運動もありましたけれども、和歌山県で2つの町が新たに制度を創設したことによって、47都道府県全てでどこかの町がやっているという状況になりまして、特に佐賀県と秋田県では全ての自治体を実施しているという制度になっております。

そして、これまで行政の方々に質問した場合に、個人資産の形成に資するものに税金は使えないという、こういう答弁がよく聞かれてきました。しかし、この言葉はもう通用しなくなってきたということが、この「議会と自治体」という雑誌に掲載されておりますが、平成14年度予算で政府が長期優良

住宅リフォーム補助というものを実施しております。これは補助率3分の1で、上限100万円ということで、政府でさえもこのような制度を実施しているということですから、これは大手を振って西原村も実施できるのではないかと思います。その点でいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）住宅リフォーム助成制度ということでございます。田島議員におかれましては、平成22年の第4回議会から、今回で都合6回目の質問だと思っております。そのうちの1回目は時間切れでございましたので、お答えしているのは4回答弁をしているかと思っております。平成24年の第1回定例会でも答弁しておりますけれども、私の考えは変わるものではございません。思いは一緒でございますけれども、そういったふうにお答えしているというふうに思います。

今回もそういったことでお答えをするならばと思っておりますけれども、今暫くは現在実施しております住民課の高齢者向けのリフォーム、バリアフリーの助成を続けていきたいというふうに思っております。また、西口議員も参加されております熊本県建築労働組合によるボランティア家屋補修工事が、今年も6月8日の住宅デーに合わせて、ひとり暮らしや高齢者夫婦世帯を対象に、建労の組合員さん14名に西原に来ていただいて、トイレや廊下の手すり、段差の階段の設置、風呂場の踏み台などの補修工事を実施をさせていただいております。費用は材料代だけの実費で毎年実施させていただいております。大変感謝をされております。忙しい仕事の合間を見て地域に貢献されておりますが、国や村の助成や、ボランティアの皆さんにお願いし、議員が言われます経済活性化の必要も理解はできますけれども、しばらくはリフォームを受ける高齢者の方々の最少必要性を対象に実施を継続してまいりたいというふうに思っております。

議員が申されましたこの日本共産党のホームページですか、これに載っておりますように、確かに補助金制度もできておりますけれども、そして今、熊本県が45市町村ある中で今16、3分の1ぐらいかな、今実施をされておりますので、いましばらく様子を見て、先ほど申しましたような住民課とか、あるいは建築労働組合の方々にお世話になってやっていけるならばと思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）田島議員、2回目。

○10番議員（田島敬一君）確かに建築労働組合の方々のボランティアということは、大変ありがたいところではございますけれども、ボランティアにばかり頼っていて本当にいいのだろうか。その方々もやはり生活がありますし、暮らしがあり、また、経営があります。やはり正當に料金を払って、そしていくというのが本来の姿ではないかというふうに思います。そのことと、また、経済がさまざまに波及してまいりますので、結局、回り回って所得税

あるいは土木建築関係の労働というか、営業が、経営が成り立って、今後とも存続していけるというふうなことになるのではないかと存じます。ぜひ、いましばらくということをごさいますけれども、ぜひ、村内の経済活性化のために、あと一步、足を前に進めていただきたいというふうに思います。

それでは、次に移りたいと思います。

3項目でございます。宝珠宗宝珠会の進出問題で、この2年ほど、西原村内でも役場執行部、そして議会、そして住民の皆さん方と、それこそ三位一体となって取り組んでまいりました。最近、先般、中西議員の一般質問にもありましたけれども、それ以後もどんどん周辺自治体への進出、そしてまた、それに対する反対運動も進んでいるところでございます。そういったときに、ダブるかと思えますけれども、近隣自治体との協力をしっかりと結んで、また、私は住民組織とも連携して取り組んでいきたいと思えますけれども、住民は住民としてやはり周辺との連絡協議会みたいなものまで立ち上げられたらいいなど、個人的には思っているところでございます。

行政との連携、そして、住民は住民同士の連携とこういうようなことで取り組んでいかななくてはならないと思えますけれども、特に私が申し上げたいのは、このことは決して宗教全般に対しての反対ということではなくて、宗教団体にもキリスト教や仏教あるいはさまざまな宗教、真面目な宗教がたくさんありまして、本当にその人の生きがい、あるいは悩みの解決とか、そういったことに役立っている、そのことは大いに認めながら、やはりその中に反社会的な行為があるならば、これは大いに反対していかなくてはならない。その反社会的な行為そのものに対しての反対ということを確認していきたいと思えます。その点で、村長のお考えをお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）大事な質問でございますので、ここに重ねて答弁をさせていただきます。

他の近隣自治体との協力は進んでいるのかというご質問でございます。

宝珠宗宝珠会の進出問題の件でございますが、ご存じのように宗教団体宝珠宗宝珠会の本源と見られる人物、開俊久氏が、西原村以外での自治体で、本年3月、益城町、4月には大津町、また、6月には御船町と、大規模土地取引がっております。3月の益城町及び4月の大津町の土地取引につきましては、西原村の土地取引状況と似た手口で、元議会議員に一旦土地名義を行い、その後、開氏個人への土地取引が行われてありました。御船町につきましては、宅地建物取引業者を媒介として大規模土地取引が行われております。

このような状況でありましたので、当初、御船町以外の3町村及び熊本県で計画してありました連絡協議会の発足を、急遽、御船町を含め、益城町、大津町、西原村の4町村及び熊本県を中心とした連絡協議会が発足し、第1

回が7月18日に県庁において開催をしております。そのときに、それぞれの自治体の現状における状況報告や、今後、国の法律や熊本県条例等で土地取引に関する規制や開発に対する規制ができないか等の討議がなされ、それぞれ自治体の不安視等について話し合いを行っており、各自自治体の問題提言を行うことにより、それぞれの町村の不安軽減と進出阻止を図っているところでもあります。

現在、県として、この4町村の限られた地域だけではなく、県下大規模土地取引関係の自治体へ情報を提供しながら、県内の状況把握を行っていただいているところでもあります。また、菊池市では、大規模取引の動きを監視するため、県内の山林で大規模リゾート開発計画と称する用地取得に伴うトラブルが発生していますという見出しで、回覧として全戸に配布した事例もあります。大規模土地取引等の報告義務を促し、売買後の土地利用状況やそれに伴う山林開発等に関心を持たせることによって、乱売や乱開発を未然に防いでいます。

先月中旬に、御船町の職員2名と、下旬にまた同じく御船町議会議員の5名が来村され、御船町では、現況ゴルフ場の約35haの土地を開俊久氏が一括で購入し、土地の利用目的は現状のまま使用するとされておりますが、一方では、周囲の土地約100haの購入計画の話があったり、テニスコートを何面もつくるという大規模リゾート計画があったりと、土地購入時の真実性が疑われ、不安を抱えられておられました。職員及び議会議員、それぞれ西原村の現況や対策等について話を伺われ、御船町議会では、今後、御船町としてとるべき対策を講じられて、西原村に対して、今後ともお互いの情報提供や、指導や、鞭撻をお願いされ、帰られていかれました。

村としても、県を通じて県内自治体へ情報提供、情報収集等を行っており、協力は進んでいるかの質問でありますけれども、県及び関係市町村を中心にお互いの情報等を交換し、協力はもとより情報提供を行うことにより、より一層の連絡網を拡大し、自治体の協力体制を図っているところでもあります。

なお、灰床地区の全伐された跡地については、以前は1週間に1回の割合で県と村で巡視を重ねておりましたが、開発や伐採等の進展はなく、今のところ何ら変化も見られないところから、8月からは月に2回の巡視を続けているところでもあります。

いずれにしましても開俊久氏の所有する土地が残っておりますので、今後とも県と連絡をとり、注視しながら緊張感を持って対応したいと考えております。河原地区だけでなく、村の問題として2名の河原の議員さんはもとより全ての議員さんにも河原地区の安泰と活性化を求め、さらに今後も反対という強い認識を持って協力とご指導を願うものであります。

いずれにしましても私ども執行部も危機感と全ての職員においても情報を共有してまいります。議会におかれましても、多くの、いや、全ての議員さ

んにも共通の認識を持っていただき、今後ともご指導を賜りますようお願いいたします。そして、三本の矢の一翼を担う河原地区12集落が、一糸乱れぬ態度で特定の住民から阻害されないよう、強い気持ちで正しい者は必ず勝つという思いで、住民のために、住民の方々と思いを一つにして、そして他町村とも連携を密にとりながら進めてまいります。

相撲で例えるならば、押し込んで、相手は徳俵に足がかかっている状態であると。いま一度腰をおろして押し込めば、必ず押し出すことができます。村の安泰と河原地区の活性化を推進する上でも、力と知恵を結集してまいりますので、田島議員さんにおかれましても情報の提供などお力添えをよろしくお願いいたします。以上です。

- 10番議員（田島敬一君）まとめで。
- 議長（坂梨公介君）はい、お願いします。
- 10番議員（田島敬一君）いいですか。

この問題は、それぞれ西原村は西原村、御船は御船と別個に捉えるのではなくて、やはりこれを、全体の配置図を空の上から見ますと、宗教団体としてはやはり阿蘇というものを神格化して、阿蘇の麓にあるということで進出しているのではないかと。そうなりますと、御船であろうと、西原村であろうと、大津、益城であろうと、阿蘇への入り口はあのグリーンロード、灰床から阿蘇に、南阿蘇に向かいます。そこが重要なポイントに位置づけられていくのではないかとということで思いますので、ぜひ、よそはよそではなくて、一体となって取り組んでいかななくてはならないというふうなことを私も決意申し上げまして、終わらせていただきます。ありがとうございました。

- 議長（坂梨公介君）暫時休憩します。

（午前10時54分）

（午前11時05分）

- 議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号2番、4番議員、西口義充君。件数1件、発言を許します。

（4番議員 西口義充君 登壇 質問）

- 4番議員（西口義充君）4番議員、西口義充です。質問をさせていただきます。

今回、異臭の取り組みについて。

まず、異臭問題で、畜産農家への改良、補助を通して対応しているが、いまだに住民の期待どおりには臭気対策ができていない状況である。今までの取り組みを通して今後の対策をどう考えるかということで、村長にお尋ねをいたします。

村長におかれましては、当村の諸問題に毅然として対応され、頑張っておられますことに、住民はもとより我々も大変力強く思っているところでござ

います。平成26年に第5次西原総合計画概要版が作成され、村づくりの目標、西原村の将来像、基本理念が今回示されました。村づくりの基本的な考え方で、まず自然・景観・文化等の環境が整うことによって、住民の心が豊かになってくると考えられます。西原村の村づくりを進めていくに当たっては、さまざまな施策や取り組みを通して住民が物質的、精神的な幸せを感じることが最も大切であるのではないかと考えております。西原村の住みやすい環境を進める上で、精神的な幸せを求めると、ひとつ異臭問題はどうしても解決を推し進めていく必要があると考えられます。

平成17年に高遊地区より異臭問題に関する改善要望書の提出から、本年度9年目になっております。この間に平成20年11月、畜産環境対策実験事業開始が始まりました。平成20年12月、平成21年3月に事業結果報告などが行われております。それから、平成21年4月から畜産環境対策事業が本格的に実施され、畜産業者の方との協力のもと6年が経っています。この間、乳酸菌、木炭、木酢液、脱臭芳香剤など、また施設の改良等にも助成をされ、また環境を改善したいと努力されていることに感謝をしております。

しかしながら、住民の方々の生活の中で、風向きによってですが異臭がすると。どうしても耐えられなくて、せっかく西原村に喜んで来られたのに、我慢できなくて西原村を離れた方もいると聞いております。今後はどうなるのか、現状のままなのか、これ以上は望めないものかと思っている人も、もっとどうにかほしいと切実な思いで口に余り出せず我慢をしている方、いろんな思いで生活をされておられます。どうにかしてほしいと切実な気持ちを持っておられる方が多数おると思います。

異臭問題はほかの環境問題とは異なり、関係がすぐに図れる問題ではないということは承知をしていますが、県指導機関や行政を含めて、畜産関係者の協力による努力と決断が必要かと思いがいかでしょうか。今後も今までの助成をしながらいくのか、思い切った施策を考えていくのか、この考え次第では、西原村の環境の改善次第では、もっといい方向へ西原村が広がっていくものと考えられると思います。この問題、個人個人の業者の方々の協力がなければ、行政としても思うような指導は難しいと考えられますが、やはり住民の声、切実な思いに応えていくのも行政の仕事ではなかろうかと思えます。

環境対策について、村長就任の挨拶の中で、高遊地区を中心とする臭気対策など、住みよい村づくりに取り組んでまいります。与えられた任期、問題解決をしながら豊かな村づくりを目標に掲げて進めてまいりますと公約されてもおりますので、100%とは言いません、大分はよくなっていますが、さらなる努力と、この問題がもっともっとよい方向に前進することを願っておりますので、村長の明快な答弁を期待します。

○議長（坂梨公介君）村長。

(村長 日置和彦君 登壇 答弁)

○村長(日置和彦君) 答えをさせていただきます。

異臭の取り組みについてということで、異臭問題で畜産農家への改良、補助を通して対応しているが、いまだに住民の期待どおりには臭気対策ができていない状況である。今までの取り組みを通して今後の対策をどう考えるかという質問の要旨でございます。

議員申されますとおり、畜産農家の臭気問題については、西口議員は今まで村が行ってきた畜産環境対策経過実績の資料をお持ちかと思えますけれども、ほかの議員さんにも村が行ってきた臭気対策事業の内容について、少しだけお話をさせていただきたいというふうに思います。

議員申されますように、臭気対策は大きな問題でございました。特に高遊地区におきましては、日常生活に影響を及ぼす。緊急な対策が急がれることであり、私も平成20年9月の1期目がスタートした直後の平成20年11月より、畜産環境対策実験事業を開始しました。餌や堆肥に対しまして臭気発酵剤の投入、地元区長さんたちにお願ひし、臭気検査を実施、対策事業検討委員会を開催してまいりました。また、県振興局と村とで、農場施設及び糞尿処理過程での技術指導並びに施設の改善について農場主と協議を行い、段階的に実行することとし、平成21年3月には堆肥舎の改良工事に着手しております。

平成21年度からは、畜産環境対策事業として本格的に資材、餌への乳酸菌を投入することにより、豚の下痢を抑制させ、悪臭のもとを軽減させる乳酸菌購入補助を継続して行っております。資材に対しましては3分の1の補助、工事に対しましては2分の1補助事業を開始しました。その後も乳酸菌以外に堆肥舎の密閉改良工事、オガコ脱臭槽への木炭の投入、また木酢液、防臭液の浄化槽への投入、畜舎への脱臭芳香剤の使用を行い、継続した取り組みを行っております。平成23年度には、オガコ脱臭槽への臭気吸着用のスプリングラーの設置、脱臭剤であるオガコ入れかえ、畜舎カーテン改良工事に対しまして、2分の1の補助をさせていただきました。

平成24年度には、乳酸菌、脱臭芳香剤への補助以外にも浄化槽の改築、浄化槽改良にも補助を行ってまいりました。平成25年度におきましても、継続した資材への補助、また畜舎施設の改善工事に対しましても補助を行ってきたところでございます。畜産農家におかれましても、独自に肥育舎等の新築工事、糞尿分離器新設工事等を実施されており、糞尿処理の第1段階である糞と尿の分離が以前より正常に行われるようになったことにより、縦型コンポストでの堆肥処理量を増やすことによって、悪臭発生の原因の一つである堆肥舎の堆肥攪拌量を減らすことにつながっております。

また、脱臭機等の機械もございしますが、大変高額であり、農家のみの負担ではかなり厳しいものもございします。畜産農家の周辺地域において臭気問題が発生していることについて、近隣住民の方々とのトラブルが発生しないよ

うに、これまでも隣接する畜産農家と協議を重ね、県農業普及振興課及び資材、工事関係協力業者の協力のもと、先ほど述べたような対策を畜産農家と協議を重ねながら講じてまいりました。これまでの取り組みの成果として、行政と畜産農家及び関係機関が一体となって取り組んできた結果、以前と比較すると、地域住民の方々からの苦情の件数はなくなったとは言えませんが、かなり減少傾向にあります。今まで畜産農家と連携をとりながら取り組みを行ってきた結果、臭気問題解決に向けて取り組む畜産農家の姿勢も大きく変化されてきておられます。

このように、これまで村が進めてきた臭気対策の取り組みが必ずしも効果がなかったとは考えておらず、一定の効果はあったと認識しているところであります。しかし、畜産農家のみばかりの過大な経費負担を避けるためにも、今後、費用対効果と実施作業継続性を追求した上で、村として現在行っている資材への3分の1の補助を引き上げることも、今後検討しなければならないのではないかと考えております。

いずれにしても、議員先ほど申されましたように、臭気を100%取り除くことは不可能ではないかと認識せざるを得ないと思われまいます。しかしながら、臭気を取り除くことは、今後もさらに努力を続けていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）2回目、お願いします。

○4番議員（西口義充君）村長も、今後とも補助等、継続していかれるようでございますので、よろしく願いをいたします。

すっかり秋らしくなりまして、夜も涼しく虫の声が響き渡り、本当に癒される夜となってまいりました。網戸にして涼しい風を入れ、仕事の疲れも心地よい時期となりました。しかし、この時間帯に気持ちよく過ごしておりますと、やはり異臭が入ってくるような状況がまだ続いております。そこで、この異臭対策の担当課長であります産業課の課長に、少し質問をさせていただきます。

課長になられて2年目だと思いますけれども、この問題、大変でございますけれども、課長として今後どう捉えていくのか、今後の方向性などを伺いたしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）西口議員がおっしゃるとおり、私も1年半ぐらいに産業課長としてなりまして、異臭問題につきましては、村長が述べられましたように、担当のほう、私、3つ係を持っておりますが、経済系のほうで答えをしているわけでございますけれども、担当に聞きますと、いろいろ協議しながら今後もっと、村長からもありましたように、縦型コンポスト等を導入させたりと、計画もされているようでございますので、その辺は村長、執行部のもと、しっかり協議をしながら補助あるいは先ほど村長が言われまし

たように、補助金のアップ、やっぱり農家負担がどうしても生じてきますので、その辺お互い協力しながら、予算等も検討しながら、村長たち、執行部とも相談しながら、その辺は高遊のほうで、農家のほうがどういうふうな対策を今後やっていかれるのかを吸い上げながら、協議していこうかなと思っております。以上でございます。

○4 番議員（西口義充君）行政のほうで最大限に協力できるようにでございますので、よろしく願いを申し上げます。

続きまして、大津町では業者と町との環境協定書の中で、廃棄物対策、水質保全対策等が書類上の中で確約できていますが、西原村でも参考にとれることはできないかということで、質問をさせていただきます。

この問題は、平成18年7月に大津町の1企業と町によって、環境保全協定書が交わされております。この中で、悪臭、騒音、水質汚染等による健康被害を未然に防止し、地域住民の健康を守り、快適な生活の保全を図るための協定締結というような内容になっております。住民からの公害等の苦情もすぐに対応になっていきますし、行政の変化などにも速攻するために、いずれからでも申し入れることができるようになって、問題解決が早くできるようになっている内容でございます。

私、今回、養豚場の視察をお願いいたしましたでしたが、今、全国的に病気があって、一般の方等の入場がとても規制されていて、視察することはできませんでした。柵の外の道路からは眺めることができましたので、現地に足を運び見てまいりました。1回目は天気もよく、余り風もなく、においては全くありませんでした。2回目は少し風も吹いていて、わざと風下のほうに立って見ました。でも、少しにおいのする程度で、余り違和感も感じませんでした。今回、足を運んでみて、業者の方々、いかに努力されているかが見えるようでした。この養豚場、何千とか何万かいると思いますけれども、本当ににおいがしないのにはびっくりをいたしました。

今回の問題、西原村に住まわれている近隣の方々も畜産関係の方との共存共栄は望んでおられますので、行政と業者との話し合いを密に重ね、協力し合い、前進されるように希望します。この協定によることで、お互いの責任感、協力関係がより深まっていけるのではなかろうかと思っております。西原村でも環境協定書を交わすことができるのかできないのか、村長、お尋ねをいたします。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）2点目お答えをする前に、まだもう少ししよるならと思っておりましたけれども、住民の方々に聞けば、以前よりおいは減少したというようなお話も聞きます。しかし、議員が申されますように、やはり特に夕方ごろはまだにおいがするようであり、この問題は本当に大きな問題であり、さらに対策を講じていかなければならないというふうに思っております。

す。

農家にお願ひし施設を整備すれば、経費がかかりまして、経営的に負担が大きく、養豚の方々も生活のためになさっておるということで、なかなか心の痛むところでもございます。周辺住民の方々が健康で安心して暮らせる村づくりのためにも、引き続き行政と畜産農家及び関係機関が連携をとりながら、この問題解決に向けて継続して取り組んでいくことが最も重要だと認識しておりますので、その結果、地域住民との共生を図れるよう、そのことを基本理念として今後も取り組み続けていきたいというふうに思っておりますので、1点目、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、2点目でございますけれども、業者と町の協定書の中で廃棄物対策、水質保全対策等が書類上で確約できているが、西原村でも参考にして取り入れる考えはないかということでございます。

大津町と業者と申しますか企業さんとの環境保全協定書、これでしょう、についても、私もいただきましたので、拝見させていただきましたが、悪臭、騒音、水質汚濁等によつた健康被害を未然に防止し、地域住民の健康を守り、快適な生活環境の保全を図るために協定を平成18年7月に締結をされております。その中で、基本事項として、第1条に甲乙双方はそれぞれの立場において、積極的に環境保全及び公害の防止に協力するものとなっております。

1問目で答弁しましたように、西原村におきましても、農家関係機関との協力のもと公害防止、臭気対策に努めているところでございます。西原村におきましても、大津町よりも1年半ほど前の平成17年2月には、西原村益城町と大塚牧場との西原村益城町畜産経営環境保全協定書が交わされております。さらに、平成17年3月には、西原村養豚組合、西原村オーガニックセンター管理運営組合、宮村牧場との西原村畜産経営環境保全協定書が交わされております。内容的にはさほど大津町さんが交わされている協定書とは変わりはありません。

その後の状況については、西原村と養豚農家との協定につきましては、1問目で答弁しましたように、平成20年度からではありますが、村として補助を初め、対策を行ってきたところでございます。西原益城町の協定につきましては、協定後、年1回程度で県畜産課、水環境課、阿蘇保健所、阿蘇家畜保健衛生所、阿蘇地域振興局、上益城振興局、それに益城町住民生活課、西原村産業課、そして益城町の杉堂の区長、高遊地区区長等で参加され、西原村・益城町畜産経営環境保全協議会が開催され、布田川水質調査、巡回調査、EM菌投入等の実績等について協議が今行われてきているところでございます。

先ほど言いました西原村と益城町の環境保全協定書はこれでございます、後で言いました養豚組合との協定書はこちらのほうでございます。これを一

応、協定書と呼んでおります。平成21年9月に西原村議会益城町議会福祉常任委員会にて、布田川水質汚濁対策及び畜産農家食品工場等への指導、調査について、西原村の生活排水への取り組み状況について畜産農家の家畜の種類及び頭数について、畜産農家への補助事業について、今後の取り組みについて協議が行われております。今後は西原村益城町の行政と議会が一体となって、一致協力のもと熊本県の監視、指導等をお願いし、布田川水質汚濁の対策を推進していくことが決定されております。

今申し上げたのが臭気ではなくて水質問題でありますけれども、関連しておりますので申し述べさせていただきますけれども、一番最近では平成25年12月に、布田川関係機関連絡会議が益城町の保健福祉センターで開催をされております。これがその当時の資料でございますけれども、こうやって会議を開催しております。これにも県とか、阿蘇振興局とか、いろんなところから出席をいただき、西原村からは住民課、産業課あたりで合計24名の出席において開催され、議題といたしましては、1に平成25年度布田川河川浄化対策について、2番目が今後の布田川河川浄化対策についてということで、協議が行われまして、これまでの取り組みとか、布田川流域の事業所指導として定期的な事業所への立ち入り、畜産業への排水緊急監視パトロール及び継続的な定期立ち入りの実施とか、色々しております。

ほかにも色々ございますけれども、それぞれの協議の中で今後の取り組みとしては、布田川の水質調査の拡充として、自動水質測定器を使用した水質連続観測により、一時的な汚濁を把握する箇所を平成24年では3地点での実施のところを平成25年度からは7地点に拡充し、測定し、水質調査についても年4回を年12回に拡充され、継続的な事業所立ち入り調査も視野において、調査を拡充して行うということでもあります。

西原村での取り組みとしては、養豚農家について先ほど述べたとおりでありますけれども、産業課で補助を行っております合併浄化槽設置の推進補助の継続でございますが、合併浄化槽も平成25年度までは普及率が62%になっておりますけれども、それと住民課として取り組んでおりますEM菌の投入、月2回これも年24回長田川、布田川にそれぞれ300リッタータンクを備え、1回に600リッターずつを投入して、今後もこれは継続していくつもりでございます。

畜産から出る悪臭ももちろんでございますけれども、その排出関係も我々も今後しっかりとしていかなければならないと思っております。村としては、臭気対策は臭気対策として、今申されましたこの環境保全協定書の中にこういったものを盛り込んで、いろんな対策を講じておるということでございます。今申しましたように、調査、事業を続けていきながら、上流に位置する村として環境保全に努めていく所存でございます。以上でございます。

○4番議員（西口義充君）今回の質問に当たりましては、西原村の展望を考えますと、この問題はどうしても避けては通れない重要な問題であり、質問をいたしました。今後もさらに人口増が望める西原村でございます。豊かな自然環境にも恵まれ、地理的にもまた道路網の整備によってはもっともっと便利なところでもございます。さらなる西原村の発展のために、村民が希望を持ってこの村の住める、そういう村づくりを村長にお願いし、すばらしいかじ取りをされておられますので、今後ともよろしくお願ひいたします。さらに、今後も異臭問題、補助を通して住民の期待に沿えるよう、精いっぱい行政としてやれることはやっていただきたいと思ひます。

これで私の質問を終わります。

○議長（坂梨公介君）以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、次の会議は明日11日午前10時より、議事日程第3号のとおり行います。

本日はこれをもって散会します。

午前11時37分 散会

第 3 号 (9 月 1 1 日)

平成26年第3回西原村議会定例会会議録

平成26年9月11日、平成26年第3回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成26年9月11日（木曜日） 議事日程第3号

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 認定第 1号 | 平成25年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 | 認定第 2号 | 平成25年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 認定第 3号 | 平成25年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | 認定第 4号 | 平成25年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 認定第 5号 | 平成25年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 認定第 6号 | 平成25年度西原村工業用水道事業会計決算の認定について |
| 日程第 7 | 認定第 7号 | 平成25年度高遊原南消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 8 | 報告第 2号 | 平成25年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 日程第 9 | 承認第 5号 | 専決処分の報告及び承認について
「（専第5号）平成26年度西原村一般会計補正予算（第2号）について」 |
| 日程第10 | 議案第30号 | 西原村景観条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第31号 | 西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について |

1、応招議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	中 村 義 光 君
議会事務局書記	麻 生 彩 華 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	日 置 和 彦 君
副 村 長	坂 本 武 君
教 育 長	曾 我 敏 秀 君
総務課長	泉 田 元 宏 君
企画商工課長	高 本 孝 嗣 君
教育課長	塚 元 利 文 君
会計管理者	矢 野 富 士 男 君
税務課長	佐 藤 光 弘 君
産業課長	海 東 義 朗 君
住民課長	片 島 信 幸 君
保育園長	園 田 久 美 代 君

午前10時00分 開議

○議長（坂梨公介君）おはようございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第3号のとおり行います。

日程第1、認定第1号、平成25年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

（会計管理者 矢野富士男君 登壇 説明）

○会計管理者（矢野富士男君）おはようございます。

認定第1号についてご説明いたします。

認定第1号、平成25年度西原村一般会計歳入歳出決算書。

開いていただきまして、1ページでございます。

歳入でございます。

款、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順序で朗読いたします。

款1村税、7億4,460万7,000円、8億6,384万1,478円、7億9,764万170円、32万4,547円、6,587万6,761円。

款2地方譲与税、3,680万1,000円、4,156万2,000円、4,156万2,000円、0、0。

款3利子割交付金、90万円、115万7,000円、115万7,000円、0、0。

款4配当割交付金、50万円、112万6,000円、112万6,000円、0、0。

款5株式等譲渡所得割交付金、10万円、23万1,000円、23万1,000円、0、0。

款6地方消費税交付金、7,418万3,000円、7,418万3,000円、7,418万3,000円、0、0。

開いていただきまして、款7ゴルフ場利用税交付金、3,200万円、3,365万4,564円、3,365万4,564円、0、0。

款8自動車取得税交付金、600万円、760万3,000円、760万3,000円、0、0。

款9地方特例交付金、435万9,000円、435万9,000円、435万9,000円、0、0。

款10地方交付税、13億4,041万7,000円、13億8,234万5,000円、13億8,234万5,000円、0、0。

款11交通安全対策特別交付金、57万円、68万4,000円、68万4,000円、0、0。

款12分担金及び負担金、5,650万円、6,610万7,797円、6,598万9,537円、0、11万8,260円。

款13使用料及び手数料、674万3,000円、750万420円、750万420円、0、0。

款14国庫支出金、6億7,980万2,000円、6億5,263万4,617円、6億5,263万4,617円、0、0。

開いていただきまして、款15県支出金、3億1,068万6,000円、2億9,843万7,845円、2億9,843万7,845円、0、0。

款16財産収入、4,775万4,000円、3,558万8,432円、3,548万432円、0、10万8,000円。

款17寄附金、10万2,000円、32万円、32万円、0、0。

款18繰入金、710万3,000円、710万5,580円、710万5,580円、0、0。

款19繰越金、3億1,129万1,000円、3億1,129万1,278円、3億1,129万1,278円、0、0。

款20諸収入、1億2,388万7,000円、1億2,657万1,759円、1億2,657万1,759円、0、0。

開いていただきまして、款21村債、3億2,690万円、2億8,620万円、2億8,620万円、0、0。

歳入合計、41億1,120万5,000円、42億250万3,770円、41億3,607万6,202円、32万4,547円、6,610万3,021円。

開いていただきまして、歳出でございます。

款、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額の順序で朗読いたします。

初めに、款1議会費、7,187万8,000円、7,126万705円、0、61万7,295円。

款2総務費、8億9,754万円、8億8,745万4,099円、0、1,008万5,901円。

款3民生費、8億926万7,000円、7億9,246万5,818円、377万円、1,303万1,182円。

款4衛生費、3億559万4,000円、3億108万4,820円、0、450万9,176円。

款5農林水産業費、3億6,320万2,000円、3億1,903万5,789円、2,260万円、2,156万6,211円。

開いていただきまして、款6商工費、6,878万3,000円、1,848万7,740円、4,923万5,000円、106万260円。

款7土木費、4億8,371万円、4億7,336万1,144円、0、1,034万8,856円。

款8消防費、1億7,235万4,000円、1億7,137万1,004円、0、98万2,996円。

款9教育費、4億1,071万1,000円、3億4,758万4,023円、5,599万7,000円、712万9,977円。

款10災害復旧費、1,158万7,000円、1,066万9,002円、0、91万7,998円。

開いていただきまして、款11公債費、3億9,683万3,000円、3億9,664万4,197円、0、18万8,803円。

款12諸支出金、1,000円、0、0、1,000円。

款13予備費、1億1,974万5,000円、0、0、1億1,974万5,000円。

歳出合計、41億1,120万5,000円、37億8,941万8,345円、1億3,160万2,000円、1億9,018万4,655円。

開いていただきまして、歳入41億3,607万6,202円、歳出37億8,941万8,345円、歳入歳出差引残額3億4,665万7,857円、うち基金繰入額0円、翌年度繰越額3億4,665万7,857円。

平成26年9月4日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あとは、実質収支に関する調書並びに歳入歳出決算事項別明細書を添付いたしております。議員各位のご質問により、それぞれの担当課長より答弁させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（坂梨公介君）ただいま認定第1号の説明が終わりましたが、質疑に入ります前に、代表監査委員の河上勝彦君に、平成25年度の決算について審査報告を求めます。

認定第1号から認定第7号までお願いいたします。

（代表監査委員 河上勝彦君 登壇 説明）

○代表監査委員（河上勝彦君）おはようございます。

監査委員の河上です。ご指名によりまして、平成25年度の決算審査報告を、既にお配りしてあります西原村一般会計、特別会計、企業会計決算審査意見書をもとに報告させていただきます。

まず、資料をおあげいただきまして、地方自治法第233条第2項の規定により、平成26年7月14日付で審査を求められました平成25年度西原村一般会計、特別会計及び企業会計並びに運用基金の運用状況について、その審査を終え、平成26年8月8日付、西監発第23号により、日置村長に本意見書を提出させていただきました。

本意見書につきましては、全項目につきまして、監査委員であります上野正博委員との2名合議の上、審査を進めたところであります。

次をおあげいただきますと、目次でございますが、事前配付済みでもう既に十分ご覧いただいていると思いますので、説明は簡潔に行いたいと思います。

1ページをおあげください。

審査についてでございます。

審査対象としまして、平成25年度西原村一般会計歳入歳出決算、同じく特別会計で、年度等は省略させていただきますが、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、中央簡易水道事業特別会計及び企業会計としまして工業用水道決算報告、その他実質収支に関する調書、財産に関する調書及び財産管理、目的基金の管理状況、以上9項目につきまして審査をさせていただきました。

2でございますが、決算書の調整並びに提出時期につきましては、法定の期限内に提出されているところであります。

3、審査の期間でございますが、平成26年7月15日から7月31日までの16日間のうち、実日数12日でございます。

4、審査の方法であります。この決算審査に当たっては、監査基準によるほか、下記の7点について審査をいたしました。特に、4につきましては、ほとんどの行政事務に収入・支出が絡みますが、法令や条例を遵守し、執行されているか、特に注意したところであります。

次に、2ページをご覧ください。

審査の結果でございます。

平成25年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算額は第1表のとおりで、各会計とも決算書、関係諸帳票、証拠書類を審査した結果、決算計数はいずれも符合し、正確であることを確認しました。

また、予算執行、収入支出事務の処理については適正に処理され、財産管理についても後の審査意見に述べているとおり、正確であることを認めました。

次に、3ページをお開きください。

この3ページから30ページまでは、一般会計について決算の概要及び予算執行について審査意見を述べております。

歳入の主なものを申し上げますと、歳入総額は41億3,600万円で、財源構成比としまして、地方交付税13億8,200万円、構成比33.4%、村税7億9,700万円、構成比19.3%、国庫支出金6億5,200万円、構成比15.8%、繰越金3億1,100万円、構成比7.5%、県支出金2億9,800万円、構成比7.2%、村債2億8,600万円、構成比6.9%等です。この財源構成比の中で、国庫支出金が前年度と比較し4億2,700万円、189.3%の大幅増となっております。

なお、自主財源、依存財源については第3表のとおりで、自主財源は13億5,100万円で決算額の32.7%であり、前年度と比較し3%の減となっております。依存財源は27億8,400万円で決算額の67.3%で、前年度と比べ23.3%の増であります。

歳入決算額の合計では、前年度と比べ4億8,300万円、13.2%の増となっております。

次に、13ページをお開きください。

歳出について主なものを申し上げます。歳出総額は37億8,900万円で、構成比の高い順から目的別に列挙してみると、総務費8億8,700万円、構成比23.4%、民生費7億9,200万円、構成比20.9%、土木費4億7,300万円、構成比12.5%、公債費3億9,600万円、構成比10.5%、教育費3億4,700万円、構成比9.2%、農林水産業費3億1,900万円、構成比8.4%等となっております。

目的別で前年度の増減状況を見ると、増となっているのは、土木費3億

4,300万円、教育費1億5,600万円、農林水産業費1億2,900万円等の増であります。減少分については、商工費1億6,800万円、公債費7,600万円、民生費5,900万円の減となっております。

歳出決算額の合計では、前年度と比べ4億4,800万円、13.4%の増であります。その主な要因は、農林水産業費、土木費、教育費等における普通建設事業の補助事業費3億6,000万円、前年度対比151.5%の増によるものでございます。

次に、14ページのウの不用額についてでございます。

予備費を除いた実質不用額は7,040万円で、前年度の予備費を除く不用額と比較し、3,370万円増加しております。大部分が予算執行残や経費節減に伴うものと推察いたしますが、その執行の額が把握されたら速やかに減額補正し、財源の有効活用に向け、適切に処理されることを強く望むところでございます。

続きまして、31ページから46ページまででございますが、4つの特別会計及び企業会計について審査意見を述べております。

31ページの国民健康保険特別会計であります。平成25年度末の財政調整基金の残高は1,158万円で、平成26年度当初予算で取り崩しを予定しているため、今後は財源不足を基金で補うことができない状況となっております。これまで以上に厳しい財源を強いられることが見込まれます。しかし、突発的な療養給付費等の増加に対応するために、決算剰余金はできる限り基金に積み立てる必要があると考え、今後の財政状況を見きわめながら、一般会計からの法定外繰入も検討されたいと思います。

続きまして、43ページの中央簡易水道事業特別会計についてであります。

現在の事業状況としまして、計画給水人口3,920人、配水量1日当たり2,226tに対し、現在、給水人口3,897人、1日最大配水量1,951tとなっております。また、秋田原水系においては、村営水道事業発足時に構築された施設であり、制御盤、配水管の更新等が必要な時期に来ていると考えられます。必要経費を算定し、事業計画の見直しが必要な時期に来ているのではないのでしょうか。また、償還金も支出全体の39.3%を占めているため、さらなる経営健全化対策を図っていく必要があるものと思われま。

続きまして、50ページ、審査のまとめに移らせていただきます。

平成25年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに実質収支に関する調書及び基金運用状況の審査結果については、各会計決算並びに基金ともに計数に誤りはなく、よく整理され、会計経理は正確であることを認めました。

財政運営については、厳しい経済情勢の中、実質収支は各会計とも黒字をもって翌年度に引き継ぎを得たことは、財政収支の均衡保持に努めた結果と考えられます。

次の行からは、村長の提案理由での説明がありましたので省略させていただきますまして、52ページの上から8行目から朗読をさせていただきます。

政府の財政改革の中、税源移譲が推進され、地方税収納額は増加するが、収納には限界があり、財源確保は一段と苦しくなると予想されます。今後、財源の確保はさらに厳しくなると考えられるが、職員の創意工夫でさらなる財政運営が図られるよう期待いたしております。

最後に、村が管理する各種施設及びそれに附随する機械器具等の維持管理について、少し述べさせていただきます。

これらの施設で維持補修が必要な箇所、あるいは耐用年数が過ぎ、更新時期が来ている機械器具類は把握されているでしょうか。壊れてからでは一度に多額の予算が必要になるかわかりません。ぜひ各施設について調査を実施し、計画的な更新が図られるよう要望いたしまして、決算審査報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、高遊原南消防組合の決算審査報告をさせていただきます。

平成25年度の決算審査報告を、既にお配りしてあります高遊原南消防組合一般会計審査意見書をもとに報告させていただきます。

まず、2ページをおあげくださいますして、地方自治法第233条第1項の規定により、審査を求められました平成25年度高遊原南消防組合一般会計歳入歳出決算について、その審査を終え、平成26年8月8日付、西監発第24号により、日置村長に本意見書を提出させていただきました。

本意見書につきましては、全項目について、監査委員であります上野正博委員との2名合議の上、審査を進めたところであります。事前に配付済みでもう既に十分ご覧いただいていると思っておりますので、説明は簡潔に行いたいと思います。

まず、今回の審査に至った理由ですが、高遊原南消防組合は、熊本市へ消防事務を委託することが最適であるとの結論に至り、構成市町村の議会において組合の解散及び財産処分に関する協議について議決がなされ、平成26年3月31日をもって組合は解散となりました。

このため、組合解散に伴う決算については、地方自治法第292条において準用される同法第233条第1項及び同法施行令第5条第2項の規定により、旧組合の管理者が行い、これを構成団体の長に送付し、同法施行令第5条第3項の規定により、構成団体の監査委員がその審査を行うこととなっており、本審査を行ったものであります。

第2、審査の対象としまして、平成25年度高遊原南消防組合一般会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算額、歳入決算額の状況、同歳入決算額の状況（詳細）、同目的別歳出決算額の状況、性質別経費の状況、性質別経費の状況（詳細）であります。

第3、審査の期日。平成26年7月28日に行いました。

第4、審査の方法。審査に付された歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が関係法令に適合して作成されているかを確認し、それらの計数を関係諸帳簿と照合しました。

第5、審査の総括的意見。高遊原南消防組合一般会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書と歳入歳出関係諸帳簿及び証拠書類等を余すところなく照査の上、さらにその内容について検討を加え審査した結果、決算は計数的に正確であり、証書類も整理され、内容も正当なものであることを認めました。財産に関する調書については、財産台帳及び計数を照合した結果、いずれも正確であることを認めました。

また、歳入歳出予算の執行状況については、議決の趣旨に沿って、概ね所期の目的を達したものと認めました。

3ページからは、歳入歳出決算の状況等となっております。

以上で、決算審査報告を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（坂梨公介君）以上で、平成25年度決算についての審査報告が終わりました。

これより認定第1号の質疑に入りますが、認定第1号は歳入と歳出に分けて質疑をお受けします。

初めに、54ページまでの歳入についての質疑をお受けします。質疑ございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

本日は天気もよくて、皆さんまだ頭が動いてないかもしれませんが、第1番目に質問させていただきますと、少し皆さんから出てくるかと思ひまして、一番最初に質問させていただきます。

歳入、48ページ、款項区分の17の指定寄附金の中で、ふるさと納税寄附金12件、30万円ということで計上されております。平成24年度が19万円ということで、比率にしては相当増えていますけれども、額的には11万円増えています。一昨年が5件ということで、平成25年度が12件。決算時期ですので内訳等々を、言える範囲で構いません、企画課長のほう、よろしく願います。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）ただいまありましたように、平成24年、25年の比較をされたということでございますけれども、確かに平成25年につきましては、12件と飛躍的に伸びておりますけれども、件数につきましては、前年、平成25年度には関東西原会がございまして、こちらのほうにご案内を色々、私たちが行くんですけれども、そちらの総会のとときに事前に関東西原会のメンバーの方々が寄附をしていただいておりますという部分と、うちの役場の職員も、今回、平成25年度におきましてふるさと納税を寄附していただいた分が、

こちらに計上として上がっております。

以上でございます。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）はい、ありがとうございます。詳細については言えないでしょうから、役場の職員と、関東西原会が昨年あったということで増額しておるといふ、喜ばしいことです。昨年、私も関東西原会のほう参加させていただいております。その中でも、今後、また検討、前向きな検討をしていただきたいことを1点申し上げますと、関東西原会のほうでも、いろんな県、関東近県の方がおられます。その中で、やはりいろんなふるさと納税の方法があると。地元意識が非常に強い方がたくさんおられます。何らかのお返しの品物等を、こちらからですね、向こうから催促されるんじゃないかと、気持ちよくやっていただきたいということを前から述べておりますけれども、その辺を今後ともやっていただきたいと。例えば1万円もらえれば3,000円程度とかいう形でやっていただきたいと思っておりますけれども、2回目の質問としまして、平成26年、今年度がスタートしております。現在の状況をお聞かせ願えればと思っておりますけれども、村長からお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）今年のものですけれども、平成25年度は関東西原会、議員も出席されましたけれども、合計22万円ほど関東西原会からはあっております。あとの8万円が職員とか、いろいろな方ということでございます。

平成26年度ということでございますけれども、今年はかなり多うございます。現在まで、申し込みを含めまして563万円と、とてつもないふるさと納税をしていただいております。その中でも、鳥子工業団地にございます堀場さん関係から、今現在、申し込みを含めて550万円の納税申し込みがあっております。

堀場さんと申しますと、議員もご存じのとおり、村としても親しくさせていただいておりますので、いつかお邪魔したときに、平成26年度は西原村にふるさと納税をさせていただくというような話は聞いておりました。しかし、このように多額の納税をしていただくとは予想もしておりませんでした。これはやはり堀場さんと西原村との関係ということで、職員も常日頃から頑張っておるといふことで、堀場さんのほうからも、そういったいろんなことで印象がよくなっておるといふことで、村との信頼関係が伝わっているんじゃないかなというふうに思っております。堀場さんとは今までも人事交流や、西原マルシェということで、晴れた日に西原の特産物を京都まで持って行ってマルシェをやっております。そういったことで京都本社との交流も深まって、そこあたりの評価をいただいたんじゃないかなというふうに思います。堀場さんといえば、熊本県人も何度も京都本社を訪問されております。それだけ県としても大事な企業というふうに捉えておられるというふう

に私は思っております。今後も、堀場さんとは西原マルシェ、あるいはそのマルシェにおいて、西原の農産物の販売促進といったことを今後も続けていくならばというふうに思っております。また、ことしも11月の6、7日に予定されておりますので、また議会のほうから議員さんにも参加していただければありがたいというふうに思っております。

そういったことで、今年のふるさと納税、まだ今日も受付をしたところでもございます。それも堀場さんのほうからございました。そういったことで、本当にありがたいということでもありますけれども、先ほど議員が申されましたお礼を出すということが、予算がございませんので、予算はこれは急遽つけていかなければならないというふうに思っております。本当に当初はこういった金額が来るとは思っておりませんでしたので、また予算計上しなければならぬと思っております。そして、また、そういった高額でございますので何をお礼していくかと、またそこら辺も頭を悩ますところでもございます。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）平成26年度は支援つき予算の中の、ふるさと納税ですから企業さんじゃなくて個人さんということで幾つも来られるということでもあります。まことにありがたいことで、私も昨年西原マルシェのほうに参加させていただいております。そういった中で、やはり堀場さんは第2のふるさと西原村なのかなといった形の思いも若干しております。ホームページも見ますと、西原村のMade in Asoということで、いろんな形で全世界に発信されております。その中で商工会青年部や村長並びに職員の働きによってこういう強い関係が結ばれたということも、ホームページ上で書いてありますので、これは全世界の方が堀場さんの関係の会社、非常にMade in Asoということで非常に評価が高いというふうに思います。来年度以降がどうなるかまたわかりませんが、本年度はやはり、人間でも何かお祝いをもたらしたら必ずお返しをしているというのが人間のお付き合いの中で最低限必要なこと、何かもらったらありがとうございます、お礼と一緒に何かを差し上げるといった形で必要かと思えます。また、悪いことをしたら素直に頭を下げて謝るといった形が人間社会の常識だと思いますので、この辺補正予算も含めて早急な対応をしていただきたいと思っておりますので、最後はその辺も含めて答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）本当に世界25カ国に工場あるいは支店といった形でグローバルに事業を展開されておられます。いろんな部門の製造とかいろんなことをなされておりますので、こういった寄附金、過去に事例がございました。その分やはり堀場さんの個人個人のふるさと納税ではありますけれども、やはり社風がそういうふうにあるというふうに思っています。という

ことで、堀場さんの偉大さに改めて驚くとともに、我々も感謝するところでもございます。

それから、昨日だったか、女子プロゴルファー青山加織選手とスポンサー契約もなされておるということで、これも青山加織選手は熊本県出身でございます。ということで、日頃からご支援をいただいている熊本県の地域活性化の一助になれば、願っておるといようなメッセージと、我々に対してもメッセージをいただいているので、それだけ読ませてもらいます。いいですか。

1988年、熊本県阿蘇郡西原村において従業員15名で阿蘇工場がスタートしましたと、現在では約400名が勤務する当社最大級の工場、Made in Asoを掲げた高品質ブランドを誇りに製品を製造しておりますと、それから雇用も98%、地元熊本県の人材に支えられていると、そして西原村から当日直送の朝どり野菜や特産品を集めた直売会「西原マルシェ」を春と秋に実施していただいておりますと、会社のほうが主催しておるといことで、西原村のことも書いていただいて、やがてマスコミにも流れて、ひょっとしたら熊日にも載るかなというふうに思っております。

そういったことで、西原村の宣伝にもなるし、そしてまたこういう色々な形で西原村に貢献をしていただいております。そういったことで、我々も補正予算も組ませていただいて、それなりのお礼の品を差し上げなければならないと、要するに今まで550万円いただいております。これは丸々西原村のお金でございます。いただいたお金は。会社でいうなら、550万円利益を出すためには何千万円という仕事に沿って経費をつくらんと550万円の利益は出てきません。そういうことで、これは丸々西原村に対するお金ということで、それなりのお返しをしたいというふうに思っておりますので、またその節は皆さん方のご協力をよろしく、ご理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

6番、山下議員。

○6番議員（山下一義君）6番議員、山下ですけれども、46ページの村有地立木の売却収入についてですけれども、この229万5,000円ですか。この分はどこの分の立木を収入として得られたのか、ご説明をお願いしたいんですが。

○議長（坂梨公介君）総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）立木売払収入のところでしょうか。

○6番議員（山下一義君）はい。

○総務課長（泉田元宏君）こちらにつきましては栖高天神原、番地でいきますと3,247の1ですね。こちらのほうが村有林間伐収益金といたしまして51万4,094円、それから大野の3,247の1、それから3,236の5、こちらのほうが229万5,575円になっております。あと再春館製薬所のほうの太陽光設置のと

きでございますクヌギの伐採、こちらのほうが4万4,000円になっております。

○議長（坂梨公介君）6番、山下議員。

○6番議員（山下一義君）再春館製菓さんが太陽光発電をされるときに、日陰になるということで、あそこのクヌギを相当伐採されております。その分が4万円ということで、大変安く買われたなという気もしますけれども、余り大き過ぎてシイタケの原木にならなかったのかという気もしますけれども、クヌギを栽培し、それにシイタケを栽培されている方に入札でもすればよかったかなと思う気もいたしますから一応お尋ねをした。ありがとうございました。

○議長（坂梨公介君）答弁よろしいですか。

○6番議員（山下一義君）はい。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

1番、坂本議員。

○1番議員（坂本隆文君）1番、坂本です。

44ページが一番下になりますけれども、先ほど村長が言われましたとおり、堀場さんとは信頼関係があるというふうに大変ありがたいと思っております。再春館製菓所というのがありまして、こちらにも土地の貸し付けが540万円ほどあります。こちらのほうはただいま太陽光がつくられておりますけれども、議会の1日目に行くはずでしたが雨が降りまして行けませんでした。それから、何日か後に予約をしましたが、相手が電話に出ないという状況であります。今の太陽光の発電の進捗状況と、またいつ見に行かれたのか、どれぐらい把握されているのかをちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（坂梨公介君）総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）議会のほうのスタンスということで申し入れをしましたがけれども、開会当日が雨で延期をしたいということで議会のほうから申し入れがございましたので、再春館のほうにその確認をとりまして延期のほうの申し入れをいたしましたけれども、向こうのほうも大分準備をされていたということで、一般質問、昨日ですか、視察のほうのちょっと日程がつかなかったというようなことをお聞きしておりますけれども、太陽光の進捗状況につきましては企画商工課の吉井と、うちの担当のほうの堀田のほうで、随時再春館の担当者と現地確認等をさせていただいているところでございますので、まだ完成までには至っていないかと思っておりますけれども、そのところは担当者のレベルで随時調査をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）1番、坂本議員。

○1番議員（坂本隆文君）1番、坂本です。

調査のほうもよろしく願います。再春館製菓所とも色々な行き来をさ

れて、しっかり見ていただきたいと思います。水のほうも心配ですので、また本社のほうですかね、あちらのほうには太陽光の周りには草が枯れているような形で何かをされていると思いますけれども、そういうのもこちらの山のほうではないようにしっかり見張っていただきたいと思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）答弁いいですか。

○1番議員（坂本隆文君）はい。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

ページは46ページ、歳入のここが普通預金じゃない基金の運用の利子がついております。200万円ぐらいかが入っていますけれども、うち163万4,186円というのが財調等の基金利子ということで資料をいただいております。これについて、監査のほうからも基金の定額資金基金運用状況ということで、これは定額の基金関係ですので4件の中でも書いてあります。監査の目から見て、特別この基金の運用について指摘は1件、設置目的の基金が土地開発に使われていないと、2,000万円の積み立てをずっとしておくという基金だと思いますけれども、これについて主観を含めてで構いませんけれども、基金の運用について何か指摘されたことが別件でもありましたら、述べられる範囲で構いません。言ってもらえると助かります。以上です。

○議長（坂梨公介君）河上代表監査委員。

○代表監査委員（河上勝彦君）基金の運用につきましては例月のときにその都度審査を行っておりますけれども、定額運用基金の中で高額療養費のほうが全然利用がないという。これは今、国民健康保険あたりについては、入院して問題なく手術とか何かになった場合は、その時点で病院からその手続きをしますので、なかなか利用がないということはございますけれども、これについてなくすわけにはいきませんし、何が今後あるかわかりませんので。このようなことはありますけれども、その他につきましては会計管理者のほうで、銀行等も高額な今の現在ではかなり交渉して、利子あたりも交渉しながら切りかえを行っている状況でございますのでですね。そのほかについては特に指摘はございませんでした。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）監査のほうからは、高額医療費資金貸付基金ということで、万が一のときのための基金のお話がありましたけれども、確かにこの基金に関してはそうめったに出ることはないけれども、万が一の備えということで、高額医療に関しましては住民課長のほうが大体ご存じかと思っておりますけれども、確かにほとんどの方が病院の窓口等で、高額医療の関係は自己負担が7万円とか9万円とか上限がありますが、その辺で対応していけるような法律になっておりますのでなかなか出ないと、この指摘にありますよう

に基金の目的を含め、土地の開発基金、確かにこれはずっと変わっていないんですが、この土地の開発基金、私は必要だと思っております。

今後の西原村、高齢化率が1年間で1%上がる期間を数年経て、その方が今度は後期高齢者に10年後になっていかれるという時代の中で、村として新興団地をこれだけ抱えまして心配なのが墓地問題。墓地が非常に少ないということで、それなりに何らかの措置が要るんじゃないかということで、その土地の確保等、土地の開発等で使っていただければという思いがあつて言っておりますけれども、どこの自治体も抱える墓地不足問題、民間とかお寺等だけに頼っていいのか。それなりにはお寺は2社ありますけれども、その辺を含めて、この基金、私は必要と思いますが、執行部、村長ですね。そういった世代の問題も含めまして、この基金の活用、要るのか要らんのか。要るならばどういう目的で要るのかお答え願えればと思いますが、ようございませうか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）今、墓地と言われましたか。

○9番議員（宮田勝則君）墓地。

○村長（日置和彦君）確かに団塊の世代が、今、六十四、五、六ということで、二、三年前から比べると高齢化率が1ないし2ぐらい、ぽんぽんぽんと今上がっております。あと二、三年はその世代がおりますので、あと10年すればその世代が75、20年すれば85ということで、その前に今、高遊地区に来ておられる方々、転入者の方々、その方々も高齢者になっていかれるということで、いずれは高遊がもとになって、また分家がいるということでまたそこが土地が要るということでありませう。

墓地ということでございませうけれども、新しく来られた方々は特に墓地がございませう。既存の集落はそれぞれ墓地を持っておりますけれども、ということで西原村に共同墓地をつくってくれんかというような話も実際ございませう。墓地でございませうので、本当ですなということとは果たしてちょっとそここのところは話をさせていただきましたけれども、将来的にはどこがするの。墓地を民間でもしてございませうので、そこら辺も含めて村でするの。どこかの企業さんにしてもらおうの。宮田議員がなされてもいいと思ひませうけれども、そういったことで、今後それは考えていかなければならぬ問題だなというふうに思ひしております。そういったことでありませうので、また今後、そういったことを考えていかない時期がやがてもう来るというふうに思ひしておりますので、ご理解いただきたいというふうに思ひませう。以上です。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）何かごまかされたような答弁で、非常に私も答弁不足というふうに解釈をしましたけれども、終活という言葉が最近出てきておりますけれども、そういう中で都会のほうだけの問題だった墓地問題とか、

最後の自分の人生の送り方とかといった話が、私ども西原村にも押し寄せてきております。

近隣の中で参考までにいいますと、嘉島町が町で墓地の分譲をされております。投資した額を即座に回収できたというお話も聞いております。やはりもともとの集落の方はもともとの墓地がありますけれども、その中でも次男、三男、分家の方の墓地というのがなかなかないというのも実情です。自分のところの農地の中にひそかに建てられたりされておるのが実情だと思います。お寺さんにその辺をカバーしていただきたいというのは、行政側からすると身勝手な話であって、何らかの措置を、最後まで西原村に住まれてそれなりの行政に対するサービスも受けたでしょうけれども、最後のサービスと、行政サービスということでその辺も考えていかなければならないと、前向きなお話ですよ。といった形でやっていただければと思います。

会計管理者のほうに最後質問を振りますけれども、基金の運用に関しては非常に厳しい金利状況ということであります。なおかつ昨年申されました安心安全な基金運用ということでも念頭に置いてされておるということで承知しておりますので。やはりいろんな会社、一部上場企業は、ほとんど会社に会社の資金の運用、借入れを含めて運用の部署というのは、非常に給料の高い方がおられます。やはり企業は金利を考えた運営をしますけれども、なかなか行政に関してはその辺が少しルーズなところがあるんだらうというふうに私は見ておりました。ただ行政ですので、非常にかたい運営をしなければいけないということも承知しております。

その中で市中銀行の借入額の中の預金が多いのかなと、運用が多いのかなというふうに思いますので。副村長がたまたま熊本県の職員出身ということでおられますので、母体、九州の中の熊本県の阿蘇郡西原村ということで熊本県とも、年間、県支出金を3億円ほど毎年もらっております。やはりそういうところも基金の運用の範疇に入れていただければと思っておりますけれども、その辺、今国債ですから日本の国を買っているということで、熊本県も買っていただければと思っておりますけれども、会計管理者、答弁できますですか。

○会計管理者（矢野富士男君）はい、いいですよ。

○議長（坂梨公介君）会計管理者。

○会計管理者（矢野富士男君）じゃお答えいたします。

少し話が長くなりますけれども、今、阿蘇市を初めこの隣接町村関係の会計管理者にお話を聞きましたところ、益城町さんにおきましては国債、それから県債が1件、市債を1件購入されております。それから、高森町さんにおきましても国債を購入されております。市債、県債はないそうです。それで、それ以外の阿蘇市から大津町、菊陽町関係は、国債、県債、市債とも全て今のところ買ってないし、今後も差し当たって買うような予定はないと

いうことでした。

私も今後は、なかなか国債の例えば1億円、2億円あたりを自分の判断で買うというようなことは大変難しい問題でありまして、高森町の職員にちょっとお話を聞いたら、高森町さんではちょっとした委員会あたりがあつてから、国債を購入するのかどうするのかと、そういった何か委員会があるそうでございます。そこで決定されているという話をちょっと聞きました。最近も高森町のほうに電話をいたしましたら、議会あたりの関係で会計管理者も忙しくしておられまして、詳しくお話を聞くことはできませんでしたので、一応高森町の議会あたりが終了した段階で、そういった委員会制度あたりのお話も聞きに行きたいと思っています。

それから、宮田議員さんが言われましたとおり、県債関係ですかね。これにつきましては私がインターネットあたりで調べてみましたところ、5年物につきましては7月で発行が終わっております。10月か何かになりましたら10年物の発行あたりがある予定ですが、そういったところに関しましても、恐らく県内では県債、市債等をほとんど買ってないんじゃないかと思っております。それでも益城町さんにおかれましては1件ずつ買っておられます。国債はまた、西原村あたりよりも余分に買っているということでしたので、そういったところも益城さんあたりにも行っているいろいろ勉強したり、また高森町あたりにも行って勉強していきたいと思っていますので。以上でございます。

それから、もう1点は、基金の全般的な運用でございます。これに関しましては、例えば人材育成基金あたりは56万3,000円と本当にわずかな金額ですが、地域福祉あたりもここ数年使っておりません。私が財政担当に、こういったものはもう廃止したらどうだろうかと話をしました。そしたら、総務課の財政担当の林田君が言うには、総合体育館の建設のときにはかなりの基金の取り崩しが必要なんじゃないかと、そのときになって、それで目的が決まっておりますので、基金の条例等の廃止をして一般会計に繰り入れて、総合体育館建設にかなりの費用を充てなければならないだろうということでした。この2点とも当然議会の承認等は必要になるだろうかと思います。一応、以上でございます。

○議長（坂梨公介君）まとめてください。

○9番議員（宮田勝則君）3回質問しましたので、まとめになりますかわかりませんが、確かに会計管理者が言うように、私の判断でというお話がありましてそのとおりだと思います。私がある立場になっても、そのとおりで答弁すると思います。

基金の条例に関してもそうですけれども、運用に関しても、非常に村長を含め副村長だけでいいのかということも考えられます。議会がお墨つきをつければ運用の範疇をもうちょっと広げられるのかなという思いも、今の答弁

でしました。ということで、将来的な基金の廃止等は初めて聞きましたけれども、その辺を含めて何らかの形で運用がうまくいって、これだけ日置村政になりまして基金が相当額ふえております。前は借金のほうが非常に多くてそういうことはありませんでしたけれども、これをうまく利用していくと、大規模事業のほうが大分楽になるのじゃないかなというふうに思いますので、今後はそういう委員会を設けて、諮問機関で構いません、村長のですね。その中で判断していただければというふうに思いますので、これは要望でも入れていますので、答弁は村長ができるならば少しもらいたいと思いますが。

○議長（坂梨公介君）答弁しますか。

村長。

○村長（日置和彦君）今、会計管理者のほうから総合体育館とか色んな理由があるということで申し上げましたけれども、そういったことはこちらがすることであって私が言うべき問題だろうと思いますけれども、そういったことで諮問機関を設けてやるというようなこともありますけれども、こちらで判断できるところは判断してやりますので、そして議会のほうにご理解いただきますので。そういったことで進めていくということでございます。

○議長（坂梨公介君）ほかに質疑ございますか。

7番、林田議員。

○7番議員（林田直行君）7番、林田です。

50ページですかね。先ほど監査報告でも高遊原南消防署の意見書もありました。高遊原南消防署の解散に伴いまして割戻金が4,700万円程度弱ですか、来て、雑入扱いになっておりますが、先ほどから宮田議員がおっしゃられておりますが、いろいろ基金あたりもありまして、これをただ雑入で一般会計のあれで何というか入れて運用するという、一般会計で使うというの何かなと思ひまして、今後消防施設あたりでもいろいろ利用するというか、そういう運用についてこの割戻金、どういってお考えを持っておられるのかよろしくお願ひします。村長。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）一般会計からもちろん出したお金でございますので、だから一般会計に入れたということであって、このうち結果的には繰り越しは半分が財調に入るということでございますので、特別これをどこに入れるということは考えておりません。以上です。

○議長（坂梨公介君）7番、林田議員。

○7番議員（林田直行君）今後、一般会計からそういうことで熊本市に繰り入れられると思いますが、何といいますか、全て消防機具も大変、西原分署も今後対応も大きくなると思っておりますので。先ほど基金、基金ともいいますが、そういうところで公共施設の基金もございりますが、専門といいますか、

そういう基金の関係を考えてはおられませんでしょうか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）やはり車両、機械器具、全て老朽化をしてまいります。今ポンプ車が、あれは20年ぐらいたっておりますので、そういったものも買いかえる時期がもうすぐ来ます。それはそれとして、色んな対策あるいは色んな基金、交付金、補助金等を利用しながらやっていこうというふうに思っておりますけれども、高遊原南と違うのは、熊本市が違うのは耐用年数が短いと、熊本市のほうがということで、救急車あたりも何万km走り何年ということが、高遊原よりか短うございます。ということで、買いかえ時期も来ると思っています。そのためにはやはり1回で出すんじゃなくして、議員が申されますように毎年定額の積み立てとか、基金積み立てをやって、そういったことに備えるということももちろん必要になってくると思っています。今のところいろんな補助金等を利用して、そちらのほうを優先に、自分の自前の金なくしてそちらのほうにいこうかなと、今ちょうど計画をしているところでございます。まだまだ計画の途中でございますので内容を申し上げられませんが、大体そうなるかわからんものですね。そういったことでございます。以上です。

○議長（坂梨公介君）林田議員。

○7番議員（林田直行君）ありがとうございます。当面はいろんな事業にあわせて購入するというところでございますので、それをどんどん頑張っていたきたいと思います。今のところ財政はようございますが、いろいろ監査委員さんの指摘でもございましたように運営がなかなか難しくなってくると思いますので、そこを踏まえて、あくまで村民の財産、生命、安心安全のということでございますのでよろしく願いいたしておきます。以上です。

○議長（坂梨公介君）ここで歳入は延期しまして、ここで暫時休憩します。

（午前11時12分）

（午前11時20分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、55ページからの歳出についての最終ページまで質疑をお受けします。質疑ございませんか。

2番、中西議員。

○2番議員（中西義信君）2番、中西です。

まず1つ目は、先ほどの墓地の件ですけれども、実はとても困っております。いつかは一般質問で出そうかと思っていた話でしたけれども、きょう出ましたので。今、耕作放棄地とかいろいろありますので、そこら辺の把握とございますか、そういうのをしながら、必要であるならば、利用できるところは活用できることを産業課としてはやっていただきたいと思います。以上です。

耕作放棄地等の把握とか山林とかを利用されて、結果的に活用できるものであるならば、やっていただきたいと思います。

質問です。ページ76の23番がよくわからないので、教えていただきたい。大きいなと思って。

○議長（坂梨公介君）どこですか。

○2番議員（中西義信君）23番です。下から2番。備考の下から2番目。327万4,000円。これは何なのか。

○議長（坂梨公介君）税務課長。

○税務課長（佐藤光弘君）ご質問は、目の賦課徴収費の節の償還金利子及び割引料の過誤納還付金と還付加算金の件でよろしいでしょうか。（「はい」の声）

これは、過年度課税で発生した還付額を現年度であれば現年で調整してするんですけども、過年度で発生した還付金はもう調定が決まっておりますので、現年度では調整できませんので、予算の歳出からします。

なぜ多いかということをおっしゃられるのは、これはほぼ法人村民税の予定納税の還付額が年度を超えて確定申告が来た場合に、もうそのときには調定が決まっておりますので、歳出のほうから出さざるを得ないということで、額が大きくなっております。以上です。

○2番議員（中西義信君）わかりました。

○議長（坂梨公介君）ちょっと中西議員、手を挙げてください。

○2番議員（中西義信君）すみません。

○議長（坂梨公介君）2番、中西議員。

○2番議員（中西義信君）ミスかなと思ったもので。

続きまして、100ページです。子育て関係です。子育て支援、入りの92とセットだと思っておりますけれども、解説書の32にも書いてあります、多分県費が報酬等276万7,000円と書いてありますけれども、活用が年間利用、子どもが2,138名、大人が1,360名と書いてあります。交付金が116万7,000円かな。経費がここに書いてあるやつだと思っております。報酬、報償、需用等がここに入るのではないかと思っております。

子育てひろばというのが本当は一番大事なところではないかと思っております。中身を見てみますと、材料費が1万5,000円程度で、本当にこれからの子どものこととかいろいろ考えた場合、確かに交付金額も少ないですけども、自主金額等を増やして、もうちょっとやってみるべきではないかと私は感じたので、質問しています。ここはもうちょっと力を入れるべきではなかったらと思うています。

ほとんど報酬がメインで、あとはもう光熱費等微々たるものでしかありませんので、もうちょっとここには力を入れる、将来の子どものための、またいろんな健康のことも考えたら、結果的には健康保険から何から減る形にな

と思うので、ここにはもうちょっと力点を置くべきではないだろうかと思
って質問します。

○議長（坂梨公介君）住民課長。

○住民課長（片島信幸君）ただいまのご質問は、子育て支援拠点事業で、その
歳出総額も若干何か金額があれでしたけれども、トータルで276万7,305円の
ほうの内容ですよね。こちらについては、未就学児童で、保育園に、保護者
さんがいて、今、行っていらっしゃらない方の乳幼児、その保護者の方々の
相互の交流を行う場所を開設して、子育てについての相談、情報の提供、助
言その他の援助を行う事業として今開設しているところです。

場所は旧万徳保育園の跡を使っています。本来であるならば、こちらの
しはら保育園のほうにということも多分に前任のほうから聞いておりますが、
にしはら保育園のほうも場所が手狭であるということで、今現在のところで
している状況ですけれども、全てこちらに来られる方については、費用負担
が発生しておりません。そのために人件費がほとんど中を占めている状況で
す。

あとは中については、必要最小限のものを、その維持費等々でやってい
る部分にしかなっておりません。本来であるならば、もう少し安全面とい
いましょうか、そこら辺を配慮したところでいけば一番いいんでしょうけれ
ども、今のところで場所的に、スペース的にやむを得ずやっているのが現状
であるということで、グラウンドの危険箇所が時々雨で流れ出しますので、
その辺については、自分たちでできることは自分たちがやりますし、樹木等
の手入れも職員が行ってやっていると。ですから、なるべく支出は抑えたと
ころで、指導員といいたいでしょうか、非常勤職員の報酬に充てているのが現状
です。以上です。

○議長（坂梨公介君）2番、中西議員。

○2番議員（中西義信君）私が言いたいのは、それは数字で見えます。問題は、
俗に言う健康保険等も含めて、このあたりできちんと、もうちょっと情報提
供とか、いろんなやり方があればいいのではないかと思って、材料費の1万
5,000円程度しか書いてありません。あと大半は非常勤の手伝いの方々の報
酬だと思います。もうちょっと中身を濃くしていただいて、やっぱりそれは
教育委員会も一緒ではないですけれども、そういった形でやるのが、ここ
が一番大事じゃないかと私は思って言っているんです。

そこをやることによって、先ほど言いました国民健康保険じゃありません
けれども、いろんな後でいっぱいお金が要ということが減るのではないかと
思いますので、ここには何かちょっと力を入れていただきたいというのが
思いです。

○議長（坂梨公介君）答弁求めますか。

○2番議員（中西義信君）はい。

○議長（坂梨公介君）住民課長。

○住民課長（片島信幸君）確かに議員のおっしゃることも十分わかります。担当者も今、1人で子育て支援、学童保育等々で手いっぱいできております。幼少期の一番大事なときにするのが当然ではないかということでもありますので、一応また今、こういうご質問、ご提案があったということで、課内で、また詰めたところで、今後どのような対応ができるのかということもまた協議していきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○議長（坂梨公介君）中西議員、まとめてください。

○2番議員（中西義信君）はい。担当者ともちょっとは会話をしまして、どうにかしようかという話をしています。担当者が前回広報を担当していたときも、何か子育てワンポイントとか何かできないかという話まで行って、話をしたことがあります。村長のワンポイントでもええし、ここがいい子育てとか、健康をこうしたらいいとか何か、出せることがあれば、どんどんやっていただきたいと思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）答弁よろしいですか。

○2番議員（中西義信君）はい、もう結構です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

7番、林田議員。

○7番議員（林田直行君）7番、林田です。

今の質問に関連でございますが、96ページの学童保育のところ、委託料が一応377万円ということで、使っていないということで、村の説明書を見ますと、本年度より直営ということで、ということは、委託していないから職員がやってというか、そういう感じで、今、課長も答弁いたしました。今後こういう傾向であれば、職員間の仕事内容といいますか、大分多くなって、どれだけの住民サービスができるかなというところも感じますが、今後どうされるのか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（坂梨公介君）住民課長。

○住民課長（片島信幸君）今、学童クラブの件でご質問がありましたけれども、平成24年度までは確かに委託でした。そのときがたしか780万円ほどの年間の委託料が発生していたかと思っております。平成25年度から直営ということになりました。平成25年度の実績からいきますと、約1,000万円ほどの事業費で、補助金が実際600万円入っておりますけれども、実績報告に伴いまして、550万円ほどの額になります。これは、本年度中に返還ということになります。

担当者が今、1人で、学童クラブ、山西が2クラス、河原が1クラスありまして、3クラスのいろんな意見調整も当然担当が行ったり来たりしながらやっています。毎月毎月打ち合わせも行います。

ほかの業務というのもやっぱり持っております。かけ持ちで、人が多いようではなかなか少ないということもあって、手分けしてやる分はしますけれど

も、現場に行ったり来たりで、なかなか本来のところに手が届かなかつたりとか。先週の総務福祉常任委員会の折もこの話が出まして、直営してもう1年半になりますけれども、やはりほかの自治体を見ると、直営しているところは結構少ないんです。社会福祉協議会であるとかが一番多かったかと思えます。

県が今年の申請を取りまとめている時期ですので、その辺ではっきりするかと思えますけれども、直営しているところはどれぐらいあるでしょうかねという話をちょっと県のほうに聞いたならば、うちは直営なのでと言ったら珍しいですよという話もありました。

やはり今後、もともとの委託という形に戻すのか、戻すのであれば、どういう形にするのかということもやっぱり検討する必要はあるのではないかと担当課内では思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）7番、林田議員。

○7番議員（林田直行君）今、課長の答弁では、課内ではまた委託をというように、述べておりますが、村長、今後の対応は。大分学童クラブの人数は多々ございますので、どうお考えでしょうか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）以前は委託ということでありましたけれども、その中に、ここでは言われたいようなことがありましたので、一応その当ても解体するというので、直営ということとさせていただきますところでもあります。

また、今後どうするかということでもありますけれども、いましばらくちょっと見させていただきたい。まだ解体して2年ぐらいですので、そうせんと今までやってこられていた方々の中身が、少しおかしいところがあったので、このようにしてさせていただきますので、今すぐとはいかないというふうに思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）7番、林田議員。

○7番議員（林田直行君）わかりました。近々には無理ということとございますが、逆に職員にかかる負担が大分あるかと思っておりますので、今後職員増ではございますが、採用というような形で、職員の負担軽減に努められてもらいたいとは思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）ありがたい話でございます。負担軽減をしておるということは、このままいくなら、定員を増やせということにつながるかと思えますけれども、定員は定員として、今の状態を守っていきながら、いつまでもこのまま直営でやるということということではないと私は思っておりますので、いましばらくこのままでやっていきたいと。そして、様子を見ながらやっていくということとございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（坂梨公介君）歳入歳出一括で審議を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

4番、西口議員。

○4番議員（西口義充君）4番、西口です。

66から68ページにかけて、企画にお願いいたします。

その中、委託料の、68ページ、第5次総合計画策定業務委託料462万円、これはこのことですか。このお金の使い道をちょっと、内容的にわかりませんのでお知らせ願います。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）68ページの一番上に記載されております第5次総合計画策定業務委託料ということで、462万円の計上の使い道ということでございますけれども、こちらにつきましては、先ほど西口議員が挙げられましたその冊子及びまた別に冊子をつくっておるわけですが、5カ年または10カ年の西原村の総合計画を作成するに当たりまして、プレゼンで業者を指定いたしまして、株式会社ギョウセイさんというところに委託業務をさせていただいて、1年間にわたってつくっていただいております。

しかし、その下にも書いております第5次総合計画の印刷製本費ということで、99万2,250円ありますけれども、これは今、西口議員が見せられました冊子と、それは全戸配付の部分でございまして、もう一つ冊子をつくっております。これが300部つくっておりますけれども、こちらのほうを作成ということで、こちらのほうに予算計上させて、10カ年計画の中を25年度にやったということでございます。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）4番、西口議員。

○4番議員（西口義充君）それでは、報酬で、66ページですけれども、検討委員会で予算が14万3,000円、41万6,000円、支出が14万3,000円ですけれども、このお金はどの委員会さんに使われたんですか。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）報酬につきましては、第5次策定委員会の報酬ということで、12月と3月にそれぞれ委員さんがいらっしやいまして、委員さんに対します報酬でございまして、1日6,500円で、支払いの対象者がそれぞれ11名ずつということで支払っております。

中身については、役場職員だったり議員さんだったり、いろいろ、学校の先生だったり、そういったメンバーの中で、ある程度中身を煮詰めながら、2回の委員会を開催させていただいております。

以上でございます。

○議長（坂梨公介君）西口議員。

○4番議員（西口義充君）それから、冊子300部、これがあると今、言われま

したけれども、それはどこにあるんですか。それは一般の方にも渡される部分があるんですか。それは役場だけで保管している。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）役場のほうに一応保管をしております、一般の方には、今、見せられました分を2,000部つくって、そちらの全部配布しております。冊子につきましては、職員に今、配布と、議員さん方にも一部配布ということで、一応計画しております。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）西口議員。

○4番議員（西口義充君）今回も一般質問でこれをちょっと使わせていただいたんですけども、そういう冊子がいつできたのかちょっとわかりませんが、もうそれ実際に300部は役場に保管してあるんですか。なるべく我々議員もそういうのがあれば、早く目を通させていただけないかと思っています。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）確認をとってみます。議員さん方にもたしか配ったというところで、ちょっと一度確認を担当のほうにしてみますので。

○議長（坂梨公介君）暫時休憩します。

（午前11時41分）

（午前11時43分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかにございませんか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）10番の田島です。

92ページです。一番上から2番目に手話奉仕員養成研修事業負担金ということで、7万6,000円が上げられておりますが、どのような効果というか。もともと振り返りますと、西原村は大変福祉の充実した村ということで、よそからも注目されている村だと思います。そういった中で、私も山西小学校に卒業式、入学式に行きますと、子どもたちが手話つきの歌を歌うと。これはよその学校では恐らくやっていないことだろうと思うんです。

そういったところで、今、全国を見渡しますと、去年鳥取県の平井伸治知事が提唱いたしまして、推進しまして、手話言語条例というのを制定されたことをきっかけにしまして、全国でも自治体レベルで手話言語条例を制定して、普及やまた学ぶと、そして、障害者に対しての相互理解を深めるというようなことをやっているところが増えてきました。

その中から言いましたら、西原村こそもう既に前からやっていることですから、手話言語条例制定してもいいぐらいなところでございますが、最近手話をしている人がちょっとおられなくなったような気がします。

それで、やはりこういった手話奉仕員養成事業というのが本当に効果があ

って、西原村にどのように反映しているのかという点についてお尋ねします。

○議長（坂梨公介君）住民課長。

○住民課長（片島信幸君）これは先週の総務福祉常任委員会のごときにご質問があったかと思えます。そのときは、手持ちに資料がございませんでしたので、即答がちょっとできておりませんが、これは熊本県ろう者福祉協会から各町村に回ったということですので、町村独自では育成というのがなかなか難しゅうございますので、各圏域で行うということで、県内11ほどの圏域になるかと思えますけれども、阿蘇圏域では阿蘇郡市の7市町村で一応取り組みをさせていただいたと。

本村の最終的な負担が7万6,000円なんですけど、これは1年間、平成25年度でいきますと、毎週金曜日がその阿蘇郡の養成講座の日であったということで、まず受講の希望者は7名されたということです。ただし、最終的に卒業なされた方は5名だったと。西原村からこちらに申し込みをされた方は、残念ながら昨年、25年度についてはいらっしやらなかったということです。

本人負担も7,000円ほど一応、年間ではありますけれども、必要になるということと、毎週なもんですから、各圏域で曜日が違います。それを必ず受講して、途中、途中では試験があっているということなので、最後まで行かれるとなると、かなりやっぱりスケジュール的に厳しいものがあつたのではないかということでした、25年度につきましては。

先ほど田島議員おっしゃいましたように、手話言語条例ということも出ておりましたけれども、これはたしか議会事務局のほうにも請願書といひましようか、たしかその要請も来ていたかと思えます。手元にはちょっと持ってきておりませんが、これは全国の自治体でどれだけ条例が制定されたかというやつもたしかあつたような気がしましたので、後でプリントアウトできれば、その準備はしたいと思えますけれども、状況としては以上でございます。

○議長（坂梨公介君）10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）国連におきまして、障害者の施策を求める権利条約、これに国が批准しまして、国内的な整備ということでは、平成23年8月に障害者基本法が採択されています。

そういった中で、西原村ではまだやっていませんけれども、熊本県議会では去年12月議会におきまして、国に対して手話言語法の制定を求める意見書が採択されているところです。そういった流れの中で、ぜひ西原村でももっと力を入れて、手話を教えることができるレベルの方を育てていただきまして、力を入れていただきたいし、またそもそも根本理念として、手話言語条例というのを制定したいところでございます。

実は個人的なことですけれども、私も若いときから手話を学んでおりまして、手話のできる友達もいましたが、その後、断続的に西原村での手話サー

クルに入ったりもしまして、学んでおります。これは健常者にとっても、今、世界は一つになってまいりましたけれども、よその国とも手話ができれば、手話のやり方は違いますけれども、何とか通じるという、いわゆる度胸がつくというふうに私は思っています。そういうことで、こちらのこともつけ加えてしまいましたけれども、以上です。

○議長（坂梨公介君）2番、中西議員。

○2番議員（中西義信君）2番、中西です。

すみません、ささいなことです。もう2年になりますけれども、公用車を利用させていただくときに、何でETCがないのかなというのが1つです。

もう一つは、後からの議案になると思いますけれども、頑張ってたくさんできた繰越金が各一般資金から5つほど補正で組んであります。大体これはパーセンテージで分けるのかな。まとめて聞いたほうがいいかなと思って、一般補正、国民、介護、全部繰り越しが入っていますよね。繰り入れが振り分けてあるのは、パーセンテージか何かで分けるのかなと思って。今でなくても結構です。（「何ページ」の声）いや、補正予算にみんな組んである。振り分けてあるでしょう。

○議長（坂梨公介君）暫時休憩します。

（午前11時51分）

（午前11時52分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかにございませんか。

4番、西口議員。

○4番議員（西口義充君）4番議員、西口です。

歳出の62ページをお願いします。防犯灯保守点検管理委託料、昨年上野議員が質問されたと思いますけれども、これ、1業者で今もやっておられるのか、2業者でやっておられるのか。いろんな住民の方からお話を聞きまして、1業者ではこの西原村全体の街路灯、通学路のですね、の電気を見るのは大変ではないのだろうか、切れていてもなかなかかえてもらえない、どこに言っていないかわからないというようなことをよく耳にします。

やはり、1人の業者では目が届かないところがあるんじゃないかなと思い、今どういうふうになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（坂梨公介君）総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）防犯灯の保守点検の委託の件でございますけれども、平成25年度まで1業者のほうにお願いしておりましたけれども、こちらにつきましては、監査委員さん方から等も以前ご指摘もございましたので、平成26年度からは、上野議員さんのご質問のときは2業者とお願いしたいということで答弁をさせていただいておりますけれども、現在、村内の電気工事

をされる方に、数社おられると思いますけれども、こちらのほうに確認をさせていただきましてけれども、そちらの業者のほうでは、実態といいますか、指名願い等も出されておられませんですけれども、されないということで、結局、現在、1業者に、またなってしまうのではないかなということで思っているところでございます。

○議長（坂梨公介君）4番、西口議員。

○4番議員（西口義充君）この1業者というのは、行政としては能力審査を出している業者でないといけないということになりますかね。

個人的に、いろんな方が西原村、電気屋さんおりますけれども、そういう方たちの契約ができないんですかね。何名に声をかけられましたかね。

○議長（坂梨公介君）総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）担当のほうで、電気工事をされている方に一人一人当たって、していただけるかどうかの確認をさせていただいたということでございますけれども、今現在、以前委託をされた方以外は、皆さん辞退をされたということでお聞きしております。

○議長（坂梨公介君）4番、西口議員。

○4番議員（西口義充君）ちょっと私が耳にしたことと、ちょっと行政のほうの話が食い違いがありますので、ちょっと調べてから、またそこら辺はまた総務課長とお話をしたいと思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

ページは、歳入のところでは42ページ。県から毎年支出していただいております生活交通維持活性化総合交付金ということで、名称がたまに変わりますけれども、101万8,000円、平成24年度は104万4,000円だったと思います。

それが、歳出のところ、ページが64ページ、同じ名称ですね。生活交通維持、少し名前が長くなっていますけれども、活性化総合補助金ということで、1,179万1,000円という補助を九州産交にされておられるということです。施策の成果の中でもなかなか乗車率が1を切っておりまして、しかしながら維持はしていかなければならないところということであっております。

村長の昨日の田島議員の一般質問の答弁でも、その辺と、また、施策も考えておるといふところの答弁をいただいております。ちょっと現状を、議会としても把握したいということで、総務課長のほうに過去2年ぐらいで構いません。状況を説明いただければと思います。

○議長（坂梨公介君）総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）路線バスの利用状況ということでございます。

きのうの田島議員の一般質問に対しまして村長の答弁にもございましたけれども、ちょっと私のほうで手持ち資料として持っていますのは、平成24年

度と25年度の2カ年ですけれども、それでよろしいでしょうか。

○9番議員（宮田勝則君）はい。

○総務課長（泉田元宏君）まず、平成24年度でございますけれども、森経由、こちらのほうが、1日の運行回数が6.5回、平均乗車密度が0.8人、1日当たりの輸送量が5.2人ということで、輸送人員は2万1,447人。それから、下岩坂経由でございますけれども、こちらのほうが1日の運行回数が3.4回、平均乗車密度が0.72、1日当たりの輸送量が2.3人、輸送人員が8,532人ということで、2経路を合わせますと、輸送人員としましては2万9,979人乗っておられるということで、1日当たりの輸送量につきましては、1日当たりの運行回数に平均乗車密度を掛けたところで、1日当たりの輸送量ということで計上されております。2経路の経常欠損額が2,927万8,000円ということで、村の受け持ち分としましては、1,114万1,000円。

それから、平成25年度分につきましては、こちらにつきましては、運行期間が、平成24年10月1日から平成25年9月30日運行の分でございますけれども、森経由につきましては、1日の運行回数が6.5回、平均乗車密度が0.72、1日当たりの輸送量が4.5人です。輸送人員にしますと、2万53人になります。下岩坂経由につきましては、1日の運行回数が3.4回、平均乗車密度が0.72、1日当たりの輸送量が2.3人、輸送人員が8,662人ということで、合計しますと、2万8,715人の輸送人員となります。2経路の経常欠損額が3,098万9,000円で、村の受け持ち分としましては、1,179万1,000円となっております。

この輸送人員につきましては、木山から大津まで、大津から木山までの区間の整理券の枚数をカウントしてこの数を出しているということでございました。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）答弁ありがとうございます。

昨年に比べて乗車率も落ちたということと、しかしながら、きのうの村長の答弁にもありましたように、県から支出金、県支出金ということで110万円ほどもらって、1,118万円ほど支出していますので、差し引きが約1,000万円というところで、そのうちの交付税措置が、対象の8割が交付税措置ということで、200万円程度の手出しと、昨日の答弁でもありましたように、200万円がこの運行が実質的にはされておるというところであります。

このバスの運行を続けなければいけないという前提条件の中で、3町村連携しております。これ、なかなか調査は今までしていないかと思しますので、実感的なお話で、過去に遡って言いますと、乗車率の低減をしてきたという要因の中で、まず、中学生の乗車がほとんど皆無になっているところだと思えます。

昔というか、以前は、女子生徒はバスを使っていたようなところも多分に

ありました。男子生徒は主に自転車を使って通学をしておりました。現在は、少し保護者の方の負担が増えておるとい実情だと思えますけれども、自家用車による送迎が若干増えているのではなかろうかという思いもしております。

高校生に至りましては、昨日の一般質問におきまして、やはり朝一の課外等の対応はできるようになったけれども、帰りが遅い便がないと。やはり、それぞれクラブ活動なりをやってきて、最終便で間に合わないから定期を買ってもなかなか採算に合わない。片道だけの定期というのがあるまいので、その辺のところを要因に上げられると思えます。

また、老人に関しては、村長の肝いりの施策で福祉タクシーをやり出されて、これが年々増加傾向にあるということでもあります。やはり村の姿勢として、もうちょっと公共交通機関のほうもこ入れして、うまくミックス、福祉タクシー等もミックスされた考え方ができないかというふうに思っております。確かに福祉タクシーも効果が出ておりますけれども、やはり補助金で日額500円のチケットを、月額2千円が上限だったと思えますけれども、それで対応されておるとい、相乗りを使っておられるところも出てきておりますけれども、やはり限界が出てきておるんじゃないだろうかと、その枠を、また村長のほうも広げるような話も考えられているようですけれども、やはり公共交通機関の路線バスを利用しやすいような状況、これは九州産交にも、こちらから言わせれば営業が足りない等がありますけれども、補助金出して走ってもらっておるとい弱みもありますので、なかなか言えないところではあります。

例えば、全国的に見ますと、路線バス、廃止方向にあった路線をある会社が買われまして、再建に入ったというところで、何からスタートしたかという、個別に各戸を回り営業して回ったと。その中で時刻表を配布したり、要望を聞いたりしてやっていって、その会社が地域の足として認められるようになったという経緯もあります。そこまで九州産交さんをお願いするのも何かと思えますけれども、現状、減らしていくことだと、補助金が上がる一方です。やはり利用者の促進を促すという、逆の治療法も考えていかなければならないと思えます。

昨日の村長の答弁で、高校生の通学の乗りかえ分の負担、初乗り運賃が2回かさみますので、定期額が上がっておるといお話もありましたけれども、その辺は産交さんとの調整で、こちらから手当てをしなくてもいいような感じも持っております。逆に乗車率を上げるために、70歳を過ぎた方は、病院、近郊まで行くのを一律100円にしたり——どこかの自治体がやっていましたけれども、無料から、ちょっと徴収するようにしていますけれども、そういった施策等やれば、もっとこのタクシーの利用とミックスして乗車率が上がるんじゃないだろうかと、子ども、中学生まで対象を広げて、その

辺、男子生徒は主に自転車と徒歩で通学しますので、その辺、学生が利用できるような形、これは定期等でも構いませんけれども、何らかの補助的なことをやっていただければ、乗車率が上がると思います。

乗車率がよくなれば、また変わった展開に、今度は変わってきまして、乗車率があると九州産交も、運転手さんは基本的には今までは、いっちょん乗らん回数を走って、非常に話し相手もおらんようなバスの運行があります。そういった形で、やはり活気ある地域公共交通機関ということで、九州産交さんにもその責任の一端を担っていただいている以上、営業活動にも、行政とともに参加していただければとも一部思っております。

やはり総合的な施策を、来年度以降に向けてやっていただけないだろうかという要望も込めて、村長に、これは答弁を求めますけれども、よろこびますか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）昨日も申しましたとおり、乗る人が増えれば村の持ち出しも低くなるということでございます。

私どものこの西原村で、このバスのことでこれだけ議論があるということは、益城町、大津町に対して、あちらのほうが、本来ならまだ向こうがまだ議論すべきところがないかというふうに思っております。我々は、大津町と益城町にちょっと支えられてこのバスが運行されておるということであります。

中学生あたりも、定期あたりもどうにかできんかと。なぜ中学生が乗らんようになったのか、そこにもありはしないかなというふうに思います。やはり、その中で、1人、2人の親御さんが中学校まで送っていくと。ほかの中学生も、じゃ、うちもというような形で、親が、煩惱があり過ぎるのか、子どもが甘えるのかわかりませんが、果たして、そしたら定期券を補助するとしても、どれだけ効果があるのか。それはもうしてみないとわかりませんが、そういった子どもたちの考え、親御さんの考えも昔と若干変わって違って、思いがあると思います。時代が変われば考えも変わるということで、そういったこともあると思いますけれども、村としてやらなければならないことは進めていかなければならないというふうに思います。

そういったことも含めて、じゃ、小学校にその補助をするならば、学校関係と話をしながら進めなければならないということで、今ここでどうのこうのは答えは出ませんが、福祉タクシーの充実も、またそうでございますけれども、バスとのこの連携というか、ミックスというか、そういったところも進めていきたいというふうに思います。

一番いいのは、高校生あたりは直行便ができれば一番いいなと思いますけれども、そこら辺は強く要望すれば、ひょっとするとできへんかなというふうに思います。料金とかダイヤの回数とかいったところも、言っても、なか

なか厳しいところが、企業でございますので、厳しいところがあると思います。そうなれば、またこちらのほうにしわ寄せがくるということになりますので、そういったことも含めて、今後一つの大きな検討ではなかろうかなというふうに思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございます。

昨日より何か前向きな答弁をいただいております。やはり、行政は福祉サービスが充填してこそ行政サービスということと言われる方も多うございます。

この中で、私はそう思っていますけれども、実際の中学生、高校生がどう思っておるかはまた別問題ですので、その辺、公共交通機関についての利便性についてアンケートなりをとられて、そのデータを見て、行政サービスをどこまで充実させるかということを持っていったほうがいいと思いますけれども、これは高保連とPTA連合会を含めて、学校関係になりますので、教育委員会のほうに答弁を求めたいと思いますけれども、どっちがいい、教育長がいいですか、教育課長がいいですか。

○議長（坂梨公介君）教育長。

○教育長（曾我敏秀君）中学生のバス通につきましては、自分としては全く聞いたこともないし、過去にあったことも覚えていません。ほとんどが自転車通か徒歩だったというふうに思います。

高校生につきましては、高保連の総会にも出ますけれども、なかなかバス通云々の話、その参加者も少ないんですが、出ません。それと、産交の営業も、ダイヤ改正のときには、高森が大体営業に回ります。高森の事務所が。先ほどからあっていますように、市内の真ん中ぐらいの学校区までは時間的には間に合いますよということで。その定期券は、帰りは木山までは使えますよという、これは営業で学校も回りましたし、これはもう3年か何年前ですけれども、その後、営業には回っておりませんが、アンケート等をとるということであれば、当然、別に教育委員会のほうででも必要なことですので、今のどうするこうするということは別としても、やっぱり公共交通機関をいかに使うかということにつきましては、やはり子どもたちの意見も十分聞き入れてということは必要かなというふうに思います。

現状としては、直通があればいいんですが、やはりこっちは小型のバスが大体来て、途中から大型になるんじゃないかなというふうに思います。それと、途中、乗りかえの際に色んな事故、事件に巻き込まれたり、そういった雰囲気、要するにバス停の場所等も含めてあるという部分も伺っているところであります。

教育委員会も、私としては、今の現状を、じゃ、どう生かすかという部分については、やはり親子の触れ合いが余りない中で、送っていくぐらいの時

間は十分車の中でも話しながら、その辺をうまく活用していくという部分は常日頃思っているところで、やはりそういった時間をうまく使うと、2人きりになる、車の中ですね、と思っている。これは現状を生かすための話ですけれども。以上です。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）教育長の長い答弁で、私も感心しましたけれども、やはり教育長が言われるところと私の言っておるところの温度差が多分にあります。

その中でも、中学生がバスで通学していなかったという認識ですけれども、相当の数です、河原校区から行っておりました。これは自転車通学の許容範囲ですけれども、女子生徒は大体バス通というのが主体だったというのが、教育長と私の見解の違いで、教育長の場所からいうと、中学校までは自転車の範疇でないので徒歩通というところだったと思います。

議論すれば、やはり変わった見解が出てきますので、やはり実質使っている子どもさんお持ちの家庭とか、直接子どもたちのお話もアンケートでとっていただきたいというふうに思います。それが行政に反映していければというのが基本的な行政のスタンスだと考えておりますので、お互いの個人見解はそこそこでとめたいと思いますので、終わります。

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）10番、田島です。反対討論をいたします。

住宅リフォーム助成という要求は以前からしておりましたけれども、それができていないというところと、それから、小さいことですが、子宮頸がんワクチンについて、私はそれがよいものであると余りよくわからないまま、副作用についてわからないままこれを接種を促進してどうかというふうなことを、ずっと以前の議会で言ったことがありますけれども、それはその後の副作用の話などがありまして、どうも脳の働きに影響があるんじゃないかということまで、いろんな本には出ています。3名の方がワクチンを受けておられるということがございます。そういったところで、やはり明確に今後はこれをやめるというふうなことをされてはどうかというふうなことも思います。

また、もう一つは、議会活動の中ですけれども、議会の中でも議論はすべきことであるとは思いますが、政務活動費、これが議会を活性化するという目的で全国のいろんなところで一応制度化されておりますけれども、いろんなトラブルといいますか、オンブズマンあたりが調べて問題があったということで、返したりというようなことも起こってはおりますけれども、西原村は西原村なりに検討して、例えば、今でも急遽宗教団体のことで佐賀

まで行って調べなくてはならないとか、おっ取り刀でどこそこに行かなくてはならないようなときに、やはり自腹なんですよ。それから、いろんな研修を、一般質問にこのテーマでやろうというときに、行く場合に、やっぱり自腹なんですよ。

そういったことで、議会の中での活動がもうちょっと活発にできるように、一般質問だとかいろんな質疑だとか、これも役に立つように、私は政務活動費というのを、議会活動の一つとして充実策として取り入れたらいいのではないかということ、議会の全員協議会あたりでも言っていきたいと思えますし、また、予算の面でも言っていきたいというふうに思っている次第で、そのようなことから、現在までにこの5年間見ましても、日置村長のいろいろな財政的なご努力もありまして、基金は増えるし、また借金は減るというような状況でございます。

大いに、先ほど来、バスの便などでも、宮田議員の質問に対して前向きな答弁がございましたけれども、いろんな面で、やはり西原村が暮らしやすいようにしていくためにということをお願いしまして、反対討論といたします。

○議長（坂梨公介君）宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）私は、そのものを利用して、賛成討論をしたいと思っています。

リフォーム助成に関しては、まだ部分的に住民課のほうで県の補助金等を使ってやられておるといふところもありますので、これは、昨日の質問の中でも他町村の現状を踏まえた後で考えていくといふところです。確かに地元経済の活性化には多分な役割を果たすところの大きい部署であります。今後検討していくといふ前向きなお話であったと理解しております。

子宮頸がんワクチンにつきましては、予算計上されておるといふところと、今後廃止していただきたいといふことのお話でしたけれども、受けられる方もやはりおられると。法的に選択権を国が与えておるといふことで、どちらのリスクを背負うかと。やはり新しいワクチンに関しては、それなりの効力もあれば、それなりの副作用もあるといふことで、これは各々がその情報を提供してもらって判断していくといふ次元のもので、副作用があるから予算から外すといふ問題じゃなくて、予算は組みますけれども、リスクを選択してくださいといふ部類のものだと思います。

次に、議会の政務活動費でございます。私は、若干賛成派でありますけれども、執行部に、これは言うのではなくて、議会の議員がいただく、ある意味副報酬といふ問題のもので、やはり議会議員が住民に理解を得ることがまずスタートといふ思いが非常に大きい予算の部類です。議会が動かなくて何が始まるかといふ部類ですので、そういった形で、住民の理解を求めて議会が出前してでも、こういったケースがありますと、理解を求めて執行部に話すのが筋であって、執行部側に応援をお願いしますといふ部類の問題

じゃありませんので、議会としてその辺の動きが出せればと。共同で、田島先生もそういう思いが強いようですので、その辺、意見が合っております。

しかし、こういう場でおりますと、賛成と反対といった立場になりますけれども、私はそういった中で、村長が6年目を、運営して、なっております。非常に手がたいところは手がたく、勝負するところは勝負していっておるといふふうに、人生の先輩でもありますけれども、尊敬の念に値するところがあるんじゃないかと思っております。やはり脇役の番頭さんの副村長もそういう立場でやられておられます。

やはりこの安定した運営が、村民の、最終的には幸福につながっていくと信じておりますので、その辺含めて、今後の、来年度以降の補正予算、当初予算、全てにおいて、今日出た議会の議論を十分考慮されて、また予算編成に生かしていただければと思います。

以上、賛成討論といたします。

○議長（坂梨公介君）ほかに、討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第1号、平成25年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（坂梨公介君）起立多数であります。

よって、認定第1号は原案どおり認定されました。

暫時休憩します。

午後1時15分から再開します。

（午後 0時27分）

（午後 1時15分）

○議長（坂梨公介君）会議を再開します。

日程第2、認定第2号、平成25年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出の決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

（会計管理者 矢野富士男君 登壇 説明）

○会計管理者（矢野富士男君）それでは、認定第2号についてご説明いたします。

認定第2号、平成25年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書。

3ページをお開きください。

歳入合計を朗読いたします。一番下でございます。

歳入合計、予算現額8億5,025万1,000円、調定額9億4,384万3,709円、収

入済額 8 億9,245万261円、不納欠損額 5 万6,000円、収入未済額5,133万7,448円。

7 ページをお開きください。

歳出合計を朗読いたします。一番下でございます。

歳出合計、予算現額 8 億5,025万1,000円、支出済額 8 億3,346万5,944円、翌年度繰越額 0 円、不用額1,678万5,056円。

9 ページをお開きください。

歳入 8 億9,245万261円、歳出 8 億3,346万5,944円、歳入歳出差引残額 5,898万4,317円、うち基金繰入額 0 円、翌年度繰越額5,898万4,317円。

平成26年 9 月 4 日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あとは実質収支に関する調書並びに歳入歳出決算事項別明細書を添付いたしております。議員各位のご質問により、それぞれ担当課長より答弁させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

税務課長より答弁させます。税務課長。

○税務課長（佐藤光弘君）決算書の38ページをお願いしたいと思います。

38ページの備考欄の下から 5 番目に過誤納還付金38件というふうに数字を表示しておりますが、19件に変更をお願いしたいと思います。

それから、その 2 つ下に過誤納還付金 2 件という数字を表示しておりますが、1 件に変更をお願いしたいと思います。よろしく願います。

○議長（坂梨公介君）質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第 2 号、平成25年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出の決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、認定第 2 号は原案どおり認定されました。

日程第 3、認定第 3 号、平成25年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

（会計管理者 矢野富士男君 登壇 説明）

○会計管理者（矢野富士男君）それでは、認定第 3 号についてご説明いたしま

す。

認定第3号、平成25年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算書。

3ページをお開きください。

歳入合計を朗読いたします。

歳入合計、予算現額5億7,138万6,000円、調定額5億7,628万8,048円、収入済額5億7,176万4,269円、不納欠損額40万7,185円、収入未済額411万6,594円。

7ページをお開きください。

歳出合計を朗読いたします。

歳出合計、予算現額5億7,138万6,000円、支出済額5億2,574万8,966円、翌年度繰越額0円、不用額4,563万7,034円。

9ページをお開きください。

歳入5億7,176万4,269円、歳出5億2,574万8,966円、歳入歳出差引残額4,601万5,303円、うち基金繰入額0円、翌年度繰越額4,601万5,303円。

平成26年9月4日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あとは実質収支に関する調書並びに歳入歳出決算事項別明細書を添付いたしております。議員各位のご質問により、担当課長より答弁させていただきます。どうぞよろしく願います。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第3号、平成25年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、認定第3号は原案どおり認定されました。

日程第4、認定第4号、平成25年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

（会計管理者 矢野富士男君 登壇 説明）

○会計管理者（矢野富士男君）認定第4号についてご説明いたします。

認定第4号、平成25年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。

1ページをお開きください。

歳入合計を朗読いたします。

歳入合計、予算現額6,068万6,000円、調定額6,148万3,589円、収入済額6,087万7,389円、不納欠損額14万8,500円、収入未済額45万7,700円。

3ページをお開きください。

歳出合計を朗読いたします。

歳出合計、予算現額6,068万6,000円、支出済額5,834万5,047円、翌年度繰越額0円、不用額234万953円。

5ページをお開きください。

歳入6,087万7,389円、歳出5,834万5,047円、歳入歳出差引残額253万2,342円、うち基金繰入額0円、翌年度繰越額253万2,342円。

平成26年9月4日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あとは実質収支に関する調書並びに歳入歳出決算事項別明細書を添付いたしております。議員各位のご質問により、担当課長より答弁させていただきます。どうぞよろしく願います。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第4号、平成25年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、認定第4号は原案どおり認定されました。

日程第5、認定第5号、平成25年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出の決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

（会計管理者 矢野富士男君 登壇 説明）

○会計管理者（矢野富士男君）認定第5号についてご説明いたします。

認定第5号、平成25年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書。

1ページをお開きください。

歳入合計を朗読いたします。

歳入合計、予算現額7,075万4,000円、調定額7,137万9,293円、収入済額7,137万9,293円、不納欠損額0円、収入未済額0円。

3ページをお開きください。

歳出合計を朗読いたします。

歳出合計、予算現額7,075万4,000円、支出済額5,858万3,933円、翌年度繰越額0円、不用額1,217万67円。

5ページをお開きください。

歳入7,137万9,293円、歳出5,858万3,933円、歳入歳出差引残額1,279万5,360円、うち基金繰入額0円、翌年度繰越額1,279万5,360円。

平成26年9月4日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あとは実質収支に関する調書並びに歳入歳出決算事項別明細書を添付いたしております。議員各位のご質問により、担当課長より答弁させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

ページは14ページ。これは14ページの一番上のほうに備考欄に施設内の草刈り業務委託料15万3,720円、これは毎年、額は若干違いますが、計上されておりますけれども、ここは産業課長のほうになりますけれども、箇所数、施設内の箇所数ですね。箇所数と、この草刈りをしている目的を述べてもらうと助かります。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）13ページの委託につきましては、簡易水道の水道水源地あるいは配水池のほうをシルバーさんのほうにお願いをいたしております。

箇所数については、すみません、ちょっと調べさせていただきますが、以前はですね、職員で、みんなで何日もかかってやっておりましたが、業務多忙になってまいりましてですね、まだ若干数カ所はやっておりますけれども、ほかのところについては、ちょっとシルバーのほうに委託をしているところがございます。

箇所数につきましては大峯配水池、それから秋田原配水池ですね、その2カ所でございます。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番。

ありがとうございました。

配水池ということで、水源が村営水道3カ所ですよ。今2カ所出ました箇所と医王寺に水源があるというふうに理解しております。そのうちの配水池を持つとるのが、大きな配水池を持つとるのが2カ所ということで、その施設内の、目的はちょっと言われてませんが、こちらから言いますと、衛生上の管理等があると思いますけど、そのほか何かありますか、衛生上の管理以外に何かありますか。ないでしょう。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）草刈り以外の委託についてですかね。

○9番議員（宮田勝則君）いや、草刈りについて。

○産業課長（海東義朗君）草刈りについては、もう施設のですね、やっぱり草ぼうぼうになってしまいますので、そのための管理でございます。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）本来なら特会のところでやるべきじゃなく、一般会計のところでちょっといきたいところでしたけども、ここでも委託費で当然のことありますけど、自分で管理する部署がそれぞれ各課違いますよね。統括して総務課が一応やっとするという形ではありますけども、委員会では少し指摘をしておきましたけども、鳥子工業団地、本日堀場さんのほうからも非常にふるさと納税ということでお世話になってるといふ一番入り口のところに調整池があります。これ、管理義務はどの課にあるのかは定かじゃありませんけども、企画なのか、産業課なのか、総務なのか。まだやってないということになると、どこにも守備範囲がないということだと思いますけども、現在の状況を、ちょっと草が相当伸びて、おまけに杉の木まで植わっとするという話を委員会のほうで出しております。

本来ならばですね、工業団地の窓口ということと主要村道の沿線にあるという施設です。今後の管理、どの課かでやっていただきたいんですが、該当するとすると、企画課長のところになりますけども、見過ごしとったのか、私どもの担当部署じゃないのかわかりませんが、その辺含めてですね、ちょっと答弁願えればと思いますが。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）ただいまのご指摘がありましたように、担当部署といたしましては、やっぱり工業団地ということで企画商工課のほうで担当すべきだろうというふうに自分では思っております。

ただ、管理につきましては、今まで機能を害したということが一回もなかった関係上ですね、今までいろんな形で見えておまして、私もあそこを通るたびに杉の木がきれいに並んでるのは確認はしております。植えてあるのかどうなのかはわかりませんでしたけども、ご指摘ありましたように、あれは自然に植わったんだろうというふうに思っています。5本ぐらい並んでおります、きれいに、一直線上に。

平成23年に鳥子工業団地の調整池の加工のために調査をいたしておまして、蓄積高が60cmほどというふうに伺っております。0から60cm蓄積しとるということで、調整池そのものについての機能はまだ損なってはおりませんけども、先ほど言われましたように、景観的に余りよろしくないような状況でございますので、今後は村といたしましては、方策としてはどのような考え方でいくかは、また検討しながらですね、周りにつきましては、それぞれ

の企業さんのほうで景観的にきれいに美しくされているのは事実でございます。高につきましては、フェンス内に入っていないのが事実でございますので、今後は景観的にきれいになるような状態をつくっていきたいなというふうには思っておりますけども、これも何せ予算が伴います関係上、また検討させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（坂梨公介君）宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）予算が伴うということで、課長としての答弁としては95点というところだと思います。

景観は言うまでもありませんけども、あれだけ背の高い雑草がしこりますと、定例会の冒頭にもありましたですね。あそこで人が倒れとっても気にもしないような状況で、万が一倒れとっても見かからないと、維持をどうしてるのかなど。景観以外にも安全上とかいうところも鑑みまして、なおさら各立地企業さんは自分のところのそばはきれいに毎年草刈りされております。とんと隣は刈ってあって、管理者はどこだろうかというふうに言われないうように管理していただければと。企業イメージも窓口ですので、上がっていくんじゃないかというふうにも思いますので、これは村長に答弁を求めます。予算が伴いますので、村長のほうで各立地企業さんのことも考慮に入れられておられますと思っておりますので、調整池、ちょうど道端です。今後、管理、どのようにしていきますですか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）確におっしゃるとおり、「葎」かな、あれ。草ぼうぼうという感じでございます。

安全面からすれば、入り口に柵をすれば中には入れませんが、景観上余りよろしくないということでありまして、予算が伴いますけども、私も現地は、中におりて見とらんけんですね、見て、どうすればいいかは今後対策を講じていかなきゃならないんだろなというふうに思っております。

以上です。

○議長（坂梨公介君）宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）すみません、村長も自分の通勤路ということで非常に言いにくい部分があったかと思っておりますけども、私は一番遠方組のほうです。遠方組から見とってですね、主要村道の中に村が管理すべきところで、そういうところがあると非常に見づらいた。

昨年度ですね、決算に載ってますけども、河原小学校門出保育園跡地ですね、きれいに伐採していただきまして、当初は七十数万円かかっておりますけども、今後は年間維持費としてはその半分からちょっとぐらいくんたろうと思っておりますので、何せあれに一回手を入れなちょっといかんのかなという気がいたします。足元でもあります。非常にやりづらいところではあるでしょうけども、遠方組からの意見として最後言っておきます。

終わります。

○議長（坂梨公介君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第5号、平成25年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出の決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、認定第5号は原案どおり認定されました。

日程第6、認定第6号、平成25年度西原村工業用水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 海東義朗君 登壇 説明）

○産業課長（海東義朗君）それでは、認定第6号についてご説明いたします。

認定第6号、平成25年度西原村工業用水道事業決算報告書、平成25年4月1日から平成26年3月31日まで。

あけていただきまして、2ページをお願いいたします。

平成25年度西原村工業用水道事業決算報告書。

1、収益的収入及び支出。

収入。左から区分、予算額合計、決算額の順で読み上げます。

第1款水道事業収益、1,722万1,000円、1,729万1,671円。第1項営業収益、1,096万6,000円、1,102万2,270円。第2項営業外収益、625万4,000円、626万9,401円。第3項特別利益、1,000円、0。

支出。第1款水道事業費、1,722万1,000円、1,169万1,865円。第1項営業費用、1,312万3,000円、1,135万2,429円。第2項営業外費用、39万7,000円、33万9,436円。第3項特別損失、1,000円、0。第4項予備費、370万円、0。

あけていただきまして、2の資本的収入及び支出でございます。

資本的収入及び支出の収入はございません。

支出にまいります。

第1款資本的支出、203万1,000円、203万480円。第1項建設改良費、0。

0。第2項固定資産、0。0。第3項企業債償還金、203万1,000円、203万480円。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額203万480円は、減債積立金203万480円で補填しております。

平成26年3月31日、西原村工業用水道事業管理者、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明いたします。

これ以降に損益計算書、余剰金計算書とも添付しております。企業会計のシステム上、2ページから3ページまでは税込み金額、4ページ以降は税抜き金額で表示しております。

12ページをお願いします。12ページの3、業務の下の表でございます。

(2) 事業収入に関する事項でございます。

本年度の収益的支出につきましては、事業収益が合計1,687万6,667円となります。対前年比で95万5,521円の減額、比率で5.4%の減になっております。給水箇所も7カ所から8カ所に変更になっております。年間有収水量はその上に書いてありますが、こちらのほうが20万4,519m³、前年と比較しますと2,380m³の増となっております。

1ページめくっていただきまして、14ページの項1 営業収益の節1 料金収入で契約料金が対前年比で6万750円の増額。超過料金が56万6,550円の減額。項の2 営業外収益の目4 雑収益、節1 雑収益で、企業負担金が12万3,625円の減額となったことが主な要因でございます。

次ページの13ページの(3) 事業費用に関する事項でございます。

事業費用につきましては、平成25年度は合計1,127万6,861円となって、対前年比で148万6,153円の増額、比率で15.2%の増額となっております。

主なものとしたしましては、営業費用の委託料等でございますが、160万8,273円の増額、修繕費といたしまして67万8,000円の増額。項の2 営業外費用の企業債支払利息12万2,120円の減額となったものが主な要因でございます。明細は15ページのほうに記載しております。

16ページの資本的収支の明細書をごらんください。

資本的収入はございません。

資本的支出につきまして203万480円となりまして、対前年比で12万2,120円の減額となっております。企業債償還金の利息、元金とも平成25年度で完済となります。

申しわけありませんが、7ページまでちょっとお戻りいただけたらと思います。

7ページに平成25年度西原村工業用水道事業余剰金処分計算書(案)がございます。

当年度の未処分利益剰余金につきましては683万956円でございます。前年度に比しまして236万194円の減益となっております。

主な要因は、法改正に伴いますコンサルタント委託料、それからメーター交換4社、電気計装修理代等の超過料金、それから電気代に超過料金の収入の減となっております。法定積立金としましては0円。任意積立金といたしまして建設改良積立金に600万円を積み立てることといたしております。

以上でございます。よろしくご審議方お願いします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

産業課長、お疲れでございました。

工水ということで、企業債が一応償還が本年の3月で終わるとるところを確認ができたということで、村長の施策の中で企業誘致関係増設が相当見込まれております。

施設に対しての今後の建設改良積立金等も含めて今まで200万円前後償還していたというところではありますが、基金の今後の積み立て関係を含めて工水の量、施設維持含めて今度改良がまた要る時期がいずれは訪れます。まだあそこができて10年足らずだと思いますけれども、その辺含めまして今後のですね、今まで返済していた額等、今度計画ですね、計画的な実行ということが監査委員からの指摘が多分あると思いますけれども、今後どういうふうになっていくのか、こちら側から全く見えませんので、一部で構いません、全部は言わんでよかけんですね。説明をお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）償還金が終わったということで、現在は工業用水につきましては、配水能力が1日1,200m³ほどあります。現在の企業さん8カ所とですね、契約、こちらの場合は、工業用水の場合はメーターとかでなくて、1日どれだけ使いますよという各社との契約になっております。それが1日当たり615tということで、約51%ほどですかね。ただ、やっぱり、これは今回につきましては超過料金の減ということになっておりますが、これはあくまでも企業さんのご都合もございまして、委員会の中でも報告したんですが、使われるときにはそれ以上に、昨年は100万以上超過料金がございました。今年につきましては、その辺もちょっと響いたのか、それとも企業さん側がそれだけ必要なかったのかで、その半分ほど減額になったわけですが、今後工業団地、ご承知のとおり、万徳側にちょっと伸びたりしてございまして、今後その契約が量が増えていけば、今のところ確かに余裕はございますが、ある企業さんがどんどん使われたりすればですね、今年1件、ちょっと増額契約が平成26年度ちょっと途中からではございますが、出てきております。今後企業誘致等がどんどん進めば、さらに必要になってはくるかと思っておりますが、現段階では別に故障のほうもちょっと若干の修理とか、メーター交換は必要ではございますが、しばらくは将来的にためていくならというように考えてはおります。

それから、監査委員から指摘ありましたように、秋田原の簡易水道については、もう相当年数がたっておりますし、ちょっと漏水調査も今後、明日になります。補正もちょっとその辺の収益に関しましても調査をして、なる

べく収益を上げていって、基金をなるべくためていって、将来の修理あるいは改築に向けて少しでも積み立てをしていくならと思っております。

以上でございます。

○議長（坂梨公介君）宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）工水のところで中央簡易水道まで答弁いただきましてありがとうございます。

企業さんの絡みで変わるけどもということでしたけども、大体1つの工水でもポンプ設置して、そういう設備をつくと軽く2,000万円程度かかると思います。やはり企業会計ですので、自前のところは自前でやっていかないということでそのプールをやっていかないとかなと思いましたが、量が半分ちよいというところで、とりあえず管路の延長とか、ポンプの据えかえ等、器具の交換等で対処できやせんかなという感覚は持ちました。ありがとうございます。

この辺ですね、計画的な積み立てをですね、今までの200万円、これを積立金に今度は上乗せしてやっていったほうがよいというような感じもしておりますので、その辺ですね、執行部の中で、三役等々の協議の上で検討していただければと思います。

以上です。

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第6号、平成25年度西原村工業用水道事業会計決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、認定第6号は原案どおり認定されました。

日程第7、認定第7号、平成25年度高遊原南消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

（会計管理者 矢野富士男君 登壇 説明）

○会計管理者（矢野富士男君）認定第7号についてご説明いたします。

認定第7号、平成25年度高遊原南消防組合一般会計歳入歳出決算書。

1ページをお開きください。

歳入合計を朗読いたします。一番下でございます。

歳入合計、予算現額7億9,454万3,000円、調定額7億9,141万7,267円、収入済額7億9,141万7,267円、不納欠損額0円、収入未済額0円。

3 ページをお開きください。

歳出合計を朗読いたします。

予算現額 7 億 9,454 万 3,000 円、支出済額 5 億 8,759 万 2,758 円、翌年度繰越額 0 円、不用額 2 億 695 万 242 円。歳入歳出差引残額 2 億 382 万 4,509 円。

平成26年 3 月 31 日提出、高遊原南消防組合管理者、住永幸三郎。

終わります。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1 番、坂本議員。

○1 番議員（坂本隆文君）1 番、坂本です。

6 ページになりますけども、県の補助金の300万円、これはへり緊急搬送体制の整備と書いてありますけども、これはどういったことでしょうか。

○議長（坂梨公介君）暫時休憩します。

（午後 2 時 0 2 分）

（午後 2 時 0 3 分）

○議長（坂梨公介君）会議を再開します。

総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）この件につきましては、先日の全員協議会の中で消防署よりご説明があったところでございますけども、県の補助金につきましては、へり救急搬送体制整備の訓練器具の購入ということで歳入としては県補助金のほうはあっておりません。4 月以降、益城町のほうに事務引き継ぎをしておりますので、この分につきましては益城町のほうに収入として入るというような説明があったかと思えますけども、その応急処置等の訓練器具がどういうものかというのは、ちょっとこちらのほうではわかりません。

○1 番議員（坂本隆文君）わかりました。

○議長（坂梨公介君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第 7 号、平成25年度高遊原南消防組合一般会計歳入歳出の決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、認定第 7 号は原案どおり認定されました。

日程第8、報告第2号、平成25年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 泉田元宏君 登壇 説明)

○総務課長(泉田元宏君)報告第2号についてご説明いたします。

報告第2号、平成25年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

平成25年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率について「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき報告する。

平成26年9月4日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

表紙をめくっていただきまして、健全化判断比率でございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率があり、表の右側に記載している早期健全化基準に対しまして中央に平成25年度の比率を記載し、各比率が基準を下回っておれば健全な状態であるということになります。

まず、実質赤字比率は、一般会計の実質収支について分析するものでございます。2億8,173万1,000円の黒字になりましたことから、実質赤字比率として数値にあらわすことができないということでハイフンとなっております。

また、連結実質赤字比率は、今申しました一般会計に国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、工業用水道事業会計及び中央簡易水道事業特別会計を加えた実質収支で全ての会計において黒字でありまして、合計では5億4,126万7,000円の黒字となりましたことから、連結実質赤字比率として数値にあらわすことができないということでございます。

次に、実質公債費比率は、公債費充当の一般財源と公営企業債充当の繰入金、一般事務組合等再充当の負担金と公債費に準ずる債務負担行為の合計を分子といたしまして、標準財政規模を分母として割った比率の3カ年平均で、なお分子、分母ともに普通交付税の基準財政需要額算入分を除いて計算することとなっております。早期健全化基準25%に対して7.5%という結果になりました。

次に、将来負担比率は、地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰入見込額、一般事務組合等負担等見込額、退職手当負担見込額等の将来負担額から充当可能基金及び基準財政需要額、算入見込額を差し引いた額を分子といたしまして、分母といたしましては標準財政規模から基準財政需要額、算入公債費等の額を差し引いたものを分母といたしまして割った比率でございますが、分子がマイナスとなり、将来負担比率として数値にあらわすことができないということでございます。

以上、全ての指標が早期健全化基準の範囲内にありますことから、西原村

の財政状況は健全段階にあるということになります。

次に、資金不足比率でございますが、公営企業法適用企業として工業用水道事業会計の資金不足比率でございます。平成25年度の決算において貸借対照表の流動資産合計、こちら工水の決算書の8ページになりますけど、こちらのほうが1億3,957万5,000円に対し流動負債合計、決算書の9ページになりますけど、36万6,000円であり、差引額が1億3,920万9,000円の黒字であることから、資金不足比率として数値にあらわすことができないということでハイフンとなっております。

また、公営企業法非適用企業として中央簡易水道事業特別会計の決算でございますが、歳入総額が7,137万9,000円に対し歳出総額5,858万3,000円であり、歳入歳出差し引き残が1,279万6,000円の黒字でありますことから、資金不足として数値にあらわすことができないということでございます。

したがいまして、両特別会計ともに経営状況は安定しているということでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（坂梨公介君）ただいま報告第2号の説明が終わりましたが、質疑に入ります前に、代表監査委員の河上勝彦君に平成25年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の審査報告を求めます。

○代表監査委員（河上勝彦君）それでは、平成25年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書をもとに報告させていただきます。

この審査意見書につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、平成26年8月8日付、西監発第25号で上野正博監査委員との合意が整いましたので、同日、日置村長に提出させていただきました。

あけていただきまして、平成25年度西原村健全化判断比率につきましては、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類につきまして、関係職員から説明を聴取し、適正に作成されているかどうか主眼を置いて実施しました。

その審査の結果、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率とも適正に作成されているものと認めました。個別意見としまして、4項目とも早期健全化基準を下回っており、特に問題はないと認めました。これにより、是正改善につきましては特に指摘すべき事項はないということ報告させていただきます。

続きまして、裏面でございますが、西原村資金不足比率につきましても、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係職員から説明を聴取し、適正に作成されているかどうか主眼を置いて実施しました。

審査の結果は、総合意見で工業用水道事業会計、中央簡易水道事業特別会

計、いずれも適正に作成されているものと認めました。個別意見としまして、2会計とも資金不足がないため、特に問題はなく、これにより是正改善については特に指摘すべき事項はございません。

以上、報告させていただきます。

○議長（坂梨公介君）以上で、平成25年度西原村健全化判断比率について及び資金不足の比率の審査報告が終わりました。

内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番、林田議員。

○7番議員（林田直行君）7番、林田です。

まことにこういうのは勉強不足でございますので、ちょっとお尋ねしますが、資金不足比率の審査ということで村へ提出されているのは工水と中央簡易水道というか、特別会計の部門だろうかと思っておりますが、そうなる国保、介護、後期高齢ですか、ああいうのは関係しないのでしょうか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（坂梨公介君）総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）西原村の資金不足比率につきましては、法律に基づいて報告しておりますけど、公営企業の経営健全化に当たるべき基準としての資金不足比率に対するものでございまして、国保会計等につきましては、上段にあります村の健全化判断比率の中にこの判断比率の基準として設けている分でございますので、資金不足比率につきましては公営企業関係、そちらのみということでお願いします。

○7番議員（林田直行君）はい、わかりました。どうもありがとうございます。

○議長（坂梨公介君）ほかにごございませんか。

宮田議員、9番。

○9番議員（宮田勝則君）この健全化の判断ですね、なかなかうちの村ではちょうど横バーといいますか、ハイフン以外が出ることはほぼありませんけども、からくりが議員になられとる方は御承知のとおり一般会計という大家がおってですね、そこが幾分負担したり、その中で基金に入れて黒字化するというやり方が一部あるかと思っておりますけども、やっぱり、みんな議会も心配してるのがですね、国保の会計でございまして、基金は持ってるというところではありますが、今回も決算見ましても、途中で基金を繰入しとって、2,000万円弱ですね。でも、最終的には5,000万円ぐらいの繰越金があったというところで、毎年綱渡りというところなんです。これが実質、この調査のいたずらでしようけども、総合的に見ますと、一般財源的に余裕があるということで連結、普通という連結決算でしますと、当然喜ばれるから大丈夫ですよという形になってきておると思っております。

実質ですね、村民の方にも生の数字をあらわさないかんようなことが議会

議報上は出て、何とか書いておりますけども、なお厳しい状況に入っておると。第2次、第3次段階までは来たというところで、県の連合になる前にその辺の手当てをせないかんだらうと思いますので、監査意見のところでは幾分出ておりますけども、実質、生の数字を出したらどうかという考えもありますけども、あくまで通帳が別々ならばですね、資金ショートとしてもおかしくない状況が何度か水道はあったと思います。通帳がたまたま一緒であれば、先食いができるといった状況で国保は運営されておると思いますので、その辺、見えるような形で議員側にもですね、国保運営の方には見えておると思いますけども、心配しつつも大丈夫という、こういう判断が最終的にお墨つきがつくもので、なかなかそこまでは至らんという状況ですので、何かこの生の数字といたしますか、出らんのかなと、町長ちょっと何か言ってましたけども、住民課長、どうですかね、その辺出せますか。議会中でなくても結構ですので、その辺お知らせ程度でやっていければとは思いますが、いかがでしょうか。

○議長（坂梨公介君）住民課長。

○住民課長（片島信幸君）今おっしゃいました生の数字をとということなんですが、形式収支、要は歳入総額から歳出総額を差し引けば当然黒字ですよ。これはどう見ても黒字ですなんですよ。ここが本当にマイナスという表示であるならば危険というふうに認識はできるのでしょうかけども、非常にちょっと説明しづらいんですが、基金から繰り入れても、それは、ただ繰入金としては表示してない。通常考えれば、貯金を取り崩したということで、今後の推移はどうなるかということを見ながら、村長としてはその法定外をするとか、税までいかれるのかあれなんですけども、しばらくこの状況を見ないことには、いつの段階でするのかというのはなかなか見えないところですね。今の平成25年度の決算余剰金を繰り入れたところで、今後の資金の推移等々を見ながらでないとわかりませんが、ただ、それにしても形式の収支額が黒の状態であるならば、見た目は本当にプラスになってるじゃないかということしか判断がつかない。それをあえて赤にするのか、あえてといいますと言いは悪いんですが、一時借入金をする、それで運営する。当初予算では5,000万円という金額がありますので、予算書にうたってありますので、するとしたときに返せない場合は、当然ながらそこはマイナスが出るかもしれません。だから、そこでするのか、そこら辺をちょっとお金の流れを見ながらでない、はっきりどこまでしていいのかというのは一担当部局だけではちょっと判断がしづらいところかなとは思っています。

以上です。

○議長（坂梨公介君）宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）林田議員はそちらのほうを主に聞いたかったんですけど、ちょっと言い足らずで、私がちょっと補足しましたけども、この

健全化というのは数字が出てくる自治体というのは、基本的には非常にどん底の状態の運営の自治体しかまず出てこないような数字だと思います。

うち、西原村も基金等が大分積み増しされまして、公債費も相当落ちたということで健全化、安全運転の一番の優のところにおちると思いますけども、そういった状況で、個別の会計からすると決してそうではないというところになってきております。確かに介護、後期高齢者医療、全て社会福祉関する会計で広域化しとるのは後期高齢者ということで、あれの実際の生の数字だということですね、県の連合ですので、なかなかこちらから見づらいところもあります。中には会計の中に財調基金がないとかいう会計もあります。法的にそれがそれでまかり通つとるといような実情もあるかと思しますので、やはり、こういうのは議員の皆さん方には正しい認識をしていただきたいというところと、私はその生情報をあらかじめ知って皆さん方にお知らせする住人の集でありますので、そういった意味も込めましてやっていければと思っておりますので、その手法に関しては執行部にお任せしますので、今後とも安全な財政運営で当然あると思しますので、ひとつご協力のほどを願い申し上げますということで締めたいと思います。

以上です。

○議長（坂梨公介君）これで報告第2号、平成25年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告を終わります。

暫時休憩します。

（午後 2時24分）

（午後 2時35分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第9、承認第5号、専決処分の報告及び承認について「（専第5号）平成26年度西原村一般会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）承認第5号についてご説明いたします。

承認第5号、専決処分の報告及び承認について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

平成26年9月4日提出。

熊本県阿蘇郡西原村長。

あけていただきまして、専第5号平成26年度西原村一般会計補正予算（第2号）。

平成26年度西原村の一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億6,057万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年7月31日、専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

内容のご説明をいたします。

6ページをお願いいたします。

歳出のみでございます。款9教育費、項3中学校費、目1学校管理費、60万円の増額補正でございます。7月7日早朝の落雷により、西原中学校自動火災報知設備修繕費の補正でございます。

款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1現年度災害復旧費、15万円の増額補正でございます。7月2日、3日に発生しました豪雨により村道小野滝線の路側が被災したための測量設計委託料でございます。あと、予備費を75万円減額補正いたしております。今回の補正は、早急に予算補正が必要となり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長(坂梨公介君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員(宮田勝則君) 9番の宮田です。

今学校管理費の60万円ということで雷の関係で壊れたのを修繕費ということですけども、60万円。これはすぐやっていたとは思いますが、財源についてです。

一般財源60万円、それが充当しておりますけども、保険は掛ける、ないのか。後ほどほかで出てくるのか、保険料とかの歳入でですね。その辺だけお願いいたします。

○議長(坂梨公介君) 教育課長。

○教育課長(塚元利文君) 一応保険は掛けてありますので、これには出てきません。後ほどですね、また金額が確定した後に出てくると思います。

○議長(坂梨公介君) ほかにございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 質疑がないようですから、質疑を打ち切りします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第5号、専決処分の報告及び承認について「(専第5号)平成26年度

西原村一般会計補正予算（第2号）について」を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、承認第5号は原案どおり承認されましたことを決定します。

日程第10、議案第30号、西原村景観条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

（企画商工課長 高本孝嗣君 登壇 説明）

○企画商工課長（高本孝嗣君）議案第30号につきまして説明させていただきます。

議案第30号、西原村景観条例の制定について。

西原村景観条例を次のように制定することとする。

平成26年9月4日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

本村の自然環境及び歴史的農村環境は本村固有の財産であり、保全していくことが必要であることから、景観法（平成16年法律第110号）の規定に基づき行為の規制等に関し必要な事項を定める必要がある。

これが議案を提出する理由である。

この条例制定の背景には、ご存じのように、阿蘇一帯の世界文化遺産認定を目指すために、必須条件の一つとして阿蘇郡管内の市町村で各自治体の条例制定によって環境保全を行っていることがうたわれております。

西原村においては、既に熊本県景観条例の空港周辺の地域指定がなされ、今回の西原村における景観形成区域は、県が制定しております熊本空港周辺景観形成区域をもって西原村の制定をお願いするものであります。

条例については、国の景観法、熊本県の景観条例をもとに、ある一定の阿蘇地域の特性を生かした条例を提案させていただいております。

第1条の目的から第28条の規則の委任まで提案させていただいておりますが、読み上げにつきましては割愛させていただきます。

附則といたしまして、施行期日を平成26年12月1日から施行する。

経過措置としまして、この条例の施行の日の前日までに熊本県景観条例の規定によりなされた処分、手続、その他の行為は、この条例の相当の規定によりなされたものとみなす。

3、熊本県景観条例に基づく景観計画は、施行の日から第6条の規定により定める景観計画の効力が生じる日までの間は、同条の規定により定めた景観計画とします。

以上、説明を終わります。どうぞご審議方よろしくお願いたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番、宮田です。

新しい条例の制定ということで、目的とかですね、読ませてもらっております。これがなぜ急遽制定しなければならないという説明も受けておりますので、この基本となる景観法が平成17年6月に国のほうで全面施行されております。その後、熊本県が平成20年に改正されて、その根拠理由がこのままこちらの村のやつにも反映してきていると思っております。この景観条例、ある意味権限を熊本県から移譲するといった性質のものだと思います。

部署が企画課長のところが担っていくでありましょうけども、こういうやつで非常にいい面もたくさんありますけども、悪い面も若干出てきますですね。今のところ説明どおり、熊本県の指定の場所のみが該当してくると思えますけども、その後ですね、地域的にいうと、村道が一部分含まれた場所も入ってきております。

前提となる村の理念が一番反映するところですので、村としての理念ありましたら、目的とかわかっておるんですけども、どういうふうな村にしたいとかいう理念等がありましたら、お願いいたします。

○議長（坂梨公介君）企画商工課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）この条例の制定の提案として村長のほうから初日申し上げたと思えますけども、再度基本理念を申し上げさせていただきます。

本村は、阿蘇外輪山の俵山、冠ヶ岳など、その一帯に広大な牧野、原野を有するほか、山間地の森林には緑と清流に囲まれた貴重な自然環境が維持されており、また埋蔵文化財を初めとした歴史的・文化的資源もあり、日々の生活を通してこれらの維持に努め、歴史的資源を残し、自然及び歴史的農村を本村固有の環境財産として踏まえ、本村の景観特性として保全していくことを基本理念といたしております。これに基づきまして第1条のほうでうたわさせていただきます。

以上でございます。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございました。基本理念のあり方は理解いたしました。

ということで、景観条例の制定について、今のところ、その理念の中で原野と自然環境の保全等が理念の中に入っております。将来的にはですね、空港の周辺道路以外の指定がなされるような感じも受け取りますけども、なかなか難しいところもあります。規制する側とされていない側の思惑等がこの辺が出てくると思えますけども、将来的に村民の皆さんはこの原野の風景とか山林、この空港から見たきれいな俵山の格好をですね、ある意味、小規模な富士山のような形状、景観を非常に愛されておる村民の方が多いと思いま

す。

一方でいいますと、開発側からすると、これができるおかげで土地の有効利用活用に足かせになるという、ある意味、デメリットの部分も出てくるといったところで、非常に心情的には難しいような条例が今回西原村に来るといことでございますけども、体制として県から権限移譲された場合、担当したり、パトロールしたり、現業したり、その申請を受けたり、窓口業務、全てを企画課でできるかというところちょっと難しいのかなというふうな判断をしておりますけども、施行が12月からということで即時あるとは思いませんけども、準備は整えていかなければならないようになってきます。主に県の管轄いいますと、本庁が大体窓口といえますか、受付のところの最終審査をやるということで、現場のほうは各地域振興局、主に道路維持課のほうをやったかと思えます、チェック等をですね。その辺参考にしてやっていくのか、企画課そのものでやっていくのか、トップのお考えは。

○議長（坂梨公介君） 村長。

○村長（日置和彦君） 一応村の景観条例でございますので、一応村は村として、この条例にのっとって進めていくということでございます。

やはりこの景観というのほどこにもないと。空港からまいりますと、高遊を過ぎたところに俵山が見えると。あの風景は特にあそこ一帯はですね、西原の特徴ではなかろうかなというふうに思ってるもので、そういった冠に、頭に阿蘇がついとるこの西原村でございますので、そういった景観も保ちながら開発できる場所は、また開発をされるところがございまして、そういったことで進めていこうかなというふうに思います。

○議長（坂梨公介君） ほかにございませんか。

○9番議員（宮田勝則君） よかですか、議長。

○議長（坂梨公介君） はい。

○9番議員（宮田勝則君） ちょっと私の質問の内容が不足したかもしれません。

企画課で窓口業務は受付とかはできると思うんです。あとの監視体制とか現場のほうは、県は振興局にほぼその役割を果たしておりますので、村としては産業課が回ったり、住民課が回ったりして、そういうのをやっていくべきものかなという感覚を持っております。全て企画課が窓口ですから、企画課にせえと言うと、課長はちょっと厳しいところがあるんじゃないかなと思います。やはり、これは最低限2課の横断でやっていければと思いますけども、そういうふうにやらんとちょっと難しいのかなと。なおかつ俵山の景観、こっち河原校区でいいますと原野の景観といった形だと思います。これは大事にしていきたいという将来構想も述べられておりますので、副村長のその辺の答弁もお願いします。

○議長（坂梨公介君） 副村長。

○副村長（坂本 武君） 執行体制等の問題かと思えますけども、これも法律の

所管自体が土木部の都市計画課ということでございまして、村に置きかえれば企画商工課と、それから産業課の連携、このすみ分けといたしますか、連携といたしますか、その辺の中でやっていくべきことだろうと思っております。

以上です。

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第30号、西原村景観条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第30号は原案どおり可決されました。

日程第11、議案第31号、西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 海東義朗君 登壇 説明）

○産業課長（海東義朗君）議案第31号につきましてご説明いたします。

議案第31号、西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成26年9月4日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

給水区域の編入に伴い、条例を改正する必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

ページをあけていただきまして、西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例。

西原村中央簡易水道給水条例（平成10年西原村条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「・下新所原地区」を「・下新所原・堤下地区」に改める。

附図を次のように改める。

附則。

この条例は公布の日から施行する。

次ページに給水区域に編入予定しております箇所を拡大図をつけておりますが、常任委員会のほうで白黒でわかりにくいということでございましたの

で、きょう午後からカラーのほうを配布いたしておりますが、こちらのほうで見ていただいて、赤の部分が今回給水区域を広げる部分でございます。薄グリーンのほうについては、既に指定してあるところでございます。

今回の改正は、3月の議会定例会におきまして給水区域の編入に伴う陳情書が給水区域外の地権者より提出されたことに伴い、産業教育常任委員会、執行部合同で現地調査・聞き取り調査を実施し、検討を重ねた結果、6月の議会定例会におきまして採択されましたことを受け、今回西原村中央簡易水道事業給水条例第2条第1項第2号の給水区域の変更をご提案させていただくものでございます。

以上でございます。よろしくご審議方お願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第31号、西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第31号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、次の会議は、明日12日午前10時より議事日程第4号のとおり行います。

本日はこれをもって散会します。お疲れさまでした。

午後 2時57分 散会

第 4 号 (9 月 1 2 日)

平成26年第3回西原村議会定例会会議録

平成26年9月12日、平成26年第3回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成26年9月12日（金曜日） 議事日程第4号

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 議案第32号 | 平成26年度西原村一般会計補正予算（第3号）
について |
| 日程第 2 | 議案第33号 | 平成26年度西原村国民健康保険特別会計補正
予算（第1号）について |
| 日程第 3 | 議案第34号 | 平成26年度西原村介護保険特別会計補正予算
（第1号）について |
| 日程第 4 | 議案第35号 | 平成26年度西原村後期高齢者医療特別会計補
正予算（第1号）について |
| 日程第 5 | 議案第36号 | 平成26年度西原村中央簡易水道事業特別会計
補正予算（第1号）について |
| 日程第 6 | 議案第37号 | 平成26年度西原村工業用水道事業会計補正予
算（第1号）について |
| 日程第 7 | 同意第 1号 | 西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につ
き同意を求めることについて |
| 日程第 8 | 発議第 3号 | 西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣
について |
| 日程第 9 | | 農業委員の推薦について |
| 日程第10 | | 組合議会報告 |
| 日程第11 | | 委員会報告 |

日程第 1 2 委員会 の 閉会中 の 継続調査 申し出 について

追加日程第 1 発議第 4 号 村上貞廣議員 に対する 議員辞職勧告決議案

1、応招議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	中 村 義 光 君
議会事務局書記	麻 生 彩 華 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	日 置 和 彦 君
副 村 長	坂 本 武 君
教 育 長	曾 我 敏 秀 君
総務課長	泉 田 元 宏 君
企画商工課長	高 本 孝 嗣 君
教育課長	塚 元 利 文 君
会計管理者	矢 野 富士男 君
税務課長	佐 藤 光 弘 君
産業課長	海 東 義 朗 君
住民課長	片 島 信 幸 君
保育園長	園 田 久美代 君

午前10時00分 開議

○議長（坂梨公介君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第4号のとおり行います。

日程第1、議案第32号、平成26年度西原村一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）おはようございます。

議案第32号についてご説明いたします。

議案第32号、平成26年度西原村一般会計補正予算（第3号）。

平成26年度西原村一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,786万7,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億2,844万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月4日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

補正の主なものについてご説明をいたします。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1村税、項6入湯税、目1入湯税535万9,000円の増額補正でございます。

款9地方特例交付金、項1地方特例交付金、目1地方特例交付金、交付額確定により177万2,000円の増額補正でございます。

款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税9,150万8,000円の増額補正でございます。普通交付税の交付税額の確定によるものでございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費補助金811万9,000円の増額補正でございます。社会資本整備総合交付金の村営住宅新築・改修事業分でございます。

目6総務費国庫補助金610万4,000円の増額補正でございます。社会保障・税番号制度システム整備国庫補助金等でございます。補助金でございます。

款15県支出金、項2県補助金、目3農林水産業費県補助金1,381万8,000円の増額補正でございます。青年就農給付金、経営体育成支援事業補助金等でございます。

目 5 総務費 県補助金 502万6,000円の増額補正でございます。山西小学校太陽光発電設備等導入工事補助金等でございます。

款19繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金 2億2,173万円の増額補正でございます。前年度剰余金確定のための補正でございます。

款20諸収入、項 1 延滞金加算金及び過料、目 2 加算金186万6,000円の増額補正でございます。

項 3 雑入、目 1 雑入3,102万1,000円の増額補正でございます。村営住宅火災に伴う復興助成給付金及び急速充電設備設置事業補助金等でございます。

款21村債、項 1 村債、目 1 臨時財政対策債1,970万円の減額補正でございます。臨時財政対策債発行可能額確定による減額補正でございます。

続きまして、歳出の主なものについてご説明をいたします。

10ページをお願いいたします。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 7 基金費 1億4,100万円の増額補正でございます。前年度剰余金確定による財政調整基金の積み立てでございます。

目11公営住宅管理費5,100万円の増額補正でございます。2月の火災により消滅しました住宅分の新築工事費でございます。国庫補助金火災保険等を活用し、1棟3戸の建築を計画しております。

11ページをお願いします。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費151万2,000円の増額補正でございます。農地台帳システム導入委託業務分でございます。

目 5 農業振興費1,306万2,000円の増額補正でございます。

目 8 農地費587万円の増額補正でございます。大切畑ダム水質追跡調査委託料、小野地区農業用排水路改修測量設計業務委託料でございます。

目10ほ場整備費333万4,000円の増額補正でございます。日向・葉山・医王寺地区家屋事前調査業務委託料等でございます。

続きまして、12ページの林業費でございます。

項 2 林業費、目 1 林業振興費318万円の増額補正でございます。防火線設置補助金等でございます。

項 2 公団造林費843万6,000円の増額補正でございます。

款 6 商工費、項 1 商工費、目 1 商工業振興費1,027万1,000円の増額補正でございます。烏子工業団地調整池排水路ほか実施設計業務分でございます。

目 2 観光費601万円の増額補正でございます。萌の里に設置します急速充電設備設置工事に伴う補正でございます。

款 7 土木費、項 2 道路橋梁費、目 2 道路新設改良費6,570万円の増額補正でございます。村道の改良工事に伴う測量設計委託料及び堀切多々良線道路改良工事ほか4本の工事請負費を計上させていただいております。

款 8 消防費、項 1 消防費、目 2 消防施設費106万1,000円の増額補正でございます。消防署西原出張所の駐車場の屋根設置工事及び道路改良工事に伴う

消火栓設置工事に対する簡易水道特別会計の繰出金でございます。

款 9 教育費、項 2 小学校費、目 1 学校管理費849万5,000円の増額補正でございます。山西小学校太陽光発電設置導入工事等でございます。

あと、予備費に4,606万1,000円の増額補正をいたしております。以上でございます。

あとは、議員各位のご質問により、お答えをさせていただきます。ご審議方、よろしくお願いいいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1 番、坂本議員。

○1 番議員（坂本隆文君）歳出の10ページの公営住宅新築工事です。こちらのほうが5,100万円ほど入っておりまして、助成金というか、保険金が2,000万円ほど入ってくるようになっております。

2 世帯が3 世帯ということで粋な計らいであると、河原地区にとっても大変うれしいことではないかと思っております。

住宅に関してですけれども、西原村には結構な空き家があると思えますけれども、そちらのほうの空き家ですけれども、村としてはどれぐらいあいてるとか、そういうのはご存じでしょうか。

○議長（坂梨公介君）暫時休憩します。

（午前10時10分）

（午前10時11分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

企画商工課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）空き家調査ということで、私の前任の課長のほうが調査をされて、そのまま一応戸数としてはほとんどないというよりも、あっても届け出をしていただかないと、要は貸していただけないというのが現状でございまして、調査してもほんの数軒も満たないような状態でした。

そのように伺っておりますので、一応空き家については、今現在は調査をしていないということでございます。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）1 番、坂本議員。

○1 番議員（坂本隆文君）西原村も人口は増えておりますけれども、山に近いところは大分減っております。空き家があることはわかられると思えますけれども、区長さん方とかに協力し合って空き家が空いているところを調べていただきたいと思えます。

そして、地区にも人口が少なくなっていれば、先日ありました区役等も大変年齢も高齢化しておりますので、こういうところに少しずつでも村として

そういうお話をしながら進めていかれてはどうかと思いますけれども。

○議長（坂梨公介君）答弁求めますか。

○1番議員（坂本隆文君）はい。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）今、企画課長のほうから一応空き家の調査はしたということでありましてけれども、空き家があっても仏壇が残っているというところがかかりあって、次の方が入るにも入れない。仏壇もどっちにやりようもないということで、貸すのはいかがなものかなと、空き家でもそういった言われるところもございまして、その辺をクリアせんといかがなものかなと思っております。

仏壇がないところは、次の方が入られても結構でございましてけれども、あるところが多いという話は伺っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）3回目。

○1番議員（坂本隆文君）3回目になります。ぜひ西原村としてもそういうのをあっせんしていただければ、人口が少しでも増えると思いますので、その辺も考えていただきたいと思います。

○議長（坂梨公介君）ほかにございせんか。

7番、林田議員。

○7番議員（林田直行君）今、坂本君の質問で、関連でもございまして、そういう空き家改築するとなかなか金が要ります。大変要るので、貸したいけれどもできないという空き家を持っている方もおられます。

そういうことで、たびたび田島議員が言っておりますが、リフォームの助成というんですか、全部をするんじゃないかと、そういう意欲のあるところ、そういうのも使うというか、考えられて、少しでも河原とも言わず、山西のほうの中山間あたりも大分空き家があると思いますので、少しでも移住していききたいという方には、そういう措置といえますか、いろいろ事業もあると思いますので、そういう事業を使われまして、やっていただけるのならと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）一般質問のほうにもありましたけれども、リフォームについては、近隣の町村を調査いたしますと、大津町はありませんけれども、菊陽町、益城町につきましては、リフォームについてそれぞれ減少しております校区の中でやっておられるということでございます。

そして、ただ条件といたしましては、それぞれの就学の子どもを抱えたところの家庭が3年以上そこに住むというのがそれぞれの条件が入っているみたいでございまして。

西原村において、そのような状況であるならば、今後考えるべきところに来ていないんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、先ほど村長

が申されましたように、やはり仏壇だったり、いろんなそれぞれの貸す側の条件、今、林田議員が言われましたように、貸すに忍びない古い住宅ということになれば、お互いのそれだけの費用もかかってくるんじゃないかなというふうに思っておりますので、今後、家屋調査あたりをしながら執行部として前向きに検討させていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）7番、林田議員。

○7番議員（林田直行君）わかりました。

そういう方向で前向きによろしくお願ひします。

それと、河原のことでちょっとさっき坂本議員も言いましたが、前宮田議員が河原にも村有の空き地がないかということで、それを有効活用したらどうかという話があります。

住宅を建てれば大変なお金はかかるとは思いますが、今ある公営の住宅のほうでももう満杯でございますので、できればそういう考えもお持ちであるかどうかを、ちょっと村長お尋ねします。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）先ほどの空き家を貸すという話でございますけれども、貸す側が、貸したならもうそのままにらせんとかという不安もございませぬ。だから、貸す側の立場で考えることも必要ではないかと。

例えば、それぞれ皆さん方が我が家の家があったと、空いておるから貸すといったときに、そのうち子どもが帰ってくるかもしれないということで、貸したらなかなか取り戻すというか、返してもらうのが厳しいということで、二の足を踏んでおられる方もおられます。

それから、河原地区の空き地ということでもありますけれども、これは、河原地区だけでもなく、空き地があればいいんですけれども、なかなか空き地といっても村営の村の空き地ということは、なかなか多いところはございません。あってもなかなか村がどうこうということは厳しいところがありはしないかというふうに思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにもございませぬか。

4番、西口議員。

○4番議員（西口義充君）歳出のほうで、10ページですけれども、総務費の中で相続財産管理人選任申し立てに係る予納金。これは、お聞きしますけれども、人材の選定とかそういうのはどういうふうな基準でそういう人を選ばれるのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（坂梨公介君）税務課長。

○税務課長（佐藤光弘君）これは裁判所のほうに申し立てまして、裁判所のほうから管理人を選任するという手順になります。ほぼ弁護士等になるかとは思いますが、その裁判所のほうから選任するということです。

- 議長（坂梨公介君）4番、西口議員。
- 4番議員（西口義充君）裁判所のほうからということですが、管理人は西原村のほうから選ぶんじゃないかと、裁判所が直接に指名するということですか。
- 議長（坂梨公介君）税務課長。
- 税務課長（佐藤光弘君）おっしゃるとおり、裁判所のほうから選任して選ぶということになります。
- 議長（坂梨公介君）4番、西口議員。
- 4番議員（西口義充君）財産管理人に起きました全国的にいろんな問題があって、使い込みとか、いろんなことも報道では流されておりますので、これは裁判所がするのが一番間違いないと思いますけれども、やはりそこら辺も十分に村のほうでも考えられて、今、西原村でもひとり住まいのお年寄り、今後財産管理を委託される方もおられるとは思いますが、そこら辺は行政でもしっかりご指導いただくならと思っております。
- 議長（坂梨公介君）暫時休憩します。

（午前10時20分）

（午前10時21分）

- 議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。
ほかにありませんか。
9番、宮田議員。
- 9番議員（宮田勝則君）すみません。ちょっと風邪気味ですので声が聞き取りづらいかもしれませんが、マスクをさせていただいたまま質問したいと思います。
ページが10ページ。総務費、総務管理費の中の項目で、ちょっと関連しますけれども、昨日決算認定をしたところでもあります。それを引き継いでこの補正予算という形になってきておるのは行政のいつものスタンスというか、やり方でございますけれども、補正予算が上がるやつを審議しますけれども、今回、ちょっと補正予算で上がっていない件で質疑をしたいと思っておりますけれども、議長、よろしいですか。
- 議長（坂梨公介君）はい。
- 9番議員（宮田勝則君）ありがとうございます。

それでは、総務費の総務管理費の中の村長交際費ということで、皆さん議会の方はご存じのように村長がいろんなところに出向かれて、慶弔費と参加費等が主に支払われておりますけれども、平成24年度の決算で、決算額が22万1,800円、昨年度、平成25年は11万5,850円ということで激減しております。

これは、当初オンブズマンさんの指摘からこういった形になってきた経緯はあるんですが、当初200万円とか、その後150万円に移り、100万円に移り、

その後がくっと落ちたというふうな経過、私が承知しておるところですけれども。総務課長にお伺います。

この激減という結果が出てきておるといふことで、当然村長交際費の歳出の規定等があると思えますけれども、ちょっと規定をこの議場で読んでもらえませんか。規定があるようですので。

○議長（坂梨公介君）総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）慶弔費の基準でよろしいですか。

○9番議員（宮田勝則君）いいです。

○総務課長（泉田元宏君）こちらにつきましては、慶弔の支出基準ということで、村長との申し合わせ事項の中で内規のほうで定めておりますけれども、そちらの内規につきましては、職員、これは村長、副村長、教育長です。それから、議会議員、各委員、それから一般職員等の現職者です。それから、前職者につきましては、村長、助役、収入役、教育長等でございますけれども、こちらにつきましては、金額等を、支出基準を定めております。

また、そのほかに、職員、議員、委員等の現職者の親族、こちらにつきましては香典のみでございますけれども、支出基準を定めているところでございます。

そのほかといたしましては、100歳以上の高齢者の方につきましては、亡くなられた場合、香典ということで支出をするようになっております。

そのほかで言いますと、村長が特に必要と認める場合ということで、香典のみに一応内規として定めているところでございます。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）私の母も昨年3月に亡くしましたけれども、その折にいただいておりますということになると思いますが、当然規定の中でやられておるといふことですが、これもほぼ一般財源、100%一般財源ということで、何をいわんとしておるかと言いますと、税の公平性ということもいつも議場の中で議論しました。委員会の中でも議論します。

税の公平性、いろんな徴収するときの公平性というのはよく言われますけれども、支出の公平性ってなかなか今まで議論、なかなかなかったところだと思います。

慶弔費、西原村民7,000人以上おりますけれども、その中で、私ども議員とか、役場の職員とか、ある委員さんとかには支払うけれども、一般村民には払えないといった、逆に言うと、村民を区別しておるといいますか、分けておると。

税の公平性からいっても、そこに財源を充てるとならば、当然議会からおつき合いされておる方は、そこに行ってお香典なり、お悔やみを申し上げてそのお勤めをするわけです。当然、村の代表として村長並びに村長が行かれない場合はほかの代役で行かれるわけですが、村長は全村民の方に

行かれておると思います。なぜそういう温度差があるのかなど。基本的には全村民に対して同じことをやっていかなければならないんじゃないかと、それが公平な采配とか、税の配分とかいうことになりはしないかと思っております。

規定があるのでできないということなら、規定は変えてもいいんじゃないかと考えておりますけれども、村長が交際費の中で支出されておりますので、お答えにくいでしょうけれども、まず、村長のほうには村民が亡くなられた場合、それぞれ仏様になったり、一部神様になられたりされます。どんな方でもほぼ行かれておると思っておりますけれども、現状の村長の状況、村民に対して全てはほぼ行かれておると思っておりますけれども、その確認だけお願いします。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）平成25年度、去年は約70名ほど亡くなられておられます。その中でもう家族だけでひっそりしますから弔問はお断りしますという方もおられます。

ということで、大体65回ぐらいは行っているんじゃないかなというふうに思っております。

もちろん自分の私費で行っておりますけれども、どうしても私も公務でできないときはうちの女房に、女房の名前で、私の名前でなくして女房の名前でももちろん行っておるところでございます。

全て村民の方々、私もこちらに行って、こちらに行かんというその不平等はしたくないということで、ほとんど行っているつもりでもございます。そういう状況でございます。以上です。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）当然その認識は村のトップとして、村を代表して行かれるのが人としての常であり、村を代表して村民に対しての哀悼の意を表すのは当たり前なことだろうと思っております。

そういった中で、公平性から言いますと、やはり公費を私はいただきました。逆に私の友達だったらどうかと。もらえませんですね。

公平性におかしいんじゃないかと思っておりますので、これは規定ということですので、議論は要るかもしれませんが、公平な配分という観点からいっても、また、住民の方は村に何らかの貢献をされておられます。迷惑をかけた時期もあるかもしれませんが、何らかの形で貢献されております。そういう方が亡くなられた場合に、全ての村民に支出ができるように規定を変えていただきたいと思いますけれども、これは村長答えづらいでしょうから、副村長、外部から見た目でよろございます。客観的にお答えください。

○議長（坂梨公介君）坂本副村長。

○副村長（坂本 武君）現在の内規でございますけれども、これはいわゆる行

政にとりまして、非常にかかわりのある人たち、あるいは公的な面が強いという視点から、先ほど総務課長が申しました内規という形になっていると思います。

それで、税金を一般と差別するわけじゃなんですよけれども、やはりそこに税金投入というのは、私個人の考えとしてはどうかなという思いでございます。以上です。

○議長（坂梨公介君）まとめてください。

○9番議員（宮田勝則君）まとめます。

議論としましては、いろんな見解があると思います。やはり公平に負担してもらおう考えが行政のスタンスだと思います。行政がその集約として、集中投資というのはよくありますけども、全ての人が、先日終活のお話をしましたけれども、生あるものはいいつかは仏、神様になられるわけです。ほとんどの方が、その村民に関して温度差というか、私どもから言いますと、区別で判断されるかもしれませんけれども、私個人に、規定の中で、私の母では出していいですよ。もらっておりますけれども、私の母は、基本的には公人じゃありません。私人です。たまたま母だったということで出せる規定だったかもしれません。やはり内規の中で、公平、平等の原理からいって、全ての村民に額の差額はあるにしろ、全員に給付すべきじゃないかと、給付という形、言葉がちょっといけませんけれども、そういった議論を少しやっていきたいと思いますので、執行部の方も耳を傾けていただきたいと思います。以上終わります。

○議長（坂梨公介君）副村長。

○副村長（坂本 武君）今、宮田議員おっしゃいましたように、その公平性という面については、理解できるところでございます。

それで、今内規で定めておりますけれども、果たしてこれが本当に公的な要素が強いのか、その辺については今後検討していかなければならないと、そのように思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）今度は予算書の中でいきます。

ページは12ページ。

産業課長のほうです。新設道路改良費の中の13番の委託費900万円、15番の工事請負費5,670万円、総合計一般財源6,570万円が根拠となってこれが計上されておりますけれども、この中で、委託の中で単独事業分と補助事業分ということで分かれております。この一般財源だけ国庫支出金が含まれておりませんけれども、補助事業に対して何の補助もないという補助事業なら補助事業と言いませんけれども、この根拠、ちょっとわかりません。場所も含めてちょっと説明ば一回してもらえませんか。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）この件に関しましては、単独と国庫補助分ということで分けてございますが、委託につきましては、道路改良分の測量設計を3本ほど予定しております。

そして、当初でお願いしたかと思いますが、舗装改修、国庫補助をするために路面正常化検査ということで委託をお願いして、今、発注しているところでございますが、さらに国庫補助にするためには、その路面正常化で40%ひび割れ、あるいはたわみがあった場合、さらにその構造のほうも国庫補助に乗せるために調査しなくてはなりません。

それから、道路の防災点検、盛り土等の危険等の調査も一応しておかないと国庫補助に乗りませんので、今回のほうは国庫補助分に乗せるためのということで単独費のほうで支出をさせていただいております。以上です。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）ということは、舗装の打ちかえの工事をするもののクラック調査とか、そういう部類で測量設計費じゃないですよ。調査費ですよ。文言が。

わかりました。一応こういうふうに書いてあるのだけ見ると、将来的に残ってか、測量設計費を何で補助事業なのに単費でしたかということだけが残りますので、今の説明でわかりましたけれども、やはりそれだったら舗装の調査費とか、関係で備考欄のほうですから上げていただきたいなと思います。わかりました。

引き続きよかですか。

○議長（坂梨公介君）はい。

○9番議員（宮田勝則君）あと教育委員会のほう、学校管理費の中で山西小学校太陽光施設、河原小に続いてということになりますけれども、今回は県の負担金が、県支出が482万7,000円もらっておりますけれども、残りといいますか、360万円ほどが単費で計上されております。

2つ、河原小の支援の手すり等は単費部分だとは思いますが、トータルした内容をがっちゃんこしていますので、詳細は少し説明できますですか。教育課長。

○議長（坂梨公介君）教育課長。

○教育課長（塚元利文君）今回の補正につきましては、高压電線設備と校舎等施設の間には距離がありまして、その埋没関係、当初は屋内蓄電池を設置する予定でしたけれども、スペースがないために屋外につくるために収納ボックス等を設置するというので、上がってきておりますので、この工事費で上げております。

また、差額につきましては、主にLED関係は補助対象外ということになりますので、その分で差額はできているところがございます。以上です。

- 議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。
- 9番議員（宮田勝則君）河原小学校は皆単費。手すりは一緒に計上されとつとですよ。請負費の中に。ただ手すりを設置するだけだから委託費は要らないと思いますけれども、これは委託費が上がっておらんからいいけれども、単費ですよ。
- 教育課長（塚元利文君）河原小学校については去年終わっております。
- 9番議員（宮田勝則君）何遍もやりたくないの、河原小学校の特別支援教室手摺設置工事が備考欄に上がっていますですよ。
- 太陽光は去年補助率ほぼ100%ということでやっていただいておりますので、その辺は了解して、完了しておるのも了解しております。
- 河原小学校の手すりに関しては、これは単費ですよ。
- 議長（坂梨公介君）教育課長。
- 教育課長（塚元利文君）単費で考えております。
- 9番議員（宮田勝則君）はい、オーケーです。
- 議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。
- （「質疑なし」の声）
- 議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。
- これより討論に入ります。討論ございませんか。
- （「討論なし」の声）
- 議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。
- これより本案を起立により採決します。
- 議案第32号、平成26年度西原村一般会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
- （起立全員）
- 議長（坂梨公介君）全員起立であります。
- よって議案第32号は、原案どおり可決されました。
- 日程第2、議案第33号、平成26年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。
- 内容の説明を住民課長に求めます。
- （住民課長 片島信幸君 登壇 説明）
- 住民課長（片島信幸君）おはようございます。
- それでは、議案第33号につきましてご説明いたします。
- 議案第33号、平成26年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。平成26年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
- 歳入歳出予算の補正。
- 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,688万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,283万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月4日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容についてご説明いたします。

6ページの歳入予算をおあげください。

款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金、これにつきましては、平成25年度決算に伴います繰越金5,688万6,000円の増額補正でございます。

次の7ページの歳出予算でございます。

款3後期高齢者支援金等、項1後期高齢者支援金等、目1後期高齢者支援金、こちらに4万円の増額補正。

款4前期高齢者納付金等、項1前期高齢者納付金等、目1前期高齢者納付金、こちらに6,000円の増額補正をしております。いずれも社会保険診療報酬支払基金の本年度の納付額の確定に伴うものでございます。

款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金、こちらに1,070万7,000円の増額補正をいたしております。これは、平成25年度退職者医療の療養給付費等の額の確定に伴います超過交付分の返還金でございます。

あとは、予備費に4,613万3,000円の増額補正をいたしております。以上でございます。

あとは、議員各位のご質問により、お答えさせていただきます。ご審議方、よろしくお願いいいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第33号、平成26年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって議案第33号は、原案どおり可決されました。

日程第3、議案第34号、平成26年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 片島信幸君 登壇 説明）

○住民課長（片島信幸君）それでは、議案第34号につきましてご説明いたしま

す。

議案第34号、平成26年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）。

平成26年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,532万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,580万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月4日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明いたします。

6ページをあけてください。

歳入予算でございます。

まず、款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金70万3,000円の増額補正でございます。

款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金、こちらに161万1,000円の増額補正をしております。こちらにつきましては、過年度分、平成25年度分の介護給付費等の精算に伴う追加交付分になります。

款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金3,301万5,000円の増額補正でございます。こちらは、平成25年度決算に伴います繰越金の増額補正でございます。

7ページの歳出予算でございます。

款4諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金512万3,000円の増額補正でございます。こちらは、介護給付費の国庫負担金、それと地域支援事業の国庫負担金並びに地域支援事業の県負担金等の平成25年度の清算に伴います超過交付分の返還金になります。

款4諸支出金、項2繰出金、目1繰出金、こちらに73万5,000円の増額補正をしております。こちらは、一般会計から当初繰入事務費、それと給付費、地域支援事業分の一般会計の負担分、主に12.5%程度になりますが、この繰入金につきまして、国庫、県費と同じでございますが、清算を終わった段階でこの超過分に関して返還するという金額でございます。

あとは、予備費に2,947万1,000円の増額補正をいたしております。以上でございます。

あとは、議員各位のご質問によりお答えさせていただきます。ご審議方、よろしく願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第34号、平成26年度西原村介護保険特別会計補正予算(第1号)について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって議案第34号は、原案どおり可決されました。

日程第4、議案第35号、平成26年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

(住民課長 片島信幸君 登壇 説明)

○住民課長(片島信幸君) それでは、議案第35号につきましてご説明いたします。

平成26年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

平成26年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ253万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,899万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月4日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明いたします。

6ページの歳入予算でございます。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金、これは、平成25年度決算に伴います繰越金253万1,000円の増額補正でございます。

次の7ページの歳出予算でございます。

款4諸支出金、項2繰出金、目1他会計繰出金、こちらに12万1,000円の増額補正をしております。これは、平成25年度後期高齢者医療特別会計の事務費の清算に伴います一般会計からの繰入金の返還金でございます。

あとは、予備費に241万円の増額補正をいたしております。以上でございます。

あとは、議員各位のご質問によりお答えさせていただきます。ご審議方、よろしく願いいたします。

○議長(坂梨公介君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第35号、平成26年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって議案第35号は、原案どおり可決されました。

日程第5、議案第36号、平成26年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

(産業課長 海東義朗君 登壇 説明)

○産業課長(海東義朗君) 議案第36号について説明いたします。

議案第36号、平成26年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)。

平成26年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ379万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,383万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月4日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきまして、6ページから7ページをお願いします。

歳入歳出でございますが、歳入では、平成25年度決算認定にて確定いたしました実質収支額1,279万5,360円に伴う繰越金の増額補正379万5,000円です。

7ページの歳出には、業務費に25万円、予備費に354万5,000円を増額補正いたしております。

支出の目1業務費につきまして、担当職員の住居手当の減額15万2,000円及び共済掛金率の変動に伴う増額3万2,000円、節の13委託料におきまして、秋田原配水区における漏水、夜間の配水量のほうが増加しておりますので、調査いたしたく委託をお願いしております。配水管延長につきましては約7kmを予定しております。37万円を計上させていただいております。

予備費に354万5,000円増額補正いたしております。以上でございます。

ご審議方、よろしく申し上げます。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）監査の意見書等の中でもあった件かなとは思っておりますけれども、秋田原の配水池からの管路という説明であります。7kmぐらいということで、主に道路の下はスタートからずっと入ってなかったという記憶があります。

調査費としては、7km、37万円という格好ですけれども、実際の調査方法的なやつば、ちょっと説明していただければと思います。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）調査につきましては、議員もおっしゃっていたとおり村道じゃなくて、以前個人の山の所有地もちょっと通っているということで、急勾配でもあるということで、途中で減圧弁ですかね、そういうのも設置されているというふうに聞いております。

調査の方法については、多分夜間に漏水箇所を調査する聴音調査、それしかないのではないかなとは思っております。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）これが記憶がたしかならば、主に布田の方々の給水になっておると思いますが、夜間にやるということで、支障のないようにやっていただければと思っております。

調査の報告書というのは、年度内に出てくると思えますけれども、産業委員会のほうにはその辺の報告もいただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（坂梨公介君）ほかにごございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第36号、平成26年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって議案第36号は、原案どおり可決されました。

日程第6、議案第37号、平成26年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

(産業課長 海東義朗君 登壇 説明)

○産業課長(海東義朗君) 議案第37号についてご説明いたします。

議案第37号、平成26年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第1号)。

ページをあけていただきまして、平成26年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第1号)。

第1条、平成26年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条、西原村工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

収入については、科目第1款水道事業収益について補正はございません。

支出、科目第1款水道事業費用、第1項営業費用、既決予算額1,361万4,000円、補正予定額139万8,000円、計1,501万2,000円。

第4項予備費、既決予算額505万6,000円、補正予定額マイナス139万8,000円、計365万8,000円。

平成26年9月4日提出、西原村工業用水道事業管理者、熊本県阿蘇郡西原村長。

内容について説明いたします。

次ページをお願いします。

収益的収入及び支出。

支出、目3総係費に人事異動に伴います担当職員の住居手当の16万2,000円の減額。給与、扶養手当、期末勤勉手当、法定福利費として139万8,000円の増額補正。

目1予備費より139万8,000円の減額補正をいたしております。以上でございます。

よろしくご審議方、お願いします。

○議長(坂梨公介君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第37号、平成26年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第1号)について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって議案第37号は、原案どおり可決されました。

日程第7、同意第1号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 泉田元宏君 登壇 説明)

○総務課長(泉田元宏君) 同意第1号について説明申し上げます。

同意第1号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

次の者を西原村固定資産評価審査委員会委員に選任したいから地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

平成26年9月4日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

氏名、西岡哲也。

生年月日、昭和21年11月15日生。

住所、西原村大字河原1915番地1。

提案理由。

任期満了に伴い、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得る必要があるためでございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

○議長(坂梨公介君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

同意第1号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって同意第1号は、原案どおり同意することに決定しました。

日程第8、発議第3号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 異議なしと認め、よって発議第3号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣についてはお手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

暫時休憩します。

(午前 11時09分)

(午前 11時20分)

○議長(坂梨公介君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第9、農業委員の推薦についてを議題とします。

農業委員の推薦については、議会推薦が4人となっていますが、地方自治法第117条の規定により、除斥に該当しますので、山下一義君の退場を求めます。

(6番議員 山下一義君 退場)

○議長(坂梨公介君) お諮りします。議会推薦の農業委員は4人とし、山下一義君、山口圭介君、松岡紀久子さん、前鶴浩水さん、以上の方を推薦したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員は4人とし、山下一義君、山口圭介君、松岡紀久子さん、前鶴浩水さん、以上の方を推薦することに決定しました。

暫時休憩します。

(6番議員 山下一義君 入場)

(午前 11時21分)

(午前 11時21分)

○議長(坂梨公介君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第10、組合議会報告を行います。

組合議員から報告がございましたら、お願いします。

7番、林田議員。

(7番議員 林田直行君 登壇 報告)

○7番議員(林田直行君) 益城・嘉島・西原環境衛生組合の平成25年度の決算認定並びに平成26年度の補正予算について8月18日に会議がありましたので、ご報告申し上げます。

まず、初めに、平成25年度一般会計の決算認定についてご報告申し上げます。

まず、歳入の部といたしまして、分担金及び負担金が3億7,742万2,000円で、その分で西原村の分担といたしまして7,059万5,000円となっております。

使用料及び手数料7,126万7,750円です。財産収入2,538万9,402円、繰入金0円で繰越金5,387万9,758円、諸収入892万469円、歳入合計が5億3,687万9,379円です。

歳出の部でございます。議会費129万7,100円、総務費8,759万5,760円、衛

生費 3 億7,912万8,083円、予備費 0 円、歳出合計が 4 億6,802万943円となっており、歳入より歳出を差し引いた残額が6,885万8,436円となっております。

以上が平成25年度の一般会計の報告でございまして、一応認定をいたしました。

続きまして、平成26年度の補正予算を申し上げます。

これは繰越金が3,385万8,000円ということで、総額が 5 億5,494万円となっております。歳入はそうなりまして、歳出が一般管理費といたしまして、A E Dが35万円です。これは、今までごみ焼却場のほうにA E Dがないために設置いたしました。

続きまして、衛生費のごみ処理費で、これは職員手当のほうで46万2,000円の補正です。

続きまして、衛生費のほうで、火葬場のほうの修繕ということで、火葬炉及びファンをつけたり、施設の修繕と非常灯の修繕で466万1,000円となっております。

そして、予備費が2,838万5,000円となっております。歳出合計が、補正額が3,385万8,000円となり、5 億5,494万円となっております。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねはございませんか。

（「なし」の声）

○議長（坂梨公介君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかに報告ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（坂梨公介君）ないようでしたら、これで組合議会報告を終わります。

日程第11、委員会報告を行います。

各委員会から報告ございましたら、お願いします。

（「なし」の声）

○議長（坂梨公介君）ないようでしたら、これで委員会報告を終わります。

日程第12、委員会の閉会中の継続調査申し出についてでございます。

お手元に配付の各常任委員会の申し出に従いまして、議会運営委員会委員長、林田直行君、総務福祉常任委員会委員長、宮田勝則君、産業教育常任委員会委員長、山下一義君、以上の方から申し出がっております。

事件、理由などについては、記載のとおりです。

閉会中の継続調査申し出について、承認してよろしいですか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）承認されたものと決定します。

以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

上野議員。

○5番議員（上野正博君）緊急動議を申し上げます。

村上議員に対する議員辞職勧告決議案の動議を提案いたします。

よろしくお諮りいただきたいと思います。

○議長（坂梨公介君）ただいま上野議員から動議が提出されました。

この動議は、会議規則第16条の規定により1人以上の賛成者が必要です。

賛成者はありますか。

（「賛成」の声）

○議長（坂梨公介君）賛成者がありますので、この動議は成立いたします。

この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

○議長（坂梨公介君）起立多数。

したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることが可決されました。

暫時休憩します。

（午前11時30分）

（午前11時45分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程第1、発議第4号、村上議員に対する議員辞職勧告決議案についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、村上議員の退席を求めます。

（3番議員 村上貞廣君 退場）

○議長（坂梨公介君）議員辞職勧告決議案について、提出者の上野議員に趣旨説明を求めます。

（5番議員 上野正博君 登壇 説明）

○5番議員（上野正博君）村上議員への辞職勧告決議案の趣旨の説明の前に、若干お話をさせていただきます。

決議案の内容と一部重複するところがありますが、村上議員に対する思いを述べさせていただきます。

今回、村上議員は、河原地区の村有原野の貸し付け等に伴う収益分集金の各集落ごとへの配分基準の見直し、そして、入会権者の再調査など、本来入会原野についての集落における慣習と協議に基づいて決定すべき事柄を、村長に対する公開質問状の提出という勘違いなことをされ、執行部、議会、そして何よりも河原地区の関係者に多大な迷惑をかけ、また、混乱を生じさせたところであります。

村上議員は、このような重大な過ちを犯しておきながら心からの反省と謝罪もせず、終始言い逃れを続けたところであります。まさに村上議員については、議員として資質が問われる以前の問題として、その人間性が疑われるところもあります。

また、村上議員は、公開質問状に対する村の回答書の素案を審議した去る8月26日の全員協議会において、議員全員から筋違いの質問であるとして厳しい指摘を受け、公開質問状の撤回を強く促されたにもかかわらず、これに耳を貸すことがなく、撤回を拒否されたところであります。

にもかかわらず、その後同日の夜に開催された元区長及び議員も参加しての区長会議において、事前に議会には何ら相談、協議することなく、区長会議の冒頭、唐突に撤回を表明し、区長を初め関係者に迷惑をかけ、会議を混乱させたところがあります。現職の議員でありながら議会軽視も甚だしいと言わざるを得ないところであります。

さらに、執行部が文書によって求めた公開質問状に係る撤回文書の提出についても、今日まで何の連絡もせず、これを無視し、いまだ提出がなされていないことは言語道断なことであります。

こうした一連の件に対する村上議員の責任を議会として不問に付することはできず、今回議員辞職勧告決議案の提出に至ったところでございます。

それでは、ただいまからお手元に配付された辞職勧告決議案の趣旨説明に入らせていただきます。

村上貞廣議員に対する辞職勧告決議案。

村上議員は、河原地区の村有原野（公共育成牧場跡地等）の利活用等にかかわる事項について、去る7月31日、地元議員の立場で村長に対して公開質問状を提出されたところである。

これに対し、村としては、質問の中に議会の議決を経た事項も含まれていることから、回答書の素案を議会全員協議会に提示・説明した後、河原地区の区長会議において審議の上、正式に回答することとされておりました。

これを受け、去る8月26日に開催された全員協議会の議論の中で、質問事項のほとんどが集落における入会原野に係る「慣習」と「協議」によって決定されるものであり、村（行政）に回答を求めるのは筋違いであるとして、議会として公開質問状の撤回を促したが、村上議員は、この場では決断できないとして即答を避けられたところである。

しかしながら、その後、同日に開催された、元区長及び村議会議員も参加しての区長会議において、今回提出された公開質問状の事項は、今後の河原地区における入会原野に係る利活用等のあり方に大きな影響を及ぼすことから、慎重な審議が求められていたにもかかわらず、会議の冒頭、唐突にもう一人の提出者から、「今回の公開質問状の提出は、私共の勉強不足でありました。一つの項目を除いて、他の項目は撤回させていただきたい」との発言

があり、その後、多少のやり取りがあったものの、回答書（素案）の個別事項について、具体的な審議に入ることなく、公開質問状そのものの撤回に至ったところである。

こうした事態を引き起こした村上議員は、関係者に多大な迷惑をかけ、さらには、河原地区の混乱を招いたところであり、心から関係者に謝罪するとともに、その責任を自覚すべきである。

また、今回の公開質問状の提出は、各集落の了承を得ることなく、独断で実行されており、村上議員の責任は非常に重大である。

なお、村上議員ご自身のことに言及いたしますと、村上議員は、元役場職員としての経歴からもわかるように、豊富な行政経験を有し、また、議員として、現在、今回の公開質問状に関係する、公共育成牧場跡地利用対策特別委員会の委員長という要職につかれていることから、当然のことながら、河原地区の入会原野に係るさまざまな案件については、十分に精通し、熟知されていたはずである。

にもかかわらず、今回、このような筋違いの公開質問状を独断で提出されたことについては、驚くとともに、疑問に思い、また、理解に苦しむところである。

そこで、村上議員におかれては、河原地区の入会原野の件については勉強不足で、深く認識することもなく提出したということであれば、議員としても、また、委員長としても失格であり、逆に、知りながら、何らかの意図があって提出ということになると、議員としての政治的な責任は免れないものと言わざるを得ない。

また、村上議員は、地元議員として、さらには、河原校区活性化対策特別委員会の委員長として、地域の振興・活性化を図るため、地域が抱える諸問題と課題を住民と一緒に考え、解決に導くことがその本来の役割であることにもかかわらず、今回の村上議員の行為は、逆に、河原地区の集落間の対立をあおるものであり、その責任はまことに重いものである。

このような思慮に欠けた村上議員の行為は、同僚議員として至極残念であり、村民の負託を受けて村政に携わる議員としてあるまじきことで、許し難いものである。

このように、もろもろ考え合わせますと、村上議員がこのまま議会にとどまることは、河原地区の混乱はもとより、村政の停滞を招き、ひいては、村の発展を阻害する大きな要因になることが危惧されるところである。

したがって、村議会としては、村上議員が事態を真摯に受けとめ、みずからの良識に基づき、直ちに議員を辞職されることを勧告する。

以上決議する。

平成26年9月12日。

熊本県阿蘇郡西原村議会、上野正博。

○議長（坂梨公介君）説明が終了いたしましたので、これより提出者に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですので、自席に帰ってください。

これより討論を行います。討論ございませんか。

7番、林田議員。

○7番議員（林田直行君）ただいま上野議員より決議案が報告されましたが、色々私も一緒におりまして、全員協議会あたりにも色々何でもこういふことをしておるのというような言い方で村上君を問い正した者でもございます。

これも今まで村上君が、河原のことを思ってというか、そういうことが、ただ視野が狭かったというか、この決議案のほうで書いてあるとおりでと思います。

ただ、この中で、自分1人では提出者がもう一人おられましたので、下あげの区長さん、いろいろ説明を聞いて、議員の皆さんもおわかりと思いますが、説明をされておりまして、独断で報告は、大体自分で下げますと言ってその区長をおろすことはできるかもしれませんが、彼はそれをとっていなかったということで、あれではしょうがないかなと思っております。

そして、その晩、あったのは、すぐ2人であの後話して、どうしたか、話はわかりませんが、それで取り下げを。ただ一つ、全部じゃなくて一つと、そこに私も疑問を感じたところでもありますが、結果的には撤回ということで、夜のあれは茶番劇のような会議ではございました。

結局、撤回ということで、一応村政、議会、それに村民の皆さんに多大な迷惑というか、波乱といいますか、迷惑をかけたことは事実だと思います。これもここの最後の分の決議にもあると思いますが、村上議員は元役場の職員でありまして、いろいろ内容のことは知っております。その軽はずみといいますか、先走りというようなところで、一応やったのではないかと私は思っております。

先ほど上野議員がありましたように、地域の振興、活性化を図るため、地域が抱える諸問題と課題を住民と一緒に考え、解決に導くことがその本来の役割であると。

それをただ下あげだけの考え方で言っていたのではないかと思っております。これを、また、河原全体のけじめとしまして、また、勉強されまして河原の活性化で、今河原、山西も余りはやりませんが、河原地区の議員として宮田議員あたりともいろいろ協議をされまして、より一層の河原の問題もいっぱいあります。そういうところを熟しておりますので、そういうところを、また、個人でやっていたので、先ほどありましたように、皆さんとともに、議員とともに、提案をされまして、話し合いをしてから、村づくりに貢献していただくならと考えておりますので、私は、この発議に対して反対い

たします。

○議長（坂梨公介君）ほかにありませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

発議第4号、村上議員に対する議員辞職勧告決議案について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（坂梨公介君）起立多数であります。

よって発議第4号は原案どおり可決されました。

村上議員の入場を許可します。

暫時休憩します。

（3番議員 村上貞廣君 入場）

（午後 0時02分）

（午後 0時03分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

村上議員に申し上げます。ただいまの村上議員に対する辞職勧告決議案が賛成多数で可決されましたので告知いたします。

以上で本日の議事日程及び会期日程は、全部終了しました。

これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）お許しいただいて、ちょっと先ほどの件でお話ししたいと思います。

議会としてこの今回のやつで3件目になります。やはり非常にいい状況でないというのは、誰が見てもわかっておることだと思います。たまたま本議場では、議長はこちらを向いて采配されます。何でそこにおられるかという、議員の資質、行動並びに日常生活までとは言いませんけれども、議員としての行動を把握されて、事前にわかっておることに対しては、注意指導義務があると思うんですけれども、本来リーダーシップをとってもらって、ここに至らんような回避措置はなかったのだろうかというのがいまだに思っております。

議長としてもうちちょっとリーダーシップをとっていただきたいという要望と、村上議員に対しても、私たち議員に対しても指導的な立場におるといふのを十分わかっておると思いますので、嚴重注意など、事前にできなかったのかなというのが非常に思っておりますので、その辺、議長としての思いを一つ語っていただければと思います。

○議長（坂梨公介君）議員は、西原村民の品格と色々な相談を受けながらバ

ッジをつけておるわけでございますので、それぞれの悩みもあり、私もただいまのご意見に対しては、慎重に受けとめて、自分なりの考え方を各議員に指摘するところはある、自分も含めてこれからも邁進していきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いしておきます。以上でございます。

以上で本日の議事日程及び会期日程は、全部終了しました。

これをもって閉会したいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 異議なしと認め、これをもって平成26年第3回西原村議会議定例会を閉会します。

午後 0時06分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 坂 梨 公 介

6 番議員 山 下 一 義

7 番議員 林 田 直 行